

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1025	1025010	地方公共団体発注公共事業入札時に民間参画方式PU(ピックアップ)方式	民間参画時の地方自治体との契約における、地方自治法第167条2項の随意契約における明確な認可特例及び慣例的入札形態に対する国土交通省のPU方式実施時の認可。	地方公共団体建築物入札において、元請経費上限値確定以外の直工事費分予算に対し、直工企業保護、地元企業優先等を目的とした入札形態及び、チェック方式を用いた入札、発注、下請企業決定まで地方公共団体と協力して実施する。		熊本県	有限会社アーバン・デザイン中川設計室	地方公共団体の慣例的建築物発注形態に対する是正提案	公共工事入札時に、民間企業が元請と直工業者の間に参画する特例を活用し、直工下請企業の適正保護及び地元優先を主眼とした方式(PU方式)のもと、公共工事における元請と下請間の片寄りの無い適性な予算運用を計る。現在の元請による入札方式は、落札後元請の下請に対する自由な搾取を許し、昨今の経済状況では度を過ぎた目に余るものがある。かと言って当PU方式は元請とは相反するCM方式の如きものではなく、元請の利益追求の方向性により排除されがちな地元企業の保護、つまり公共工事の本来の目的達成を主眼として元請、下請間の適正なバランスを念頭に参画するものである。
1095	1095040	一般公共海岸区域の占用について	大規模施設(港湾施設)の海岸区域占用	港湾の建設	西之表市馬毛島の海岸は「一般公共海岸区域」に指定されているが、港湾建設の為には当該一般公共海岸区域の占用が必要である。しかし、鹿児島県土木部河川課の見解としては、海岸法の趣旨としては、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図ることであり、一般公共海岸区域はあまり手を加えないことが原則として、明確な回答が得られていない。	鹿児島県	民間企業	馬毛島飛行場特区構想	鹿児島県では、種子島の西約13kmにある馬毛島において完全再使用型宇宙往還機着陸場の誘致運動を進めている。この宇宙往還機着陸場としての4000m滑走路の建設は、当島の約99%以上を所有する民間企業が建設した1200m滑走路を延長することにより可能である。またさらに、近年におけるアジアの経済成長により、地理的・社会条件などの観点から、この滑走路は空港として最適であり、わが国とアジアの流通機構、県下の雇用・流通機構の高度化に貢献することが期待される。よってここに、画期的な民間飛行場特区として申請するものであり、これにより、馬毛島を最大限に活用し、雇用、離島開発等の地域経済の発展と地域の活性化を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1028	1028010	協議による水利権の調整	河川管理者と判例による水利権者が協議により水利権調整を可能にする	河川法23条により河川の流水占有に関する権限は河川管理者が有することとなっているが、芦ノ湖に関しては過去の経緯から静岡県裾野市が水利権を有している。この水利権に関し、河川管理者と水利権者の協議により水利権調整が図れるようにする。		静岡県	勝又 國佳	芦ノ湖「水特区」	河川法23条により河川の流水占有に関する権限は河川管理者が有することとなっているが、芦ノ湖に関しては過去の経緯から静岡県裾野市が水利権を有している。この水利権に関し、河川管理者と水利権者の協議により水利権調整が図れるようにする。
1186	1186010	琵琶湖からの取水許可	当社では現在、工業用水の大部分を上水道に依存し、半導体生産を行っているが、水資源の有効活用の観点から水利権取得の合理化を図り、琵琶湖から直接取水することにより、生産の効率化を図る。	関西日本電気工業用水	1997年に弊社が買い受けた都築紡績(株)大津工場については、同社が保有していた取水権についても資産価値を大きく評価しその地位は購入意思決定動機のひとつでもあった。しかしながら同年10月2日建設省近畿地方建設局(当時)のご指導により、「譲渡元と業種が異なるため地位の承継は認められない」とのご指摘ならびに同年10月8日にも「都築紡績(株)の水利権が利水実績無き為失効」とのご指摘を受け水利権継承を断念した。当時、都築紡績(株)の取水施設は4,200m3/日の取水能力を有していたが大幅な改造を施し、現在弊社は滋賀県の許可の下620m3/日の工業用水として使用している。 なお、都築紡績(株)の取水権については2000年10月19日付けで近畿地方建設局(当時)より「水利権の放棄及び用途廃止届け受理」が都築紡績(株)に通知される。半導体を取り巻く事業環境は世界規模での競争が激化の一途にあり、それに勝ち残るためには徹底したコストミニマムでの工場運営が不可欠となってきている。この地に生き残り、地域経済の発展のためにも大量に使用する水の安価な確保が必要であり、これによる弊社の発展は地域の活性化に直結すると確信するものである。	滋賀県	関西日本電気株式会社	琵琶湖からの取水許可もしくは譲渡物件保有水利権の地位承継	琵琶湖からの取水許可 当社が譲渡を受けた会社が所有していた水利権の地位承継 河川基本計画策定中においても水利権許可を可能とする 5000m3を取水し、工業用水として利用した後その大部分を放水する場合、取水量と放水量の差引分を水利権の範囲とする

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1186	1186020	当社が譲渡を受けた会社が所有していた水利権の地位承継	当社では現在、工業用水の大部分を上水道に依存し、半導体生産を行っているが、水資源の有効活用の観点から水利権取得の合理化を図り、琵琶湖から直接取水することにより、生産の効率化を図る。	関西日本電気工業用水	1997年に弊社が買い受けた都築紡績(株)大津工場については、同社が保有していた取水権についても資産価値を大きく評価しその地位は購入意思決定動機のひとつでもあった。しかしながら同年10月2日建設省近畿地方建設局(当時)のご指導により、「譲渡元と業種が異なるため地位の承継は認められない」とのご指摘ならびに同年10月8日にも「都築紡績(株)の水利権が利水実績無き為失効」とのご指摘を受け水利権継承を断念した。当時、都築紡績(株)の取水施設は4,200m3/日の取水能力を有していたが大幅な改造を施し、現在弊社は滋賀県の許可の下620m3/日の工業用水として使用している。 なお、都築紡績(株)の取水権については2000年10月19日付けで近畿地方建設局(当時)より「水利権の放棄及び用途廃止届け受理」が都築紡績(株)に通知される。半導体を取り巻く事業環境は世界規模での競争が激化の一途にあり、それに勝ち残るためには徹底したコストミニマムでの工場運営が不可欠となってきている。この地に生き残り、地域経済の発展のためにも大量に使用する水の安価な確保が必要であり、これによる弊社の発展は地域の活性化に直結すると確信するものである。	滋賀県	関西日本電気株式会社	琵琶湖からの取水許可もしくは譲渡物件保有水利権の地位承継	琵琶湖からの取水許可 当社が譲渡を受けた会社が所有していた水利権の地位承継 河川基本計画策定中においても水利権許可を可能とする 5000m3を取水し、工業用水として利用した後その大部分を放水する場合、取水量と放水量の差引分を水利権の範囲とする
1186	1186030	河川基本計画策定中においても水利権許可を可能とする	当社では現在、工業用水の大部分を上水道に依存し、半導体生産を行っているが、水資源の有効活用の観点から水利権取得の合理化を図り、琵琶湖から直接取水することにより、生産の効率化を図る。	関西日本電気工業用水	琵琶湖水利権取得に際し、河川管理者である滋賀県と協議したところ、現在河川基本計画を策定中であるため水利権許可できないとの説明があった。 企業にとっては水利権を早急に取得する必要があるため、河川基本計画の策定中においても許可水利権の現況から判断し、新規水利権の許可を可能とする。	滋賀県	関西日本電気株式会社	琵琶湖からの取水許可もしくは譲渡物件保有水利権の地位承継	琵琶湖からの取水許可 当社が譲渡を受けた会社が所有していた水利権の地位承継 河川基本計画策定中においても水利権許可を可能とする 5000m3を取水し、工業用水として利用した後その大部分を放水する場合、取水量と放水量の差引分を水利権の範囲とする
1186	1186040	5,000m3を取水し、工業用水として利用した後、その大部分を放水する場合、取水量と放水量の差し引き分を水利権の対象とする。	当社では現在、工業用水の大部分を上水道に依存し、半導体生産を行っているが、水資源の有効活用の観点から水利権取得の合理化を図り、琵琶湖から直接取水することにより、生産の効率化を図る。	関西日本電気工業用水	当工場においては、取水した水を加工し純水とした後、半導体洗浄を行い大部分の水を琵琶湖へ放水している。この場合実質的に使用する水量は取水量と排水量の差分のみであるため、水利権許可の対象をこの差分のみとする。	滋賀県	関西日本電気株式会社	琵琶湖からの取水許可もしくは譲渡物件保有水利権の地位承継	琵琶湖からの取水許可 当社が譲渡を受けた会社が所有していた水利権の地位承継 河川基本計画策定中においても水利権許可を可能とする 5000m3を取水し、工業用水として利用した後その大部分を放水する場合、取水量と放水量の差引分を水利権の範囲とする

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1119	1119010	河川法並びに河川敷地許可準則に特例を設け、2級河川の一部に蓋がけをし、第三セクター方式で、駐車場、駐輪場を作れる特例の提案	規制を撤廃する提案である。河川法24条26条、河川敷地許可準則第2章第6、第7一項三号及び五号では現在河川の利用につき民間では参入できないが、これを民間で参入を可能とし、なおかつ第三セクター方式で運営すれば、公益的な事業を運営する事が出来る。	2級河川呑川、内川の一部に蓋がけをして駐車場、駐輪場を作りその利益で河川汚染の浄化の費用とする。これにより同時に蒲田駅周辺の無断駐輪を排除し通行の安全を確保するという、公共的な事業である。私と区、または都の第三セクター方式とするとし、2段階の浄水、汚濁の除去によって、河川の汚染をなくし、湾の汚れも綺麗になりかつ蒲田駅周辺の通行の安全を確保する。過去、河川敷地専用許可については、河川法24条、同26条、河川敷地許可準則第2章第6、第71項三号及び五号の基準に適合せず、不許可処分。	2級河川呑川の汚染状況を改善するためには、その資金調達が必要となる。蒲田駅周辺の無断駐輪を排除しないと、交通の安全が確保できない。駐車場駐輪場を作ることによって呑川の汚染が改善される。法令の規制がある限り、土地の確保が難しいだけでなく多大な費用がかかり、ひいては使用負担が高くなり実現が不可能となる。	東京都	北田卓志	(株)大田駐車場	2級河川呑川の汚染状況を改善するためには、その資金調達が必要となる。蒲田駅周辺の無断駐輪を排除しないと、交通の安全が確保できない。駐車場駐輪場を作ることによって呑川の汚染が改善される。法令の規制がある限り、土地の確保が難しいだけでなく多大な費用がかかり、ひいては使用負担が高くなり実現が不可能となる。
1158	1158010	湖の水質管理権を国から流域の首長(会)に全面移管する	国は治水と利水に専念し水質管理は地元住民の代表が実施する	04年8月3日の総務省政策評価を真摯に受け止めれば現行の国による水質管理体制の全面転換は住民中心に実施すべきです。		茨城県	NPO霞ヶ浦浄化連	泳げる霞ヶ浦実現目的の水上農業開発と循環型社会システム構築	その昔霞ヶ浦は泳げました、再びあの霞ヶ浦を流域住民の力でとり戻すプロジェクト提案です、私たちNPO霞ヶ浦浄化連のメンバーは平成9年度の民産学官の水質改善プロジェクトに参画し、浄財とボランティアで実証実験継続遂行し「データと力」を蓄えてきました。毎月の地方紙に意見広告を掲載し、PRに努力しています。霞ヶ浦に流入する56河川の川口に湖内湖を設け合計1千haの筏上で植物を栽培しチソ燐等の栄養塩類を回収して富栄養化の霞ヶ浦を泳げる湖にします。其の収穫物を活用し、キノコ産業の立上げや車、住宅の内装材などの地場産業を創出、千人単位の雇用が期待できます。霞ヶ浦流域に水質系循環型社会を築きましょう。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1158	1158020	市民やNPOが実施する湖面での面源負荷対策実験は河川法の適用を除外する	面源負荷削減実験を試行希望者は首長に届出、安全安心な実験方式について協議しなければならない。	霞ヶ浦流域から毎日膨大なチッソ燐などの栄養塩類が排出され56の河川から湖に流入し年間肥料換算120億円に達する。この栄養塩類を有用植物の筏で回収、大規模なキノコ栽培施設で原料として利用、そのキノコを活用した健康酒などを製造販売することで数千人の規模の地場産業と新規雇用が発生する		茨城県	NPO霞ヶ浦浄化連	泳げる霞ヶ浦実現目的の水上農業開発と循環型社会システム構築	その昔霞ヶ浦は泳げました、再びあの霞ヶ浦を流域住民の力でとり戻すプロジェクト提案です、私たちNPO霞ヶ浦浄化連のメンバーは平成9年度の民産学官の水質改善プロジェクトに参画し、浄財とボランティアで実証実験継続遂行し「データと力」を蓄えてきました。毎月の地方紙に意見広告を掲載し、PRに努力しています。霞ヶ浦に流入する56河川の川口に湖内湖を設け合計1千haの筏上で植物を栽培しチッソ燐等の栄養塩類を回収して富栄養化の霞ヶ浦を泳げる湖にします。其の収穫物を活用し、キノコ産業の立上げや車、住宅の内装材などの地場産業を創出、千人単位の雇用が期待できます。霞ヶ浦流域に水質系循環型社会を築きましょう。
1047	1047040	汚水処理施設整備事業積算基準の統一	汚水処理施設整備事業の積算には、事業の種類に応じて国土交通省、農林水産省、厚生労働省それぞれの基準があるため、これを統一する。	国土交通省、農林水産省、厚生労働省の積算基準を統一することにより、設計積算業務を人的・事務的に効率化を図る。		愛知県	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	市民に必要な行政サービスを自らの責任で判断し、市民満足度を高めた行政サービスの提供に努めることを主目的とする。そこで、健全で効率的な自治体運営を行うため、費用対効果高め、PFI事業などによる「行政運営の効率化」「適切な市民サービス」、情報を共有することによる「市民との協働」、地域活性化による増収はもとより、滞納地方税の回収促進を含めた「財源の確保」といった複合的な取組みを進め、雇用の創出、効率的な行政サービスの提供等により地域の活性化を促進する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1062	1062020	下水道施設等を設置できる都市公園の面積基準の緩和	現在2ha以上の都市公園にしか認められない地下占有物件の設置の要件を、市内に数多くある2ha未満(0.5ha以上)の都市公園でも可能とする。	福井豪雨を厳しい教訓として、都市公園に、その機能を著しく低下させない範囲で雨水の貯留施設を設置することで、水害に強いまちづくりを行う。		福井県	福井県福井市	不死鳥福井特区(よみがえれ不死鳥のまち福井)	<p>去る7月18日に発生した福井豪雨は、家屋被害のほか、農・林地や企業などに多大な被害をもたらした。早急な災害復旧と被災者支援のため、激甚災害(本激)の指定を受けた災害を行政区域に含む市も、「宝くじの販売」を可能にし、福井市が発売することで、財源を確保する。</p> <p>また、浸水対策として、被災地にある都市公園に雨水の貯留施設を設置するため、現在2ha以上の都市公園にしか認められない地下占有物件の設置の要件を、2ha未満(0.5ha以上)の都市公園でも可能とすることで、安全・安心な生活環境を確保する。</p> <p>これらを行うことにより、度重なる災禍に火の鳥「不死鳥」のように甦ってきた不死鳥福井の完全復興を図る。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1238	1238010	ソイルエネルギーからむし特区	<p>人糞は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「肥料取締法」などにより、昔のように栽培区域に散布できないような指導が行なわれている。</p> <p>しかし、人糞を有効な資源としてとらえたところや、し尿処理場の整備が進んでいない山間地では、昔ながらに下肥を肥料として利用しているところもある。また、土壌の持っている浄化力や分解力は「穴を掘ってごみを埋めておく、いつのまにか分解している」という自然現象に見られるように、古来から知られている事実である。</p> <p>このような土壌の持つ自然の力を評価することとあわせて、昭和村では、からむしという植物を生育させるためには、人糞の施肥が不可欠で、古来からの伝統産業を高品質に維持するためには、人糞を有効な資源とみなすことが必要で、規制について特例として除外してほしい。</p> <p>(法的運用) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・肥料取締法 ・建築基準法 ・浄化槽法</p>	<p>小野川地区200人を対象に二つの地区に分ける。</p> <p>それぞれの地区の水洗トイレ原水と雑排水を配管にてからむし栽培区域まで収集する。</p> <p>からむし栽培区域に一次処理装置として沈殿分離槽を設置する。</p> <p>1地区の汚水量27m³/日について540mのトレンチが必要でトレンチをからむし栽培区域に設置する。</p> <p>トレンチとトレンチのうね間からむしを植栽する。</p> <p>沈殿分離槽に堆積した汚泥は、1年間に1回春焼畑された後に、からむし栽培区域にまんべんなく散布する。</p>		福島県	福島県昭和村	ソイルエネルギーからむし特区	<p>昭和村は、昔から本州唯一のからむしの生産地として知られている。高品質のからむしを栽培するには、人糞が必要となる。小野川地区200人の集落を対象に、住宅から排出される水洗トイレの原水と雑排水を配管にてからむし栽培区域に収集し、一次処理として沈殿分離槽を設置し、上澄液をニイミトレンチにて、からむしへの液肥として供給する。沈殿分離槽に堆積した汚泥は、春焼畑の後に、からむし栽培区域にまんべんなく散布する。このように人間が排出した汚泥や人糞を肥料として施肥することができると、からむしの繊維を昔のように高品質なものとして確保することができる。</p>
1237	1237010	スリム下水道事業	<p>国土交通省の補助事業は、下水道法によって接続を義務付けられるというメリットはあるものの、都市型の下水道事業となるために5万人以下の地方自治体には、過大計画となる場合が多い。</p> <p>現在では、農林水産省が集落排水事業として、下水道事業を実施しているため、その法的運用を組み合わせると財政負担を軽減する下水道事業を具体化できる。</p> <p>具体的要望内容 国土交通省の補助事業として下水道法で実施する。 処理水質はBOD20mg/lとする。 汚泥は一般廃棄物として取扱う。 水質分析の項目や頻度は、浄化槽と同様とする。</p>	<p>国土交通省の下水道事業は、大都市を中心に進められている補助事業であるために、重金属を排出する事業所が含まれていることが前提に法的運用が行なわれている。しかし、山間部や農村部などの地方自治体では、特殊事業所が含まれている場合が少なく、重金属の混入されない汚水を浄化する場合が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあったものとして運用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれ、維持管理費が安価にできるようになっているため、国土交通省の下水道事業もそれに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。</p> <p>処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用 汚泥は重金属の混入がないために産業廃棄物を一般廃棄物として運用することとし、肥料として活用する。 水質分析の項目や頻度は重金属の混入がないために浄化槽や集落排水処理施設と同様の取扱いとする。 この3点が特区として認められると年間維持管理費を大幅に減額することができる。</p>		東京都	土壌浄化法事業推進連合会	スリム下水道事業	<p>国土交通省の補助事業として実施する終末処理場は、農林水産省の終末処理場の運転管理と比べると法的運用によって維持管理の負担が増加しているため、今回特区として規制改革の申請を行なっている。</p> <p>スリム下水道事業は、これから下水道を国土交通省の事業として実施する場合に、財政的負担を軽減するために、下記の要望内容を組み合わせた下水道事業のことを指している。</p> <p>要望内容 処理水質はBOD20mg/l 汚泥は一般廃棄物として取扱う 水質分析項目や頻度は浄化槽と同様とする。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1239	1239010	トクトク下水道事業	<p>国土交通省の補助事業として下水道を実施しているが、下水道区域内には重金属を排出する特殊事業所は含まれていない場合が多い。</p> <p>規制改革についての提案は、国土交通省の補助事業として採択された処理場を浄化槽や集落下水道と同様の取扱いを行ってほしいという内容となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 処理水質はBOD20mg/lとする。 2. 汚泥は、一般廃棄物として取扱う 3. 水質分析の項目や頻度は浄化槽と同様とする 	<p>国土交通省の下水道事業は、大都市を中心に進められている補助事業であるために、重金属を排出する事業所が含まれていることが前提に法的運用が行なわれている。しかし、山間部や農村部などの地方自治体では、特殊事業所が含まれている場合が少なく、重金属の混入されない汚水を浄化する場合が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあったものとして運用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれ、維持管理費が安価にできるようにしているため、国土交通省の下水道事業もそれに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。</p> <p>処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用 汚泥は重金属の混入がないために産業廃棄物を一般廃棄物として運用 水質分析の項目や頻度は重金属の混入がないために浄化槽や集落排水処理施設と同様の取扱いとする。 この3点が特区として認められると年間維持管理費用を大幅に減額することができる。</p>		東京都	土壌浄化法事業推進連合会	トクトク下水道事業	<p>国土交通省の補助事業として実施している終末処理場は、農林水産省の終末処理場の運転管理と比べると法的運用によって維持管理の負担が増加しているため、今回特区として規制改革の申請を行なっている。</p> <p>要望内容 処理水質はBOD20mg/l 汚泥は一般廃棄物として取扱う 水質分析項目や頻度は浄化槽と同様とする。</p>
1240	1240010	トクトク下水道事業園部特区	<p>園部町の西本梅処理区と西部処理区は国土交通省の補助事業として下水道を実施しているが下水道区域内には重金属を排出する特殊事業所は含まれていない。</p> <p>規制改革についての提案は、西本梅浄化センターと西部浄化センターの二つの下水処理場について、浄化槽や集落下水道と同様の取扱いを行ってほしいという内容となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 処理水質はBOD20mg/lとする。 2. 汚泥は、一般廃棄物として取扱う 3. 水質分析の項目や頻度は浄化槽と同様とする 	<p>国土交通省の下水道事業は、大都市を中心に進められている補助事業であるために、重金属を排出する事業所が含まれていることが前提に法的運用が行なわれている。しかし、園部町のような地方自治体では、特殊事業所が含まれている場合が少なく、重金属の混入されない汚水を浄化する場合が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあったものとして運用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれているため、それに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。</p> <p>処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用 汚泥は重金属の混入がないために産業廃棄物を一般廃棄物として運用 水質分析の項目や頻度は重金属の混入がないために浄化槽や集落排水処理施設と同様の取扱いとする。 この3点が特区として認められると園部町では年間500万円以上維持管理費用を減額することができる。</p>		京都府	京都府園部町	トクトク下水道事業園部特区	<p>京都府園部町は、16,000人の行政人口の町で、ほぼ全域の下水道整備を推進しているところである。町の中心地8,000人は流域下水道に接続し、周辺地区8,000人を8つの終末処理場で運転を行なっている。国土交通省で二ヶ所の補助事業を実施しているが、農林水産省で六ヶ所建設している終末処理場の運転管理と比べると法的運用によって維持管理の負担が増加しているため、今回特区として規制改革の申請を行なっている。</p> <p>要望内容 処理水質はBOD20mg/l 汚泥は一般廃棄物として取扱う 水質分析項目や頻度は浄化槽と同様とする。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1241	1241010	トクトク下水道事業占冠特区	<p>占冠村は広大な土壌空間を有した行政人口の少ない村で、下水道区域内には重金属を排出する特殊事業所は含まれていない。</p> <p>規制改革についての提案は、占冠中央浄化センターとトマム浄化センターの二つの下水処理場について、浄化槽や集落下水道と同様の取扱いを行ってほしいという内容となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 処理水質はBOD20mg/lとする。 2. 汚泥は、一般廃棄物として取扱う 3. 水質分析の項目や頻度は浄化槽と同様とする 	<p>国土交通省の下水道事業は、大都市を中心に進められている補助事業であるために、重金属を排出する事業所が含まれていることが前提に法的運用が行なわれている。しかし、占冠村のような地方自治体では、特殊事業所が含まれている場合が少なく、重金属の混入されない汚水を浄化する場合が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあったものとして運用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれているため、それに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。</p> <p>処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用 汚泥は重金属の混入がないために産業廃棄物を一般廃棄物として運用 水質分析の項目や頻度は重金属の混入がないために浄化槽や集落排水処理施設と同様の取扱いとする。</p> <p>この3点が特区として認められると占冠村では年間500万円以上維持管理費用を減額することができる。</p>		北海道	北海道占冠村	トクトク下水道事業占冠特区	<p>北海道占冠村は、広大な面積に1,500人の行政人口という小さな村である。観光地トマムの開発で下水道事業が今から20年前に緊急課題となった。農林水産省と建設省(現在国土交通省)の二つの下水道事業を検討した結果、下水道法によって実施することを決定し、実施設計から供用開始まで、3年という短期間で補助事業を実施することができている。維持管理を行っている中で、農林水産省の補助事業として実施したら負担を軽減することができるという内容に直面しているため、今回特区として規制改革の申請を行なっている。要望内容 処理水質はBOD20mg/l 汚泥は一般廃棄物として取扱う 水質分析項目や頻度は浄化槽と同様とする</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1064	1064010	特定非営利活動法人による公共基準点設置及び管理運営事業	特定非営利活動法人が組織の中に測量に関する計画・管理・評価が出来る仕組み作りをする事で公共測量における測量計画機関となることを可能にします。	<p>NPO上越地域活性化機構では、くびき野GIS協同組合と連携し今年度3基のRTK-GPS固定点を設置します。測量への利用だけでなく地域情報化の基本インフラとして今後、整備を進めていく予定です。</p> <p>情報化基盤である公共基準点は、地域が同一精度で管理されなくてはならない事を基本として行政との連携を取りながらも、独自で基準点整備を進め、一元的な維持管理システムを構築し利用者への座標情報提供サービスをIT技術を活用し展開しようとするものです。また、その経費については課金システムを構築した上、行政を含めた利用者の負担によって運営するもので、将来的には地図データ他、地域基本コンテンツの配信も視野に入れ、基本情報をユビキタスに提供するもので、行政における公共基準点設置維持に関する費用の大幅軽減と本事業のシステムする利用した新規ビジネス創造に繋がるものです。</p> <p>提供するサービス (1) TK-GPS固定点サービス(RTK-GPS補正情報提供及び取得座標転送サービス) (2) 携帯電話とICタグ利用による情報レス状態での公共基準点位置案内及び座標情報提供サービス(ユーザー登録による課金制)</p>	<p>公共測量の定義は測量法第5条に規制している通りである。しかしながら昭和24年6月の同法施行当時、測量技術を持った官直営管理の元で精度を保とうとしたものと考えられる。</p> <p>現在は測量技術の高度化等で地方公共団体が測量に関する計画及び技術管理する事は非常に難しいのが現状である。</p> <p>本来、公共測量の位置付けは一定の制約の中で精度管理された正しい成果が確保出来ればその目的は達するものと考えられる。よって地域情報化基盤整備推進の観点からも公共測量計画機関は文頭に述べた者だけに特定すべきでは無いと考える。</p> <p>NPO法人は現行法の公共機関として位置づけられないことから当事業で設置する基準点は公共基準点として認可されない。地域が共有して利用しようとするなかで、公共団体が発注する公共測量に、この基準点を利用したくても測量法第32条の規制により利用することは出来ない。</p> <p>また、測量法第47条には特例処置が規制されているが、本事業は同法同条にいう、認可工事には該当しない。また、独自の運営であり公共団体の補助を受けて行う事業でも無い。</p> <p>これまで現行法内で公共基準点と位置づけるべく、地方測量部ともお話しし上越市への交渉を続けましたが、公平性の観点から事業承認には至りませんでした。特区で有れば協力は可能との見解を戴いた事から特区提案をするものです。</p>	新潟県	NPO法人 上越地域活性化機構、くびき野GIS協同組合、	公共基準点整備とWebによる高精度空間情報提供事業構想	<p>電子自治体構築の基盤としての、インフラとしてのGISが注目されている。その背景にあるのが公共基準点を含む各種共用空間データの構築である。特に位置(座標)情報は一定の精度が確保できる事が必須である。正確な位置情報を必要とする各種公共ビジネスでは、その利用に一定の制約を設け、webサイト上で広範囲に情報提供することで地域情報化社会の重要なインフラとして活用する事が可能になる。独自の固定点構築と基準点整備を図り、維持・管理を継続させ、それらを共同で活用する仕組みを作り、インターネット配信による、新たな地域地理情報提供モデルの構築を目指す。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1019	1019010	高齢者施設と児童養護施設の併設に関する省庁間の連携と規制の一体化	<p>現状の課題として「少子高齢化」が問題となっており、本来この問題は表裏一体を成すものと考えられる。高齢者施設としては、厚生労働省所管の「老人福祉施設、国土交通省所管の「高齢者優良賃貸住宅」が考えられ、児童福祉施設に関しては厚生労働省が所管して居るが、本件に対する庁内一体意識を高める事により、より実効のある施策実施可能と思われる。</p> <p>特に、国土交通省所管の「高齢者優良賃貸住宅」制度と「児童養護施設」との整合性は無く、合一施設として有用性に対する認識が看過されて居る。高齢者の「生き甲斐と自立性」児童の「豊かな情緒の育成」は、共に充足され得る施設から涵養されるが事が、運営的にも財政的のみならず精神医学的にも実効が高い事が証明されて居る。しかし乍ら現状では、各省庁の施策方針と自治体との実施状況が、必ずしも合致していないのが現状である。</p> <p>特に各省庁の通達・施策等の実施に対する管理、民間からの施策不一致並び、要望に対する処理に、スムーズな対応について「機関並び協議窓口」の一元化が出来る様に希望する。</p>	<p>本計画は、現在開発を完了した用地30000㎡に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.高齢者優良賃貸住宅若しくは有料老人ホーム(収容人員100名) 2.児童養護施設(50名) 3.供用施設(医療施設・厨房施設・遊戯施設等)を本、併合施設により、高齢者の自立度を高め、児童の精神的育成を図り、相互に「心身の故郷」を創設する。 <p>特に、高齢者施設に関しては、一世代では無く二世帯・三世帯を視野に長期サイクルでの負担軽減を図る。</p> <p>児童養護施設に関しては、地域の過疎化・高齢化対策を視野に子供達が永住の地として選択出来る地域環境を整え、自治体本来の複合施設の目的である実効ある運営と、相互の家族意識による物心両面の真のケアを図る。</p>	<p>省庁間を横断する、複合的施設の計画に際し、現状の課題として、「複合施設の実効性」に対する適否の判断を仰ぐ、指導機関が無く、協議窓口が煩雑であり、民間として計画協議を躊躇して居る事は否めません。更に、各省庁と地方自治体との意識も不一致も有り、通達者の施策方針、それに伴う実施状況に対する適切な指導を行い、提出案件によるが、窓口の一元化の方向を模索して頂きたく、提案をするに至りました。</p>	岡山県	三紘企業株式会社	高齢者施設並び交通災害遺児等児童養護施設併用特区構想	<p>提案の主旨は、今後予想される介護保険等高齢者対策、児童養護(児童福祉)対策の二元的施設の一体化による、高齢者個人の負担を軽減し、長期的、「国・地方自治体の財政」の補完を志向したものであります。</p> <p>しかし乍ら、省庁を横断する施策による窓口の煩雑さ、施設並び設置基準の相違・省庁の通達・省令等と地方自治体との施策実効性隘路がプロジェクト推進の阻害要因に成って居る。</p> <p>今後、益々地方自治体に権限が付加される事と成る事と思いますが、国の指導を考慮し、省庁を縦横断する複合施設に対する、実効性を判断する機関の設置・更にはその機関の指導による、協議窓口等の一元化を希望する。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1081	1081010	公営住宅への知的障害者単身入居容認事業	<p>現在、身体障害者については、自立可能な者の公営住宅への単身入居が認められており、知的・精神障害者についても自立の生活訓練を終え、入居後もサポート体制のある者の単身入居が可能となるよう特区制度において規制緩和を求めているものである。なお、入居資格が認められれば、心身障害者世帯の優先入居について配慮する旨の通達に基づき、割当住戸の確保等による居住支援が可能となる。</p>	<p>・宮城県では、「みやぎ知的障害者施設解体宣言」を発し、県の障害者施策の方向性として障害者の地域移行の促進を掲げ、その理念の実現に向けて「生活の場」の確保策の充実を図ることとしている。</p> <p>・障害者が単身で住宅を確保する場合、大きな問題となるのは、入居の際の金銭的保証と障害者本人の生活上の様々な問題に対するサポート体制の存在である。</p> <p>・まず、金銭的保証については、民間の保証機関が増えてきており、一定の保証料を支払うことによりある程度クリアできるため、宮城県では障害者を対象として保証料の補助を含めた住宅確保支援システムについて市町村を中心にモデル的に構築することとしている。</p> <p>・問題は、障害者が単身で賃貸住宅に入居した際に、障害者本人及び貸主や近隣住民が安心できるよう、障害者の生活上のバックアップ体制が整備されているかということである。</p> <p>・知的障害者の場合、家族の高齢化や身寄りがないなど、保証人を立てることが不可能となっている場合が多々あるため、このような障害者については、支援ネットワークを地域で担えるようなシステムを構築する必要がある。</p> <p>・よって、知的障害者に対する具体的な生活上の支援システムとして、「総合マネジメント支援事業(県単独事業)」において、県内各圏域に地域生活支援センターを設置し、在宅単身の知的障害者について、地域生活支援センターの支援員が訪問等を行うことや、緊急事態が発生した場合でも対処するなど、24時間、365日のバックアップ体制を整えることとしている。</p> <p>・次の問題として、障害者の地域移行を促進するためには、安価な料金で入居できる賃貸住宅の確保が必要不可欠で、公営住宅への入居が有効な手段となるが、世帯向け公営住宅の単身入居制限が制度的に緩和されているのは、50歳以上の者や身体障害者などに限られている状況にあり、知的障害者の単身入居はできないこととなっている。</p> <p>・よって、知的障害者の地域移行の受け皿としてはグループホームが中心とはなるが、グループホームから独立可能で社会生活に最低限適応できる能力を身につけた軽度の知的障害者を対象に、入居の際の金銭的保証及び生活上のバックアップ体制の問題については、宮城県の単独事業によりサポートしつつ、公営住宅への単身入居を可能とするよう規制緩和を求めているものである。</p>	<p>・宮城県では、「みやぎ知的障害者施設解体宣言」を発し、障害者が地域でいきいきと暮らしていける社会を構築することを目指している。</p> <p>・障害者が、地域で生活するためには、生活の場の確保が重要であり、安価な料金で入居できる賃貸住宅の確保策が必要となっている。</p> <p>・よって、単身入居制限の規制を緩和し、公営住宅への知的・精神障害者の入居を可能とすることにより、生活の場の確保を図るものである。</p>	宮城県	宮城県	公営住宅への知的・精神障害者単身入居容認事業(みやぎ知的障害者施設解体宣言の理念実現に向けて)	<p>現在、身体障害者については、自立可能な者の公営住宅への単身入居が認められており、知的・精神障害者についても自立の生活訓練を終え、入居後もサポート体制のある者の単身入居が可能となるよう特区制度において規制緩和を求めているものである。なお、入居資格が認められれば、心身障害者世帯の優先入居について配慮する旨の通達に基づき、割当住戸の確保等による居住支援が可能となる。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1081	1081020	公営住宅への精神障害者単身入居容認事業	<p>現在、身体障害者については、自立可能な者の公営住宅への単身入居が認められており、知的・精神障害者についても自立の生活訓練を終え、入居後もサポート体制のある者の単身入居が可能となるよう特区制度において規制緩和を求めているものである。なお、入居資格が認められれば、心身障害者世帯の優先入居について配慮する旨の通達に基づき、割当住戸の確保等による居住支援が可能となる。</p>	<p>・精神障害者についても上記知的障害者の単身での住宅確保について同様の問題を抱えている。 ・金銭的保証については、上記知的障害者と同様、宮城県では障害者を対象として保証料の補助を含めた住宅確保支援システムについて市町村を中心にモデル的に構築することとしている。 ・障害者本人の生活上の様々な問題に対するサポート体制については、精神障害者の場合、家族と疎遠になっているケースなどでは保証人を立てることが不可能となっていることが多々あるため、地域生活支援センター等の活用を図り、生活上の不安の解消(緊急対応、相談支援、日常見守り)のため、貸主等との連絡調整を行う相談支援体制を整備することにより対応することとしている。 ・また、安価な料金での住宅確保策についても、精神障害を例にとると、いわゆる社会的入院患者の地域移行の受け皿としてはグループホームが中心とはなるが、グループホームから独立可能な障害者や、退院後直ぐに地域での生活が可能となる障害者で、資力等の理由から民間の賃貸住宅への入居が難しい場合などには、公営住宅への入居が有効な地域移行の手段となる。 ・しかし、知的障害者同様、単身入居の制限により、50歳未満の者は公営住宅へ単身で入居できない状況にある。 ・よって、入居の際の金銭的保証及び生活上のサポート体制の問題については、宮城県の単独事業により担保することとし、特に精神障害者については、社会的入院者の退院促進事業である「精神障害者自立生活支援事業(県単独事業)」を行うことにより、退院後の生活を具体的にイメージし安心して退院できるようにするための外出支援や宿泊体験等の生活訓練を受けて社会生活に最低限適応できる能力を身につけた者を対象に、上記知的障害者同様、公営住宅への単身入居を可能とするよう規制緩和を求めているものである。</p>	<p>・宮城県では、「みやぎ知的障害者施設解体宣言」を発し、障害者が地域でいきいきと暮らしていける社会を構築することを目指している。 ・障害者が、地域で生活するためには、生活の場の確保が重要であり、安価な料金で入居できる賃貸住宅の確保策が必要となっている。 ・よって、単身入居制限の規制を緩和し、公営住宅への知的・精神障害者の入居を可能とすることにより、生活の場の確保を図るものである。</p>	宮城県	宮城県	公営住宅への知的・精神障害者単身入居容認事業(みやぎ知的障害者施設解体宣言の理念実現に向けて)	<p>現在、身体障害者については、自立可能な者の公営住宅への単身入居が認められており、知的・精神障害者についても自立の生活訓練を終え、入居後もサポート体制のある者の単身入居が可能となるよう特区制度において規制緩和を求めているものである。なお、入居資格が認められれば、心身障害者世帯の優先入居について配慮する旨の通達に基づき、割当住戸の確保等による居住支援が可能となる。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1250	1250010	公営住宅におけるNPO法人等への目的外利用の承認(建物及び敷地)	公営住宅の建物及び敷地について、入居者、地域との良好なコミュニティ確保を目的に、NPO法人等へ目的外利用ができるようにする。また、入居者等の利便性の向上とコミュニティ拠点の形成を目指して、商業施設等(コンビニエンスストア、クリーニング取次店等)の設置ができるよう目的外利用を承認する。	公営住宅の建物及び敷地内に、NPO法人等を入居させ、事業主体が行政として直接関与することが困難な、よりきめ細やかな共同生活の円滑化に資する対応を図る。 また、商業施設等の賃借による設置により、入居者だけでなく、地域住民も含めた利便性の向上を図り、地域でのコミュニティ拠点を形成し、快適な住環境を整える。	住環境は、個々の住宅、あるいは、居住者一人ひとりが成員であるコミュニティと切り離せないものであり、その改善には、地域住民がコミュニティ意識を持ち、まちづくりに努力する必要がある。公営住宅は、入居者のモラルの低下によって引き起こされる迷惑行為等対応すべき多くの管理上の問題を抱えるとともに、賃貸住宅の家主が通常行うべき範囲を超えた対応求められるケースも存在することから、適正かつ効率的な管理を実施する方策について検討していく必要がある。そのひとつの方策として、NPO法人等との連携し、民間事業者等を積極的に活用することが考えられる。公営住宅の建物及び敷地内に、NPO法人等の活動拠点を設け、事業主体が行政として直接関与することが困難な問題について、よりきめ細やかな共同生活の円滑化に資する対応を図ることが重要である。また、良好な団地内コミュニティを確保することは新規入居者(入居希望者を含む。)に対する効果も大きく、1戸の空き家募集を行わないことで多大な成果を得られることから、空き室の有無に関わらず、また、敷地にスペースがある場合に、入居者、地域との良好なコミュニティを確保するために目的外使用を認めてもらいたいため、提案を行った。 入居者等の利便性の向上とコミュニティ拠点の形成を目指して、商業施設等(コンビニエンスストア、クリーニング取次店等)の設置ができるよう建物及び敷地の目的外利用が可能となるよう提案を行った。	京都府	京都府	住みよい京都府・府営住宅拠点特区構想	量から質への転換が求められている公営住宅について、既存ストックの有効活用を図るため、全国一律の規制を撤廃し、事業主体の裁量で地域毎に最適な状態を実現する。具体的には本府の特徴に応じた外国人研究者や留学生等の優先入居枠や、良質で安価な住宅による子育て等支援として2人以上世帯や新婚世帯の優先入居枠の設定を可能にし、また、単身入居可能にDV被害者等の追加も行う。さらに、入居者、地域との良好なコミュニティ確保にNPO法人等へ、利便性の向上とコミュニティ拠点の形成に商業施設等へ建物や敷地の目的外利用を可能するなど、府営住宅を拠点とし、快適な住宅を確保し、安心して暮らせる住みよい京都府の実現を目指す。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1250	1250020	公営住宅における優先入居の範囲の撤廃(事業主体の裁量化)	公営住宅の優先入居は、昭和63年12月1日付けの住宅局長通知等で示されているが、全国一律で定められている優先入居の範囲を撤廃し、事業主体が地域ごとの最適な状況に応じて定めらるようとする。	現行で定められている範囲に加え、京都府の特徴に応じた外国人研究者や留学生に優先入居枠を設けたり、良質で安価な住宅による子育て等支援として18歳未満2人以上の子を持つ世帯や新婚世帯、父子世帯などにも優先入居枠が柔軟に設けられるような仕組みとする。	<p>公営住宅は、住宅に困窮する低所得者の居住の安定の確保を図るため、公正な方法で入居者選考を行わなければならないとなっている。</p> <p>経済社会状況の変化に応じて住宅困窮事情が多様化している中で、限られた公営住宅ストックが、真に住宅に困窮する者に的確に供給され、居住におけるセーフティネットとしての役割をより有効に果たすことが求められており、優先入居制度について、地域の実情や入居希望者の住宅困窮事情をよりきめ細かく反映させ、相対的に困窮度の高い者から入居できる方策が必要であるため、住宅困窮事情の判断について、基本的に事業主体の裁量に委ねることが適当であるため提案を行った。</p>	京都府	京都府	住みよい京都府・府営住宅拠点特区構想	<p>量から質への転換が求められている公営住宅について、既存ストックの有効活用を図るため、全国一律の規制を撤廃し、事業主体の裁量で地域毎に最適な状態を実現する。具体的には本府の特徴に応じた外国人研究者や留学生等の優先入居枠や、良質で安価な住宅による子育て等支援として2人以上世帯や新婚世帯の優先入居枠の設定を可能にし、また、単身入居可能にDV被害者等の追加も行う。さらに、入居者、地域との良好なコミュニティー確保にNPO法人等へ、利便性の向上とコミュニティー拠点の形成に商業施設等へ建物や敷地の目的外利用を可能するなど、府営住宅を拠点とし、快適な住宅を確保し、安心して暮らせる住みよい京都府の実現を目指す。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1250	1250030	公営住宅における単身入居の範囲の撤廃(事業主体の裁量化)	公営住宅に単身でも入居できる基準は、公営住宅法施行令で規定されているが、全国一律で定められているので、その基準を撤廃し、事業主体が地域ごとの最適な状況に応じて定められるようにする。	現行で定められている基準に加え、京都府の状況に柔軟に対応して、単身の入居者(例えば、外国人研究者や単身赴任者、DV被害者など)を認める仕組みとする。	<p>公営住宅は、住宅に困窮する低所得者の居住の安定の確保を図るため、法令に規定された入居資格者に対し選考を行わなければならないとなっている。</p> <p>法制定当時の社会状況は、生活単位が世帯であり、世帯による入居により住宅困窮者の居住安定が図られたが、それからの経済・社会状況の変化により、生活単位が世帯から個人に移り世帯ごとに対応することによるメリットが薄れてきたことや、新たに外国人研究者、留学生、単身赴任者、DV被害者等の増加してきたこと、住宅供給についても都心部はともかく公営での単身用住宅の確保の困難等新たな問題が発生してきている。</p> <p>社会状況の変化、住宅困窮事情が多様化している中で、限られた公営住宅ストックが、真に住宅に困窮する者に的確に供給され、居住におけるセーフティネットとしての役割をより有効に果たすことが求められており、入居者の対象についても、世帯を原則と考えるだけでなく、地域の実情や入居希望者の住宅困窮事情をよりきめ細かく反映させ、相対的に困窮度の高い者から入居できる方策が必要であると考え。その住宅困窮事情の判断について、基本的に事業主体の裁量に委ねることが適当であるため提案を行った。</p>	京都府	京都府	住みよい京都府・府営住宅拠点特区構想	<p>量から質への転換が求められている公営住宅について、既存ストックの有効活用を図るため、全国一律の規制を撤廃し、事業主体の裁量で地域毎に最適な状態を実現する。具体的には本府の特徴に応じた外国人研究者や留学生等の優先入居枠や、良質で安価な住宅による子育て等支援として2人以上世帯や新婚世帯の優先入居枠の設定を可能にし、また、単身入居可能にDV被害者等の追加も行う。</p> <p>さらに、入居者、地域との良好なコミュニティー確保にNPO法人等へ、利便性の向上とコミュニティー拠点の形成に商業施設等へ建物や敷地の目的外利用を可能するなど、府営住宅を拠点とし、快適な住宅を確保し、安心して暮らせる住みよい京都府の実現を目指す。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1059	1059010	道路への鉄道敷設の規制緩和	<p>鉄道は、原則として道路に敷設することができず、地下鉄のような鉄道のみ例外として敷設できるよう許可手続が定められている。一方、軌道(路面電車)は道路を占用して、道路上に敷設することとされており、軌道敷の保有は道路管理者、管理は軌道経営者が行う。この、道路への軌道敷設条項を鉄道にも適用し、DMVが乗り入れる鉄道路線の鉄道敷を道路とみなすことができるように規制特例措置を設ける。</p>	<p>ふるさと銀河線に特急を走らせる一方で、JR北海道が開発中のデュアル・モード・ビークル(DMV)を導入し、きめ細かい地域交通ネットワークを構築する。その際、鉄道敷と道路を共に道路管理者が一貫して保有するスキームがあることにより、自治体が都市計画の中で一貫した交通政策を立案することが可能となるのみならず、DMV運行に参入する事業者と、鉄道を保有する第1種鉄道事業者とに係る複数の法令手続が緩和され、導入阻害要因の除去につながる。</p>	<p>JR富山港線のように、鉄道をLRT化し軌道法を適用することにより、インフラを道路として整備・管理する事例が現れ始めているが、ふるさと銀河線に軌道法を適用すれば、速度や車両長に制限が生じ、特急など鉄道車両の運行は不可能となる。特急など鉄道車両とDMVの運行を同一の路線で両立するためには、規制特例の適用が必要である。</p> <p>現行法制下では、DMV運行に参入する事業者は、鉄道事業法と道路運送法の両方の事業認可が必要となる上に、鉄道を保有する第1種鉄道事業者も、事業基本計画の変更認可申請が必要となる。鉄道には並行して道路が走っている場合が多いため、余程特殊な事情がない限り、複雑な手続きを経てDMVを導入するよりも、最初からバスとして道路を運行する選択がなされることは必至である。場合によっては、鉄道を廃止してバス専用道化の方が、法的にも財源的にも簡単であり、折角の技術開発が無駄になる恐れがある。本規制特例提案により、第1種鉄道事業者の事業基本計画変更認可申請が不要となるばかりでなく、DMV運行事業者の鉄道事業認可申請の簡素化も可能となる。</p> <p>今回は第5次提案の再提案であるため、所管省庁(国土交通省)の回答に対する反論を以下に示す。</p> <p>(1)DMVは鉄道上を道路と同じように走行する。運行管理は鉄道の信号設備ではなく、GPSを利用したシステムとなる。技術的には鉄道上も道路と全く同じ一元管理の元で運行されることとなり、限りなく一般交通の用に供する道路とみなすことができる。DMVが鉄道・道路を同じように走行し、一方で鉄道にはDMV、普通列車、特急列車、貨物列車等多様な車両が運行されることを考慮すれば、「専ら鉄道事業に供される敷地とはいえなくなる。軌道と同様に、鉄道敷を一般交通の用に供する「道路」とみなし、それを鉄道・DMV運行事業者が「占用」するスキームこそが適切であるといえる。なお、本規制特例提案は、第3種鉄道事業を「公」による鉄道保有・管理業務へと変化させ、第2種(2)「鉄道と道路交通の各々の特性を活かしつつ、交通結節点整備や乗り換えの利便性の向上などを図り、各地域において一体的に計画する」では、自治体の裁量は駅前広場や乗換経路等、駅周辺までしか及ばない。鉄道本体の若干の延長・引込、新駅設置など、鉄道本体の計画を自治体主導で立案するためには、鉄道敷を道路と同様に都市計画決定できるスキームとして、本規制特例提案が必要である。</p>	北海道	ふるさと銀河線 存続運動連絡会 議	ふるさと銀河線DMV 特区構想	<p>北海道ちほく高原鉄道ふるさと銀河線に、鉄道も道路も走行できるデュアル・モード・ビークル(DMV)を導入し、北見都市圏を中心に、鉄道と道路を一体としたきめ細かい地域交通ネットワークを構築すると共に、同線の沿線地域による支援財源として、ゼロ金利債を導入する。</p> <p>同線には、知床・オホーツク圏への鉄道アクセス手段として、札幌～北見～網走・斜里間直通特急を走らせる別の構想があるため、特急など鉄道車両とDMVが同一線路上を走行する上で、「鉄道敷を道路とみなす規制緩和」が必要である。また、「ゼロ金利債」の具体的施策の展開のため、「コミュニティ・ファンド創設に係る自治体基金活用の規制緩和」が必要である。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1065	1065010	道路上への民間駐輪場の設置について	<p>都心の人口増加に伴い駅前の放置自転車対策は深刻化し、駐輪場整備の用地確保に困難をきたし全国的な社会問題となっている道路上の自転車駐輪場は、第4次の特区提案に対し本年度中に道路付属物と位置づける対応が示されており、道路管理者が道路上に自転車駐輪場を設置し放置自転車対策が図られることとなる。しかし、放置自転車の本質は、駅を利用する地域住民の問題であり、「地域でできることは地域で」解決することに意義がある。そこで、商店・自転車利用者・市民活動が一体となった活動として、道路管理者以外が設置する道路上の自転車駐輪場に対し、道路管理者が設置を必要と判断し公益性が認められているものに関して、NPO法人等民間団体による設置条件の整備をお願いしたい。なお団体は機械式の精算機から地域通貨を発行し商店で利用することで地域経済の活性化も図る。</p>	<p>放置自転車は自治体にとって、用地確保と施設設置や管理運営など負担額が発生し費用効果に矛盾を感じる政策である。また、迷惑を感じている商店や自転車利用者に共感を得にくい対策となっている。そこで、NPO法人など民間が道路上に自転車駐輪場の設置を行なうことは、自治体の負担を軽減でき、地域通貨を発行することで商店の協力が得られ、自転車利用者の利便の向上にもつながる。何より、市民が一体となった活動で放置自転車対策が行なわれることが大切で、地域に対する自治体の支援の構図が形成できる。一定の期間の設置を前提に、コミュニティの活性化や地域経済の活性化を同時に図ることは、現在の社会状況に即した施策の展開となる。なお、市民活動としての放置自転車対策はボランティアの参加など波及効果が期待できる。</p>	<p>自転車利用者に心理テスト・アンケートを実施したところ、駅までの導線に一定の法則や駐輪場の不便さへの不備がある。放置自転車の実態調査でも、放置自転車所有者が交通空白域に属する傾向が見られる。そこで、交通アクセスの増加による選択肢を与える必要があるが、コミュニティバスなどは導入までの時間や自治体の負担額の増加など実施までに時間を要する。駅前の公共空間である歩道の安全確保のために、一定期間道路上に自転車駐輪場を設置し、NPO法人など市民活動に委ねることで、新たなコミュニティの形成や市民と自治体との協働などが期待できる。また自治体の負担が発生しない政策の実現は行政のスリム化にも寄与する。地域問題は地域で解決していくモデルとして育てられる。</p>	千葉県	特定非営利活動法人 青少年地域ネット21	商店街の賑わいを創出する放置自転車対策構想	<p>特区第4次提案により可能となる「道路上に設置した自転車の駐輪場」をNPO法人が設置し、駐輪時間に応じて価値の異なる地域通貨を領収書として発行する。地元商店街において一定基準による割引等を実施し、地域通貨として流通させることで、放置自転車対策及び地域経済の活性化を図るもの。</p>
1065	1065020	道路使用料の帰属について	<p>NPO法人等民間団体が道路上に自転車駐輪場を設置し、機械式の精算機から地域通貨を発行し運営することで、放置自転車対策と地域経済の活性化が期待できる。自治体とは道路占有の許可を設置者に認可し占有料の可否の判断を行なう。自治体は設置に対する費用負担が発生しなく放置自転車対策が図れ、発行される地域通貨により商店の売上が増加する地域経済対策も併せて実現でき、自転車利用者の利便性を向上できることで放置者の大幅な削減が期待できる。公共の道路上で民間団体が使用料の徴収を行い運営するうえで、使用料の帰属についての条件整備をお願いしたい。</p>	<p>NPO法人等民間団体により、道路上に機械式精算機を備えた自転車駐輪場を設置し、一定時間に満たない利用者に返金の代わりとして地域通貨を発行する。一定時間をこえた利用者にも一部を地域通貨として発行し、地元商店街で利用できるようにすることで、違法な駐輪の削減と商店街の売上増加による地域経済の活性化を図るもの。現在、疲弊している商店街に必然的需要効果を生み出すことができ、商店街自らの創意工夫を引き出し、公助に頼ることから、自動の向上と地域との公助を図り自治体と市民との役割分担を図るものである。自治体主義のコミュニティから地域主導のコミュニティへの転換が図れ、自治体の財政構造のスリム化を図り市民福祉サービスの向上を実現できる。</p>	<p>NPO法人等民間団体の資金で道路上に機械式精算機を備えた自転車駐輪場を設置し地域通貨の発行で地域経済の活性化と放置自転車の削減の効果が期待できる。NPO法人等民間団体は非営利活動を行っており、民間企業の利益分が地域通貨として発行されるメカニズムをもつ。利潤追求型のサービス提供ではなく、自治体の市民福祉サービスの提供と同様の側面をもっている。本質的には自治体からの委託も考えられるが、市民ニーズや市民との協働の観点から自治体主導型よりも市民活動主導型の方が市民の共感と協力関係の形成が成し得やすい側面がある。また、NPO法人等民間団体の自立支援の施策の展開にも自治体の財政負担の発生をさせず運営を委ね、団体の自立と地域問題の解決を図れることとなる。</p>	千葉県	特定非営利活動法人 青少年地域ネット21	商店街の賑わいを創出する放置自転車対策構想	<p>特区第4次提案により可能となる「道路上に設置した自転車の駐輪場」をNPO法人が設置し、駐輪時間に応じて価値の異なる地域通貨を領収書として発行する。地元商店街において一定基準による割引等を実施し、地域通貨として流通させることで、放置自転車対策及び地域経済の活性化を図るもの。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1117	1117010	光ファイバー、水道、ガスの道路取り付け一括管理	光ファイバー、ガス、水道の戸建住宅の道路取付けの統一管理をすることにより道路占有、使用許可申請業務が1/3になる。また戸建住宅を建てる消費者への負担も今までの1/3ですむ形になります。また光ファイバー事業の戸建住宅の普及により防犯防災設備が普及する形となり個人住宅の防犯強化にもつながります。	光ファイバー、ガス、水道の道路取付けの事業の統一化をすることにより消費者への低コストの実現と戸建住宅の需要の拡大、道路取付け一括施工により道路占有、使用許可の申請業務の軽減と道路渋滞日の軽減。また光ファイバー、ガス、水道の一括管理による光ファイバー事業の拡大と光ファイバー事業の戸建住宅の普及による防犯防災事業の拡大もみこまれます。	現況としましては光ファイバー、ガスの道路取付けは民間企業管理、水道については、愛知県の名古屋市の場合は市の管轄になっており道路使用、占有許可書については、同じ道路であっても各別々に申請している状態です。	愛知県	真野工業株式会社 真野勝之助	戸建住宅による水道、ガス、光ファイバーの道路工事取付け施工構想	水道、ガス、光ファイバー道路取付け一括管理、1物件道路占有、使用許可1申請、1物件一括道路施工、光ファイバー事業の拡大による戸建住宅の防犯防災設備の普及
1118	1118010	歩道状公開空地利用のコイン式駐輪機設置	高度利用地区において、壁面の位置の制限等により確保された空地の有効活用が出来るように。	高度利用地区に指定された越谷駅東口地区において、壁面後退により確保された空地にコイン式駐輪機を設置する事により、電車利用者等により無秩序に増え続ける不法駐輪、放置自転車の排除が可能になり、商業施設利用目的のお客様が、市道(消防活動空地含む)に駐輪することが無くなり、又点字ブロックがふさがれることも無くなり、歩行者の安心と、良好で安全な市街地環境の確保。	都市計画運用指針において壁面後退により生じた公開空地については利用者等の通行の用に供する空地の確保のため設けられたものであるため、駐輪場の設置はできないとされた	埼玉県	株式会社 パルテきたこし	歩道状公開空地の利用による駐輪対策	北越谷東口駅前の再開発ビル周辺の私有地(歩道状公開空地)に無秩序に増え続ける不法駐輪対策として、歩道状公開空地を利用してのコイン式駐輪機設置。当ビル商業施設利用目的のお客様が市道(消防活動空地)に駐輪しなければならぬ現状、点字ブロックがふさがれてしまう危険性を解決し良好で安全な市街地環境を確保したい。
1131	1131020	道路の附属物の利用について	情報ハイウェイへ接続するために情報ボックスから光ファイバを取り出す場合において、近くに電柱は無いが道路の附属物(道路標識設置用柱、照明柱等)が有る場合には、利用上支障が無い範囲において道路の附属物に立上管を設置して光ファイバを立ち上げることができるようにして頂きたい。	情報ハイウェイに県の出先施設や民間施設等を接続するにあたり、地中(情報ボックス等)から光ファイバを取り出す場合、ハンドホール(マンホール)の近くの電柱もしくは道路管理施設(道路標識設置用柱、照明柱等)を利用して光ファイバを立ち上げる。近くにある道路管理施設を利用して立ち上げることにより、接続にかかる経費が抑えられるとともに、道路の掘削を最低限に抑えられる。また、道路占有物(電柱)の数を抑えられる。	県の情報ハイウェイへ接続するためには、情報ボックスのハンドホール(マンホール)内にあるクロージャから光ファイバを取り出し、道路を掘削して取出管を埋設することにより最寄りの電柱において立ち上げる必要がある。しかし、近くに電柱が無い場合には、自営柱を建てるか、遠くにある電柱まで道路を掘削しなければならず、設計・施工を進める中で、予想外の経費がかかることとなり、事業の進行に支障をきたしている。このような場合において、近くに立ち上げ可能と思われる道路管理施設(道路標識設置用柱、照明柱等)がある場合が多い。	山梨県	山梨県	やまなしITプラン	「やまなしITプラン」の目標である「豊かな県民生活を創造し、県内産業に活力を与えるIT社会の実現」を達成するため、情報化の7つの「基本方向」を示し、「基本方向」に沿った具体的な施策を実施することとしている。各施策に深く関係する情報ハイウェイを早期に整備する必要があるため、整備にあたり障害となる道路掘削抑制期間の緩和と道路の附属物の利用を希望する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
5081	50810002	道路管理施設の利用について	情報ハイウェイへ接続するために情報ボックスから光ファイバを取り出す場合において、近くに電柱は無いが道路管理施設(道路標識設置用柱、照明柱等)が有る場合には、利用上支障が無い範囲において道路管理施設に立上管を設置して光ファイバを立ち上げることができるようにして頂きたい。	情報ハイウェイに県の出先施設や民間施設等を接続するにあたり、地中(情報ボックス等)から光ファイバを取り出す場合、ハンドホール(マンホール)の近くの電柱もしくは道路管理施設(道路標識設置用柱、照明柱等)を利用して光ファイバを立ち上げる。 近くにある道路管理施設を利用して立ち上げるにより、接続にかかる経費が抑えられるとともに、道路の掘削を最低限に抑えられる。 また、道路占有物(電柱)の数を抑えられる。	県の情報ハイウェイへ接続するためには、情報ボックスのハンドホール(マンホール)内にあるクロージャから光ファイバを取り出し、道路を掘削して取出管を埋設することにより最寄りの電柱において立ち上げる必要がある。 しかし、近くに電柱が無い場合には、自営柱を建てるか、遠くにある電柱まで道路を掘削しなければならず、設計・施工を進める中で、予想外の経費がかかることとなり、事業の進行に支障をきたしている。 このような場合において、近くに立ち上げ可能と思われる道路管理施設(道路標識設置用柱、照明柱等)がある場合が多い。	山梨県	山梨県		
1198	1198010	道路占有の特例の追加	道路法第36条は、電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者(同項第8号に規定する特定規模電気事業者は除く。)に限り、道路占有の特例を認めているが、特区内においては、風力発電事業者及び電気事業法第17条に規定される特定供給を行う者についても、道路占有の特例を認める。	「9. 構想(プロジェクト)の提案内容」に記述した個別事業のうち、 、 、 、 参照	本地域において、民間事業者が自社の送電線を敷設し、風車120台、18万kWの大規模風力発電を行う事業が計画されており、送電線の敷設に際して道路の占有が想定されており、事業の円滑な実施のために道路占有の特例が必要であるため。 また、環境・エネルギー産業創造特区において認められた規制緩和を活用して実施する特定供給事業において、自営線を敷設することとしており、効率的なマイクログリッドの形成のために自営線の敷設に際して道路の占有が想定されており、事業の円滑な実施のために道路占有の特例が必要であるため。 なお、本提案の趣旨としては、現在特区内において計画されている風力発電事業及び特定供給事業の円滑な推進に資するということに加え、道路占有の特例を認めることで、本特区において他地域に先駆けて電力事業者等間の自由な競争を制度上明確に担保することにより、特区エリアへの企業の事業参画を促進するということを目的としていることから、第5次提案の際に回答された「運用において特例的に取り扱う」ということではなく、制度上、明確に道路占有の特例について風力発電事業者と特定供給を行う者に対し認めるよう再度求めるものである。	青森県	青森県	環境・エネルギー産業創造特区構想	国際的なエネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、あおりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1123	1123010	立体道路制度の弾力的運用	・立体道路制度の既存道路への適用 ・立体道路制度の自動車専用道等以外への適用	自動車専用道路等の新設又は改築時に限られている立体道路制度を、特区内では一般の既存道路に対しても適用することにより、公共施設の整備が課題となっている中心市街地の交通結節点等において、既存の道路交通機能を維持しつつ民間の開発事業等とともに歩行者空間等の改善・創出を早期に実現する。	道路空間と建築物の立体的利用の推進については、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(平成16年3月19日閣議決定)において、平成16年度中に結論を得るとされているが、全国一律の基準ではなく「特区」の存する基礎的自治体や道路管理者が弾力的に運用することにより、地域の状況に即した都市機能の増進が図られる。	東京都	千代田区	立体道路整備特区構想	自動車専用道路等の新設又は改築時に限られている立体道路制度を、特区内では一般の既存道路に対しても適用することにより、公共施設の整備が課題となっている中心市街地の交通結節点等において、既存の道路交通機能を維持しつつ民間の開発事業等とともに歩行者空間等の改善・創出を早期に実現する。
1131	1131010	道路掘削抑制期間の緩和について	県では、国土交通省の情報ボックス等を利用して平成16年度～17年度に民間への開放を見越した光ファイバ網による情報ハイウェイを整備している。その敷設時及び敷設後において、情報ハイウェイへ接続するために道路を掘削する場合について、掘削抑制期間の緩和を求めるもの。道路の掘削抑制期間は、3年～5年とされているが、情報ハイウェイの敷設及び接続にかかる掘削の場合については抑制期間を1年以内に緩和して頂きたい。	県の出先施設等が情報ハイウェイに接続する場合や情報ハイウェイの民間開放により民間施設が接続する場合に道路を掘削して、地中(情報ボックス等)から光ファイバを取り出し電柱等に立ち上げる必要がある。接続における制限が軽減されることにより情報ハイウェイの活用が図られ、テレビ放送デジタル化への対応、県内の通信格差の是正、県内産業の振興が推進される。	光ファイバの敷設時および敷設後に情報ハイウェイへ接続するためには、情報ボックスのハンドホール(マンホール)内から光ファイバを取り出し、道路を掘削して取出管を埋設し最寄りの電柱等に立ち上げる必要がある。道路には掘削抑制期間があり、その期間内には原則的に道路の掘削ができないことから、設計・施工を進める中で、意図するハンドホール(マンホール)から取り出せない事例が多くみられ、事業の進行に支障をきたしている。	山梨県	山梨県	やまなしITプラン	「やまなしITプラン」の目標である「豊かな県民生活を創造し、県内産業に活力を与えるIT社会の実現」を達成するため、情報化の7つの「基本方向」を示し、「基本方向」に沿った具体的な施策を実施することとしている。 各施策に深く関係する情報ハイウェイを早期に整備する必要があるため、整備にあたり障害となる道路掘削抑制期間の緩和と道路の附属物の利用を希望する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
5081	50810001	道路掘削抑制期間の緩和について	県では、国土交通省の情報ボックス等を利用して平成16年度～17年度に民間への開放を見越した光ファイバ網による情報ハイウェイを整備している。その敷設時及び敷設後において、情報ハイウェイへ接続するために道路を掘削する場合について、掘削抑制期間の緩和を求めるもの。道路の掘削抑制期間は、3年～5年とされているが、情報ハイウェイの敷設及び接続にかかる掘削の場合については抑制期間を1年以内に緩和して頂きたい。	県の出先施設等が情報ハイウェイに接続する場合や情報ハイウェイの民間開放により民間施設が接続する場合に道路を掘削して、地中(情報ボックス等)から光ファイバを取り出し電柱等に立ち上げる必要がある。接続における制限が軽減されることにより情報ハイウェイの活用が図られ、テレビ放送デジタル化への対応、県内の通信格差の是正、県内産業の振興が推進される。	光ファイバの敷設時および敷設後に情報ハイウェイへ接続するためには、情報ボックスのハンドホール(マンホール)内から光ファイバを取り出し、道路を掘削して取出管を埋設し最寄りの電柱等に立ち上げる必要がある。道路には掘削抑制期間があり、その期間内には原則的に道路の掘削ができないことから、設計・施工を進める中で、意図するハンドホール(マンホール)から取り出せない事例が多くみられ、事業の進行に支障をきたしている。	山梨県	山梨県		
1181	1181010	道路上空通路の許可基準緩和	道路上空通路の許可基準の緩和 階数制限の撤廃 幅員制限の緩和 設置数制限の撤廃	大規模かつ高層の業務施設や商業施設などが集積したエリアにおいて、道路を隔てて向かい合う建物を十分な道路上空通路で接続し、互いを関係させることで、エリア内の都市の再生・活性化や街の利便性、建物の防災性の向上、バリアフリーなどを実現する。	現行許可基準(昭和32年制定)では、道路上空通路は1階のみ(複層階は不可)で幅員6m以下、一つの建築物に対し最大2ヶ所に限定されている。許可基準制定時から建築技術が格段に進歩し、建築物が大型化かつ高層化している中、上記基準を緩和することで次のような効果が期待できる。 車椅子などに対応したより広く安全な通路が実現する。多様な避難動線が確保でき、都市の防災性が向上する。上空通路を中心に人が移動することで、歩行者の道路横断を抑え、特に細街路などの見られる歩車交錯を回避し、安全性が向上する。街の回遊性が向上し、エリア全体の活性化が期待できる。 平成8年度の通達によって、許可基準の弾力的な運用を認めているが、許可基準そのものが上記技術進歩や社会変化の実態を十分反映しているとは言い難いので、保安・安全・防災上の規制は存続させることを条件に、許可基準自体の見直しをお願いしたい。	東京都	大成建設株式会社	まちづくりのための渡り廊下設置基準の緩和	都心部では、道路を挟んで建物が向かい合っている場合等に、お互いの建物を渡り廊下で接続することが「都市の回遊性、防災性の向上や街中のバリアフリー、道路上の歩車交錯の回避」などに有効である。しかしながら、建築技術の進歩により、建物は高層化かつ大型化しているにもかかわらず、「道路の上空に設ける通路の取り扱い等について(建設省住発第37号他、昭和32年7月15日)」において、渡り廊下は一層のみ、その箇所数も最大2箇所と決められており、まちづくりに関する渡り廊下の機能が十分に生かされていないのが現状である。そこで、渡り廊下設置に関する必要な安全上、保安上、衛生上の配慮は厳しく求めていくことを条件に、現行の許可基準に関して、通路の規模(階数、幅員)と設置数の制限を緩和して頂きたい。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1234	1234010	人吉市九日町中心商店街を通る国道445号を常設駐車場として使用する	人吉市九日町中心商店街を通る国道445号を商店街の常設専用駐車場として使用するため、道路法、道路交通法、国有財産法の運用の緩和。 ・道路全体(約250m区間)に常設駐車スペースを設ける。 ・駐車台数50～100台 添付資料参照(-1～3、 -1～2)	九日町中心商店街を通る国道445号の約250m区間を常設専用駐車場として使用するために、車、歩行者、緊急車が安全に快適に共存して利用できるよう「ひとよし型ボンエルフ道路」に改良する。 ・いつでも店先に気軽に停まれて安全に快適に買い物ができる。 ・"道"全体を車と共存する"ショッピングモール"(買い物公園化)にする。 ・買い物客を呼び戻す効果が期待できるとともに地元商業者の意欲を喚起できる。 ・また、新規事業者の誘致や参画が期待できる。 添付資料参照(-1～3、 -1～2)		熊本県	熊本県西合志町、遠山 嗣	人吉市中心商店街活性化のための国道445号の「ひとよし型ボンエルフ道路化計画」	人吉市九日町中心商店街に買い物客を呼び戻し、既存商業者の意欲を喚起し、新規事業者の誘致や参画を促すために、国道445号を商店街の常設専用駐車場として使用する。 ・店先に気軽に気楽に停められる常設駐車場を設ける。(駐車台数ではなく、如何に店先に気軽に気楽に駐車でき、利用し易いかがポイントである。) ・歩行者、車、緊急車がいつでも安全に快適に共存できるよう「ひとよし型ボンエルフ道路化計画」とし、国道の買い物公園化(パークモール道路)を提案する。
1050	1050010	流通業務団地の「公益的施設」区域内における立地の許可にかかる規制緩和	流通業務市街地の整備に関する法律(以下「流市法」という。)における公益的施設についての定義は、同法第2条第6項に規定され、そのうち同法施行規則第1条に定められた施設については、知事(または政令市及び中核市の長)の許可を得なくても流通業務地区内に立地できることとされている。 このため、同施行規則第1条に規定された施設以外の公益的施設については、許可を得ることが必要となるが、同法第2条第6項に規定された施設であっても、流通業務団地の公益的施設の許可にあっては、流通業務地区と異なり、同法第5条第1項の規定は適用されないこととなっている。 そこで、流通業務団地の「公益的施設」区域において、都市計画法第53条の建築物の許可を行う場合には、流市法第5条第1項の規定を準用し、同法第2条第6項に規定する公益的施設として必要な施設をはじめ、福岡を拠点としてアジアへ向けた事業展開をはかる企業の進出や流通構造の変化等に対応した施設の建設・改築・用途変更を可能とする特例を設けていただきたい。	現在、流通業務団地の「公益的施設」の区域内において、金融機関の合併などにより既存施設の空きスペースが生じており、これらの施設の有効活用が喫緊の課題となっているが、当該区域内にあっては、許可基準が明確でなく、施設の活用が十分に図れない状況となっている。 そのため、許可する根拠を明確にすることで、これらの既存施設の空きスペースの有効活用を推進するとともに、流通業のグローバル化の進展によって、日本進出を始めようとするアジアを中心とした外資系企業やアジアを視野に入れ活動する国内外企業などの福岡流通センターへの進出を促進することで、現在、流通業務施設が集積している流通業務団地の機能を活性化させ、また地域経済の国際化推進や外国企業立地による国内企業との連携を図ることにより、アジアビジネスの拠点づくりを推進したい。	福岡流通センター(流通業務団地、流通業務地区)は、福岡市の流通機能の向上と道路交通の円滑化を図ることを目的として、流市法に基づき、都市計画決定され、本市流通業の中核的施設として整備され、都市計画決定により運輸施設、倉庫施設、卸売施設、公共施設及び公益的施設の区域が定められている。 同センターは、流通業務地区内で、その中核として特に一体的・計画的に整備された区域であり、都市計画施設として、その機能を維持することが必要と考えている。 そのため、既存施設の空きスペースを活用するために、その一部を都市計画施設から外すことで、流市法第5条の規定を適用することは、適当ではないものと考えている。 しかし、現行の規定は硬直的で、流通構造の変化に応じた形での対応が困難となっていることから、流通業務団地としての機能を一体として維持しつつ、直面する問題に対応するため、当該特例措置を求めもの。	福岡県	福岡県、福岡市	福岡アジアビジネス特区	アジアビジネスをめざす国内外企業の立地を促進し、福岡流通業務団地の活性化、ひいては福岡地域の流通業をはじめとする産業振興を図るため、流通業務団地の「公益的施設」区域において流通業務市街地の整備に関する法律第2条第6項の趣旨に基づいて都市計画法上の建築物の許可ができるようにするとともに、流通業務施設及び必要な施設を立地できるようにする。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1222	1222010	都市公園の占用手続の簡素化	都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとする場合の手続について、公園管理者の許可を、公園管理者への届出で足りるものとする。	都市公園内でスポーツイベント等を実施する場合の、テント、ゲート等の仮設工作物の設置に関して、その手続の迅速化、容易化を図るため、一定の条件のもとで、現行の「許可」を不要とし、「届出」で足りることとする。	スポーツランドみやざきの確立を目指し、円滑なスポーツイベントの実施環境の創造を図るため、スポーツイベント等に係る県内の都市公園内での仮設工作物の設置に係る許可を届け出とし、主催者の手続き面での負担軽減を図る。	宮崎県	宮崎県	スポーツランドみやざき展開特区	宮崎県は温暖な気候や充実した施設等を活かして、数多くのスポーツキャンプやイベント等を実施しているほか、スポーツが盛んな土地柄であり、地域再生計画においても、スポーツを通じた地域活性化・県民主体の地域振興やスポーツを愛する国民の交流の場を目指しているところである。このため、円滑なスポーツイベント等の実施環境の創出を図る一環として、スポーツイベント等で過去に仮設工作物の設置の占有許可を受けた実績があり、申請内容の変更を伴わないものに限り占有許可を届出とする。これにより実施者の負担の軽減を図り、スポーツイベント等の更なる拡大を図る。
1092	1092010	土地開発公社の事業用地、代替用地の売却等処分にかかる制限の撤廃	土地開発公社が先行取得した土地については、道路、公園、学校等の都市施設の事業等や、その代替地としての使用に、用途が限定されている。 そのため、事業計画の見直し等に、柔軟に対応できず、長期間処分のできない用地を保有し、土地利用の硬直化と借入金の利子負担増加の原因となっている。 法律上限定された用途に限らず、事業用地、代替用地の処分を可能とすることにより、事業計画の見直し等に柔軟に対応し、借入金の利子負担の減少により、地方財政への負担軽減が可能となる。 また、優良宅地の供給による定住化の促進、新たな土地の利活用による民間企業の経済活動への一助となることが期待される。	土地開発公社が先行取得した土地については、道路、公園、学校等の都市施設の事業等や、その代替地としての使用に、用途が限定されている。 そのため、事業計画の見直し等に、柔軟に対応できず、長期間処分のできない用地を保有し、土地利用の硬直化と借入金の利子負担増加の原因となっている。 法律上限定された用途に限らず、事業用地、代替用地の処分を可能とすることにより、事業計画の見直し等に柔軟に対応し、借入金の利子負担の減少により、地方財政への負担軽減が可能となる。 また、優良宅地の供給による定住化の促進、新たな土地の利活用による民間企業の経済活動への一助となることが期待される。		神奈川県	神奈川県小田原市	土地利用活性化特区構想	土地開発公社が先行取得した事業用地、代替用地については、用途が限定されている。 そのため、事業計画の見直し等に、柔軟に対応できず、長期間処分のできない用地を保有し、土地利用の硬直化と借入金の利子負担増加の原因となっている。 法律上限定された用途に限らず、処分を可能とすることにより、事業計画の見直し等に柔軟に対応し、借入金の利子負担の減少により、地方財政への負担軽減が可能となる。 また、優良宅地の供給による定住化の促進、新たな土地の利活用による民間企

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1061	1061010	歴史的建造物復元における建築基準法の緩和	不特定多数の人が出入りする特殊建築物は、3階以上は耐火建築物でなければならない。この規制を、地域が条例等で位置付けた重要な歴史的建造物復元事業の場合には、延焼等の恐れがないなど防火安全上の確保を条件に緩和する。	本市でこれまで取り組んでいる「歴史のみえるまちづくり」を更に推進するため、市民が郷土の誇りとしている由緒ある歴史建造物を復元する。	<p>住民が復元を期待する歴史的建造物は、先人の英知や勇気を彷彿とさせ、郷土に対する誇りとして住民が心から感じられるものでなければ復元の価値は極端に低くなる。当時のままの復元により地域の住民が文化的な価値を見出し、またこれを保持することで地域に活力をもたらす、更には地域の誇りとして後世に伝えていく必要がある。</p> <p>このような中、住民による福井城等の復元を進める機運が高まっており、その象徴的な建物である巽櫓の復元については、市・県民が強い熱意をもって復元運動を行っている。</p> <p>第5次提案における国土交通省からの回答では、「建築基準法27条は、国民の生命等を保護するための最低限の基準」であるため緩和できないとしている。しかし、同法第3条において国宝等に指定された建築物の適用除外が規定されており、延焼等の恐れがないなど防火安全性等を確保する場合には、市が地域の活性化のために特に必要と認める歴史的建造物に限って行う当該規制緩和は可能である。</p>	福井県	福井県福井市	歴史的建造物復元特区	<p>福井城下の市街地中心部は、福井を代表する先人の勇気や英知に触れ合える歴史的遺産が点在している。</p> <p>市では、市街地中心部の都心としての諸機能の集積によるにぎわいの再生に加え、郷土の歴史的建造物の復元を行うことなどにより「歴史のみえるまちづくり」を行うことで、地域住民が郷土に対する誇りに裏打ちされた自立の精神を確立し、地域経済の活力に相乗効果を醸成しようとしている。</p> <p>このため、市街地中心部において住民の期待が高まる歴史的建造物の復元の場合に、特殊建築物が3階以上は耐火建築物とする規制を緩和することで、地域の活力に弾みをつける。</p>
1121	1121010	大規模特殊建築物における木材活用制限の緩和	劇場等特殊建築物の内装仕上げについて、政令で定める避難安全検証法の基準の緩和	現在計画している総合文化施設の建設について、本市の特産である木材をふんだんに活用し、地域の交流拠点としての整備を進めていくもの。特に、大・小ホールやロビー等の内装に多くの木材を活用していくことにより、本市の基幹産業である林業など木材関連産業の活性化を図るもの。	<p>特定の用途に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物、延床面積が1000㎡を超える建築物等については、政令で定める技術的基準に従って、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない。木材を使用するためには、政令で定める避難安全検証法によって安全を個別に証明しなければならない。</p> <p>しかし、劇場の内装に木材を使用する場合、検証の根拠となる計算式の数値の基準が厳しく、劇場空間において検証することは非常に難しい状況にある。そのため、ホール等の内装に木材を使用することは事実上できなく、検証に採用する数値の基準を緩和することにより使用を可能にするもの。</p>	大分県	大分県日田市	大規模特殊建築物木材活用活性化事業	<p>本市では、豊富な森林資源を基盤に林業をはじめ木工家具や木製品など木材関連産業が基幹産業として発展してきており、今回、地域特性を考慮し木材をふんだんに活用した総合文化施設の建設を計画している。</p> <p>しかし、現行法規において、劇場等大規模な特殊建築物については、木材使用の規制が厳しく事実上ほとんどの箇所において木材の使用ができない状況となっています。そのため、避難安全検証法等の規制を緩和することにより、より多くの木材が活用できるよう計画していくものです。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1163	1163010	建築基準法の緩和	<p>建築基準法では、医療施設等、特殊建築物は防火安全対策のため、木造化を規制しているが、耐火性能検証法により木造化が可能であるとなっている。</p> <p>しかしながら、この検証法は手続きが煩雑で、しかも建築費が高くなることから、現実的には大型公共施設の木造化が進んでいない状況にある。</p> <p>このため、3,000m²以下、3階建ての特殊建築物は準耐火建築物となるよう、建築基準法の用途区分による規制を緩和して欲しい。</p>	<p>愛媛県の公共施設等木材利用推進連絡会議において、延べ床面積が3,000m²以下であるにもかかわらず、3階以上であるため、木造化が出来ない公共施設が、10施設のうち4施設もあったことから、4階建てでも準耐火建築物となるよう規制緩和して欲しいが、暫定措置として、3階建てでも準耐火建築物となれば、公共施設への木材利用が促進される。</p>	<p>耐火性能検証法により木造化が可能であるが、手続きが煩雑で、しかも建築費が高くなることから、現実的には3階建て以上の特殊建築物の木造化は進んでいない。このため、3,000m²以下の特殊建築物に限って、3階建てが準耐火建築物となるよう、先の要望を検討・修正して、再提案したものである。</p>	愛媛県	愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	<p>愛媛県では、スギ・ヒノキ等の人工林が森林面積の62%、22万ヘクタールにも達し、森林資源は充実してきているが、林業を取り巻く環境は、木材価格の長期低迷等、厳しい環境条件にあり、このまま推移すれば、多くの森林が放置され、環境に優しい循環資源である木材利用促進に支障をきたすこととなる。</p> <p>このような中、公共施設の木造化は、施策推進の指導的立場にある県・市町村が、自ら地域のシンボリックな公共施設を木造化することにより、多くの県民に木材の良さが見直され、県産材の需要拡大が期待される。</p>
1180	1180010	建築基準法における高床式農林漁業体験民宿の特殊建築物取扱の緩和	<p>建築基準法第27条の特殊建築物で3階以上を旅館用途に供する建築物での耐火建築物としなければならないことについて、特別豪雪地帯等で3階部分を旅館用途とする高床式農林漁業体験民宿において、3階の客室から速やかに2階に設置された玄関等避難口を使って避難ができるものに限って、特殊建築物の適用から除外とする。</p>	<p>特別豪雪地帯等の高床式農林漁業体験民宿について建築基準法第27条における特殊建築物に該当させないことにより、農家民宿の開設が容易となり、体験交流の一層の促進を図ることで、地域活性化を推進する。</p>		新潟県	新潟県	建築基準法における高床式農林漁業体験民宿での特殊建築物取扱の緩和	<p>県内においては豪雪地帯特有の高床式住宅が多く、この3階部分を農林漁業体験民宿として活用する場合、建築基準法第27条の特殊建築物に該当し、耐火建築物にすることとされており、民宿開業に際し、多大な経費を必要とし現実的には不可能に近く、大きな障害となっている。</p> <p>そこで、特別豪雪地帯等の高床式体験民宿において3階部分に客室を有する場合に、2階に設置された玄関等避難口を使って、一般の2階建て住宅と同様に直接屋外に避難が可能である場合に限って、建築基準法第27条の特殊建築物から適用除外とすることで、体験民宿の開設が容易となり、体験交流の一層の促進を図ることができる。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1122	1122010	建築基準法第4条第2項の規定に基づく建築主事の設置	建築基準法第4条第2項の規定に基づく建築主事の設置の際における東京都知事との協議を行い、同意を得ることを要する旨を定める同条第3項の規定を、千代田区には適用しない。	現在は建築物の延べ床面積1万㎡以下に制限されている千代田区の特定行政庁及び建築主事の建築確認、建築許可、中間検査、完了検査、特殊建築物定期調査報告書調査、建築設備定期検査報告書調査及び違反建築物取締等の事務処理の権限の制限を撤廃するとともに、現在は東京都知事の権限とされている中間検査特定工程指定及び特例容積率適用区域内における特例容積率の限度の指定等の事務処理の権限を千代田区長の権限とすることにより、無制限な建築基準法に基づく事務処理の権限と現在千代田区が特別区の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)により東京都知事から権限委譲を受けている都市計画法、都市再開発法及び土地区画整理事業法等に基づく許認可権限とを合わせて有機的に行使することにより、主体的かつ総合的なまちづくりを推進する。	別紙再提案理由書のとおり	東京都	千代田区	千代田区総合まちづくり推進特区	現在は建築物の延べ床面積1万㎡以下に制限されている建築確認、建築許可、中間検査、完了検査、特殊建築物定期調査報告書調査、建築設備定期検査報告書調査及び違反建築物取締のほか、八王子市及び町田市など多摩地区8市には認められてる中間検査特定工程指定、特例容積率の限度の指定等の事務を全て千代田区において処理することにより、既に特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)により建築物の延べ床面積に無関係に東京都知事から千代田区に委譲されている都市計画に関する許認可事務の処理と合わせて、主体的かつ総合的なまちづくりを推進する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1246	1246010	一般の事務棟を大学のキャンパスとして利用する場合についての建築基準法の緩和	一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学については、建築基準法第2条2項に定める特殊建築物から当該大学建物を除外し、建築基準法第28条、建築基準法施行令第114条第2項の規定する「学校」からも当該大学を除外することとします。	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現します。	株式会社大学に係る特区には、中心市街地の駅前など、アクセスの良い立地に株式会社大学を誘致し、域内在勤者や学生のキャリアアップ及び市民の生涯学習の拠点にしていきたいというニーズがあります。しかし、現行の建築基準法は、大学を一律「特殊建築物」とし、加重な建築基準を定めています。このため、一連の規制緩和により、ビジネス街のオフィスビルにテナントを借りて大学を設置するという新しい教育形態の試みが認められたにも関わらず、実際にそれを行うにはオフィスビルに大規模かつ無駄な修繕工事を施さなければならなくなっています。しかし、オフィスビルで小規模クラスの授業を実施する場合、その用法は会社の業務を行うのと殆ど異ならず、「大学」であるという一事のみで、加重な建築基準が課されることは実態に即さない過剰な規制といわざるをえません。そこで、一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学については一般建築物と同様の取扱をされるよう提案いたします。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	株式会社大学特区	建築基準法及び消防法が「大学」について一律に厳しい建築基準や防火基準等を定めているため、一般事務棟にテナントを借りて大学を設置することが困難となっている。そこで、一般事務棟を大学のキャンパスとして利用する場合については、消防法および建築基準法の加重の建築基準・防火基準がかからないよう規制を緩和すべき。また、大学設置認可後4年間は、カリキュラム変更には文部科学省の事前届出が必要であり、新しい専任教員配置には、同省の認可が必要であるとする文部科学省の運用は、株式会社大学が消費者のニーズを聞きこれを速やかにカリキュラム編成や教員配置に反映することを不可能にしている。これでは、特区評価委員の評価実施期間中に、株式会社大学が自由な教育事業を展開できず、その成果を発揮できない。そこで、特区によって認められた株式会社大学については、右運用について特例措置を認めるべきである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1161	1161010	既存公共施設を用途転用する際における建築基準法施行令の適用緩和(教室の採光の確保)	建築基準法施行令第19条第3項の規定について、既存公共施設を用途転用する際に、個別に施設設置者と当該所管の建築主事が協議のうえ、特例として基準を弾力的に運用することを認める。	保健所の既存建物を用途転用し、県立養護学校を開設する。	各地方公共団体においては、非常に厳しい財政状況を踏まえて、より一層効率的な予算配分・事業執行が求められており、必要な施設整備についても、新築による対応がますます困難な状況となる中で、今後、遊休既存建物の用途転用による有効活用の事例が大幅に増加するものと予想される。しかしながら、建築基準法による過度の一律規制は、地域の自由な発想に基づく既存建物の有効活用を阻害する要因となるものであり、弾力的な運用へと見直しを行う必要がある。	愛媛県	愛媛県	えひめリフォームスクール推進特区	本県は、保健所の既存建物を用途転用し、県立養護学校の開設を検討しており、用途転用の結果、学校施設にかかる建築基準法の規制対象となることから、基準を満たすための大規模な改修が必要となっている。しかしながら、新築と同様の規制は、経費を節減しながら地域の自由な発想に基づく既存建物の有効活用を阻害する要因となるものであり、既存建物を用途転用する際に、個別に施設設置者と当該所管の建築主事が協議のうえ、特例として弾力的に運用することを認めるよう、規制緩和を求めるものである。
1161	1161020	既存公共施設を用途転用する際における建築基準法施行令の適用緩和(天井高の確保)	建築基準法施行令第21条第2項の規定について、既存公共施設を用途転用する際に、個別に施設設置者と当該所管の建築主事が協議のうえ、特例として基準を弾力的に運用することを認める。	保健所の既存建物を用途転用し、県立養護学校を開設する。	各地方公共団体においては、非常に厳しい財政状況を踏まえて、より一層効率的な予算配分・事業執行が求められており、必要な施設整備についても、新築による対応がますます困難な状況となる中で、今後、遊休既存建物の用途転用による有効活用の事例が大幅に増加するものと予想される。しかしながら、建築基準法による過度の一律規制は、地域の自由な発想に基づく既存建物の有効活用を阻害する要因となるものであり、弾力的な運用へと見直しを行う必要がある。	愛媛県	愛媛県	えひめリフォームスクール推進特区	本県は、保健所の既存建物を用途転用し、県立養護学校の開設を検討しており、用途転用の結果、学校施設にかかる建築基準法の規制対象となることから、基準を満たすための大規模な改修が必要となっている。しかしながら、新築と同様の規制は、経費を節減しながら地域の自由な発想に基づく既存建物の有効活用を阻害する要因となるものであり、既存建物を用途転用する際に、個別に施設設置者と当該所管の建築主事が協議のうえ、特例として弾力的に運用することを認めるよう、規制緩和を求めるものである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1161	1161030	既存公共施設を用途転用する際における建築基準法施行令の適用緩和(階段の幅、けあげの寸法、踏面の寸法)	建築基準法施行令第23条第1項の規定について、既存公共施設を用途転用する際に、個別に施設設置者と当該所管の建築主事が協議のうえ、特例として基準を弾力的に運用することを認める。	保健所の既存建物を用途転用し、県立養護学校を開設する。	各地方公共団体においては、非常に厳しい財政状況を踏まえて、より一層効率的な予算配分・事業執行が求められており、必要な施設整備についても、新築による対応がますます困難な状況となる中で、今後、遊休既存建物の用途転用による有効活用の事例が大幅に増加するものと予想される。しかしながら、建築基準法による過度の一律規制は、地域の自由な発想に基づく既存建物の有効活用を阻害する要因となるものであり、弾力的な運用へと見直しを行う必要がある。 なお、建築基準法施行令における階段のけあげの寸法等の基準設定については、制定(昭和25年)以来一度も見直されておらず、最近の子どもの身長等の変化を反映した規制とはなっていない。 また、遊休施設の活用でありながら、一律規制により階段部分の撤去、新設が必要になり多額の経費が無駄になる。	愛媛県	愛媛県	えひめリフォームスクール推進特区	本県は、保健所の既存建物を用途転用し、県立養護学校の開設を検討しており、用途転用の結果、学校施設にかかる建築基準法の規制対象となることから、基準を満たすための大規模な改修が必要となっている。しかしながら、新築と同様の規制は、経費を節減しながら地域の自由な発想に基づく既存建物の有効活用を阻害する要因となるものであり、既存建物を用途転用する際に、個別に施設設置者と当該所管の建築主事が協議のうえ、特例として弾力的に運用することを認めるよう、規制緩和を求めているものである。
1161	1161040	既存公共施設を用途転用する際における建築基準法施行令の適用緩和(間仕切壁の設置)	建築基準法施行令第114条第2項の規定について、既存公共施設を用途転用する際に、個別に施設設置者と当該所管の建築主事が協議のうえ、特例として規定の適用を除外することを認める。	保健所の既存建物を用途転用し、県立養護学校を開設する。	各地方公共団体においては、非常に厳しい財政状況を踏まえて、より一層効率的な予算配分・事業執行が求められており、必要な施設整備についても、新築による対応がますます困難な状況となる中で、今後、遊休既存建物の用途転用による有効活用の事例が大幅に増加するものと予想される。しかしながら、建築基準法による過度の一律規制は、地域の自由な発想に基づく既存建物の有効活用を阻害する要因となるものであり、弾力的な運用へと見直しを行う必要がある。	愛媛県	愛媛県	えひめリフォームスクール推進特区	本県は、保健所の既存建物を用途転用し、県立養護学校の開設を検討しており、用途転用の結果、学校施設にかかる建築基準法の規制対象となることから、基準を満たすための大規模な改修が必要となっている。しかしながら、新築と同様の規制は、経費を節減しながら地域の自由な発想に基づく既存建物の有効活用を阻害する要因となるものであり、既存建物を用途転用する際に、個別に施設設置者と当該所管の建築主事が協議のうえ、特例として弾力的に運用することを認めるよう、規制緩和を求めているものである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1174	1174010	建築基準法第56条の適用除外区域	道路斜線制限による建物高さ制限を撤廃する区域を定める	道路幅員による建物高さ制限を撤廃する区域を定め、地方都市における中心市街地の土地利用の高度化を図ることにより、まちの活性化及び都市再生における再開発事業の促進に寄与する。	<p>商業地としての中心市街地の衰退は顕著であり、都市再開発事業の促進や都心居住の推進によるまちの活性化が喫緊の課題である。</p> <p>このような状況のなかで地元商店街からは、屋外広告物に関する規制緩和、アーケード設置に関する手続きの簡素化あるいは公共空間の活用に関する手続きの簡素化など、行政に対する積極的な支援を求める現状も認められ、行政としても当該地域を平成15年7月に都市再生緊急整備地域として指定を受けたところである。</p> <p>一方、柳ヶ瀬地区においては、アーケードなどの設置により通風や日照の障害物が存在していることから、建築基準法が定めている防火、交通及び衛生を考慮した一律の基準により必ずしも他地域と同様の居住空間の形成を必要としない場合も考えられる。</p> <p>これらのことを踏まえ、今後さらなる民間再開発の誘導と都心居住を促進させるため、当該地区においては、建築基準法における規制の一部を撤廃することとし、土地の高度利用・高密度化を図りつつ、中心市街地の都市再生を促進させることを目的として提案する。</p>	岐阜県	岐阜県岐阜市	柳ヶ瀬地区居住とにぎわい創出特区	<p>岐阜市柳ヶ瀬地域にあっては、近年、百貨店などの撤退により、まちの空洞化が顕著となっており、都市再開発事業の促進や都心居住施策の推進によるまちの活性化が求められている。</p> <p>これにこたえて、平成15年7月に当該地域は都市再生緊急整備地域として指定を受けたところである。さらに、民間再開発の誘導と都心居住の促進のため、建築基準法第56条による道路斜線制限の適用除外区域を定めること及び同法52条第2項による道路幅員による指定容積率の上制限の規制を緩和することにより、密集市街地の不燃化及び都市再生の促進、居住とにぎわいの創出を図るものである。</p>
1174	1174020	建築基準法第52条第2項の規制緩和区域	地域が策定した居住とにぎわい創出計画に適合する建築物に係る道路幅員による指定容積率の上制限の規制緩和区域を定める。	柳ヶ瀬地区において、地域の策定した居住とにぎわい創出計画に適合し、かつ一定の要件を満たした場合にあっては、道路幅員による指定容積率の上制限の規制緩和を適用できることとし、密集市街地の不燃化及び都心居住による活性化を図りつつ、都市における中心市街地の居住とにぎわい創出に寄与する。	<p>商業地としての中心市街地の衰退は顕著であり、都市再開発事業の促進や都心居住の推進によるまちの活性化が喫緊の課題である。</p> <p>このような状況のなかで地元商店街からは、屋外広告物に関する規制緩和、アーケード設置に関する手続きの簡素化あるいは公共空間の活用に関する手続きの簡素化など、行政に対する積極的な支援を求める現状も認められ、行政としても当該地域を平成15年7月に都市再生緊急整備地域として指定を受けたところである。</p> <p>一方、密集市街地である柳ヶ瀬地区においては、老朽化した木造家屋の不燃化と過小宅地の解消が課題となっており、建築基準法が定めている防火、安全、交通及び衛生を考慮した都市防災の構築も課題となっているところである。</p> <p>これらのことを踏まえ、今後さらなる民間再開発の誘導と都心居住を促進させるため、当該地区において、地域が策定した居住とにぎわい創出計画に適合し、一定の要件を満たす建築物にあっては、建築基準法における容積率の規制を緩和することとし、密集市街地におけるまちの不燃化及び都心居住による活性化を図りつつ、中心市街地の都市再生を促進させることを目的として提案する。</p>	岐阜県	岐阜県岐阜市	柳ヶ瀬地区居住とにぎわい創出特区	<p>岐阜市柳ヶ瀬地域にあっては、近年、百貨店などの撤退により、まちの空洞化が顕著となっており、都市再開発事業の促進や都心居住施策の推進によるまちの活性化が求められている。</p> <p>これにこたえて、平成15年7月に当該地域は都市再生緊急整備地域として指定を受けたところである。さらに、民間再開発の誘導と都心居住の促進のため、建築基準法第56条による道路斜線制限の適用除外区域を定めること及び同法52条第2項による道路幅員による指定容積率の上制限の規制を緩和することにより、密集市街地の不燃化及び都市再生の促進、居住とにぎわいの創出を図るものである。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1140	1140010	都市計画法及び建築基準法の見直しによるゾーニングと地域地区制の一部緩和。	<p>広域に点在している地域資源(人・モノ・場所・サービス)を、高齢者が歩いて利用できるようなコミュニティ単位(たとえば1*。圏内)に位置づける</p> <p>・居住エリア、ビジネスエリア、アミューズメントエリア、福祉エリアという区域(ゾーニング)の考え方や、第1種低層住居専用地域や第2種中高層住居専用地域といった地域・地区制区分の考え方を緩和し、建築物の用途や条件をつけたうえで、暮らしに必要なモノやサービスをコミュニティ単位に位置づけていく。</p>	<p>ゾーニングや地域地区制を緩和して、長久手町の区画整理事業及び都市再生モデル事業と平行して展開を予定している「多世代交流自然村」計画等の中で、</p> <p>1.たとえば第1種低層住居専用地域に、住宅のほか、誰でも出入りできる福祉施設とホテル、レストランや雑貨店、診療所等を組み合わせた複合型施設もしくはそれらの機能を単体で建築する。</p> <p>2.まち全体が商店街や長屋のようなコミュニティを創る</p>	<p>都市計画の閉鎖性が痴呆の進行や社会性の欠落を助長しているのでは？</p> <p>・要介護高齢者や心身障害者など地域で暮らすべき人たちが、住み慣れた地域から隔離され、一般的な暮らしとは程遠い閉鎖的な生活を強いられている。その結果、リロケーションダメージ等による痴呆の進行や、若者たちの間にも社会性の欠落が問題視されている。</p> <p>都市機能を小さくする。必要な事柄に、手を伸ばせば届く安心感を築く。</p> <p>・ゾーニングの影響により、必要なサービスが近くにない(あるいは建てられない)ため、長時間の移動を要したり、孤立化や心身の疲労やストレスを生む悪循環が生じている。</p>	愛知県	特定非営利活動法人 雑木林物語(ざつぼくりんものがたり)	向こう三軒両隣ご近所づきあい再生特区～多世代交流自然村計画	<p>1)ゾーニングにより区分化され点在している人・モノ・サービス(「仕事」「商業」「娯楽」「福祉」など)の機能を生活の場に近づけるとともに、地域地区制による建築制限の一部緩和。</p> <p>2)セットバックして建築された住宅等の敷地に、公道へ接する幅員4mの道(延長敷地)を設置する義務の緩和</p> <p>3)地域地区制の一部緩和により、ホテルや住居機能等を有する複合的施設の建設とヘルパーの派遣先を「居宅」とする定義の見直し</p>
1140	1140020	道路からセットバックした敷地(宅地)に、規定の幅の通路(道路)を設けず、共有化を図る。延長敷地(接道義務)の一部緩和。	公道からセットバックした敷地に建てられる個人の戸建住宅等に幅員4m以上の通路を設ける規制を緩和し、住人管理の共同庭とし、自然との共生を図る。	<p>門扉や車庫を作らず、子供の遊び場や井戸端会議の場所としての共同庭化を推進し、隣組、向こう三軒両隣の近所づきあいを再生</p> <p>・共同の庭にすることで自然環境と子供たちが自由に遊び回れる空間を確保する。人と人との交流を増やし、住人同士の向こう三軒両隣の助け合いや井戸端会議のようなふれあいがうまれる。</p> <p>・社会問題化している介護や子育ての疲労やストレスから生じる虐待や殺人、孤独や不安の軽減を図ることができ、コミュニティ全体が長屋のような空間になることで、安心して病気の子どもを預けて出かけられたり、洗濯物を取り込んでもらえたり、悩みごとや心配事も気軽に相談できるような誰にも役割があり、必要とされる地域づくりが可能となる。</p> <p>住人憲章の策定・実施</p> <p>・住人自治の視点から「住人憲章」を設け、共同庭化や自家用車を乗り入れないなどの条件を明確にし、セキュリティ機能も果たせる仕組みづくりを行う。</p>	<p>道と車優先地域から人、土、緑を優先する地域へ</p> <p>・セットバックした敷地に戸建住宅を建てるためには、特殊建築物は4m以上、戸建住宅については、2m以上前面道路に接道する必要があるため、宅地の区域は、敷地に接続するための通路を確保した形状となり、アプローチ通路や駐車場に利用され、土や緑が失われている。</p>	愛知県	特定非営利活動法人 雑木林物語(ざつぼくりんものがたり)	向こう三軒両隣ご近所づきあい再生特区～多世代交流自然村計画	<p>1)ゾーニングにより区分化され点在している人・モノ・サービス(「仕事」「商業」「娯楽」「福祉」など)の機能を生活の場に近づけるとともに、地域地区制による建築制限の一部緩和。</p> <p>2)セットバックして建築された住宅等の敷地に、公道へ接する幅員4mの道(延長敷地)を設置する義務の緩和</p> <p>3)地域地区制の一部緩和により、ホテルや住居機能等を有する複合的施設の建設とヘルパーの派遣先を「居宅」とする定義の見直し</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1219	1219010	建築基準法上の建築確認	建築基準法上4m以上の道路に接しなければ建築物は建てられないとされているが、建物が堆肥場としてのみ使用が目的の為電気水道等の設備を必要とせず、作業道路に接しているため安全に問題はない	堆肥の蓄積及び切り換え作業場を建築	牛舎を堆肥舎を隣接し、作業効率を高めたいが、基準法による進入路がないため建築できない。作業道はある	香川県	有限会社 ワイディアフ	酪農振興特区	現存する牛舎に隣接して堆肥舎を建築する計画
1204	1204010	用途地域における建築物の制限の緩和	建築基準法48条の別表、第2の(は)の二「大学・高等専門学校・専修学校・その他、これらに類するもの」に「公的認可を受けていない民間教育機関であっても、一定の規模と実績があり、地域の活性化に資するもの」を追加	緩和することにより、500㎡以下という規制があるゆえ設置できない音楽室・図工室・家庭科室・調理室・理科室・図書室・室内運動場・PC室などが設置できるようになり、充実した教育ができる。また米軍との文化交流をする際のスペースを持つことが容易になる。(他校や地域の交流活動の可能性もある。)	現状では、500㎡以下という条件が付き、教室数・教室のスペースにゆとりがなく、LCAの教育を希望する方々が定員数を越えた場合の受け入れが困難である。現状教室のスペースではの児童の活動を発展させるには不十分であり、児童と同時に児童以外の者(保護者・他校児童・地域関係者・外国人)の入室ができるスペースの確保も必要である。	神奈川県	株式会社エルシー・エー	民間教育機関にかかるとる建築基準の緩和特区	LCAは幼児から中学生までを対象とした民間教育機関として20年にわたって相模原で活動をしている。そして5年前にインターナショナルプリスクール(英語の幼稚園)を開園し、現在は英語による幼児教育を実践している。来年度、2005年4月にインターナショナルスクールの小学部を開校するが、現在の建築基準によると建物面積は500㎡という制限がある。児童達にゆとりのあるより良い環境を提供できるよう、建築基準法の一部改訂を提案する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1010	1010010	建築基準法では都市計画区域内に於いては処理施設の用途に供する建築物は建築してはならないと規定しています	現実に都市計画区域の調整区域に畜産施設があり畜糞が堆肥化している状況がありながら、新にその畜糞などを利用し一般廃棄物の堆肥化などをその同じ場所で行えないのは非常に経済的損失が大きいと考えます。せめて調整区域・農業振興地域などの農業地域でこの事業が行えるような配慮が欲しいと考えます。	畜産農業から出る畜糞廃棄物(産業廃棄物)と耕種農家が出すわらなど(一般廃棄物)・食品関連事業者から出る動植物性残渣(産業廃棄物・一般廃棄物)を混合堆肥化などを実施する事により農業者は安全・安価な堆肥を自給する事が可能になります。この事により地域内循環環境保全型農業に移行し持続可能な自主自立した農業が可能になると考えます。	食糧自給率の低下が進み、また農業者の高齢かもますます進んでおります。また今年の異常気象は中山間地のインフラを破壊しております。このような異常気象が恒常化すると考えられ堆肥化施設などを都市計画区域外の山間部に建設する事は合理的ではありません。周囲に農地が沢山ある立地条件のところや畜産堆肥化施設の隣に建設できるような条件緩和を希望します。	愛媛県	NPO法人TIES 21えひめ、(有)フォレストファーム	動植物性残渣と畜糞堆肥を利用した地域資源を活用する農中心の地域環境を保全・活用する地域農村活性化特区	地域農業からでる様々な農業系廃棄物と地域社会・食品事業者などからでる動植物性残渣を混合し堆肥化などの方法により肥料などに資源化し環境保全型農業に移行する事により消費者に選ばれる減農薬・減化学肥料農産物を生産し地産地消による地域農業の活性化を実現する。農業が動植物性残渣を資源化する新しい社会的責任を果たし、直売所などを通じ農産物を地産地消で提供しながら市民農園などを運営し都市住民との交流を図ることにより消費者ニーズを把握し、精神的交流を通じて地域農業社会の活性化を実現し地域農業コミュニティ社会を維持し農地の保全を図ることを目的とする。
1284	1284010	災害時に一時的に上昇する建物に関し、建築基準法における高さ制限、道路斜線制限等の緩和	地震による堤防決壊によって発生する濁流等の被害を避けるために、シリンダージャッキを作動させ建物を上昇させる。この場合、災害時という一時的とはいえ建築基準法上の高さ制限、道路斜線制限等の規制がかかることから、災害時の限定することで当該既成を緩和する。	地震による堤防決壊によって発生する濁流等の被害を避けるために、シリンダージャッキにより建物の高さを4m上昇させることで、災害を避ける。		東京都	真子 訓次	地震による堤防決壊等の水害時に一時的に高さ制限を越える防災建築構想	災害及び災害弱者が急激に増加している現在、災害への備え(消防庁、国土交通省等資料)・建物補強程度の備えでは救済出来ないと考え。台風、地震による堤防決壊によって濁流発生時にシリンダージャッキを作動させ建物を上昇させることで、災害弱者を救出する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1118	1118010	歩道上公開空地利用のコイン式駐輪機設置	高度利用地区において、壁面の位置の制限等により確保された空地の有効活用が出来るように。	コイン式駐輪機を設置する事により、電車利用者等により無秩序に増え続ける不法駐輪、放置自転車等の排除が可能になり、商業施設利用目的のお客様が、市道(消防活動空地含む)に駐輪することが無くなる。又点字ブロックがふさがれることも無くなり、歩行者の安心と、良好で安全な市街地環境の確保。		埼玉県	株式会社 パルテきたこし	歩道状公開空地の利用による駐輪対策	北越谷東口駅前の再開発ビル周辺の私有地(歩道状公開空地)に無秩序に増え続ける不法駐輪対策として、歩道状公開空地を利用してのコイン式駐輪機設置。当ビル商業施設利用目的のお客様が市道(消防活動空地)に駐輪しなければならぬ現状、点字ブロックがふさがれてしまう危険性を解決し良好で安全な市街地環境を確保したい。
1077	1077010	市街化調整区域における土地開発規制の緩和(開発許可項目への追加)	20ha以上なければ許可とならない市街化調整区域における土地開発を、地球環境保護や良好な住環境確保に関する以下の条件を満たした場合、1haからでも住宅が建設できるよう許可する。 ・1ha以上の定期借地権付住宅団地 ・各戸は太陽光発電4KWHを設置 ・土地100坪以上、建物延床40坪以上の住宅建設というゆとりのある住環境	地球環境を保全し、後世へ引き継ぐことは我々の責務であり、京都議定書にも書かれている二酸化炭素の削減目標達成のためには、身近なことから始める必要がある。 一方、農地については、従事者の高齢化が進んでいるが、市街化調整区域では他の用途への転用は非常に困難で、耕作放棄地となる恐れが高まっている。 また、個人の住宅建設にあたっては土地代金の支払いがネックであり、低所得者層は借家せざるを得ない状況にある。 このため、一定の要件を満たす開発に限って、市街化調整区域における土地開発を認めるよう規制緩和することにより、国が実施すべき地球温暖化防止、耕作放棄地対策、低所得者層への良好な住居の提供を図る。 ひいては、住宅購買意欲の高まりによる地域経済の活性化に繋がると考える。		愛媛県	高野 工	太陽光発電住宅建設のための定期借地権付土地開発推進事業	市街化調整区域における土地開発を、地球環境保護や良好な住環境確保に関する条件を満たした場合、1haからでも住宅が建設できるよう許可する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1100	1100010	都市計画法第34条第10号イ及び都市計画法施行令第31条	大規模開発基準が5ha以上を3haに緩和してほしい。	宅地造成地として最適であること。低価格で環境にあった街づくりです。	市街化区域への編入、県の条例の制定等では、実現するまで期間がかかり過ぎます。現存の経済状況に合った街づくりをしたい。	栃木県	渡辺 偉	運動公園前ニュータウン計画	「運動公園前ニュータウン」を実現するためには都市計画法第34条10号イ、同法施行令第31条を3ha以上20haに緩和してほしい。
1128	1128010	保険調剤薬局を公益施設とする	保険調剤薬局を都市計画法上の公益施設とし市街化調整区域において保険調剤薬局の建築に病院・医院と同様、許可を必要としない。	市街化調整区域に立地する病院・医院に通院する患者が利用しやすい場所に保険調剤薬局を建築し医薬分業を実現し、利用患者の服用薬の管理および情報の提供を行い医療の質の向上および医療事故抑止等を実現することを目的としたい。		宮城県	阿部豪友	保険薬局公益施設構想	保険調剤薬局は病院等と同等の患者利用がある。病院等は都市計画法上公益施設とされるのに対し、保険調剤薬局は日常生活店舗と定義されている。公益施設である病院等は許可不要で市街化調整区域内に新規立地できるが日常生活店舗の保険調剤薬局においてはその限りではない。さらに宮城県ではさらなる規制も記載されている。構想想定地区はその距離の規制内に立地している為、日常生活店舗の保険調剤薬局はそれらの近くに立地できない。 保険調剤薬局を公益施設とし、構想想定地区に保険調剤薬局を建築して医薬分業を実現し、利用患者の服用薬の管理および情報の提供を行い医療の質の向上および医療事故抑止等を実現することを目的としたい。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1049	1049010	都市計画区域の迅速かつ柔軟な指定	地方自治法にいう基本構想いわゆる総合計画及び、新市建設計画に即した指定の実現	実態としての都市を対象とした都市計画区域の指定により、都市計画制度本来の主旨や理念を現実のものとする事ができる。		大分県	高橋良治	「県央都市計画青白特区」構想	国と地方及び官民のいわば十字路に立つ市町村が、国や官が定める根幹的な行政計画と地方や民が定めるまちづくり計画の整合と調和を通して、キャッチアップや横並び的ではない自律的な都市計画行政を展開しようというもの。国土法に基づく五地域区分をはじめとする土地利用計画とこれによる重層的な地域指定を規制や制限の手段ではなく地域の活性化や魅力づくりの道具として専ら創造的に活用することを意図するとともに、全域計画と地域計画あるいはマスタープランと詳細計画といった計画間にある相補的な関係をその作成主体の連携にまで発展させて「国と地方及び官と民は上下主従ではなく対等協力のパートナーである」ことを実践する試みである。
1049	1049030	線引きの迅速かつ柔軟な変更	産業及び人口フレームに基づく市街化区域の規模設定からの脱皮と飛躍つまり、「開発又は保全」から「開発及び保全」を目指すものへの質的変革と、これによる市街化調整区域の積極的な位置付け(都市計画区域から市街化区域を除いた残りの区域が市街化調整区域であるといった消極的な位置付けの是正でもある)	人口フレームの保留制度を設けた際の考え方を更に発展させることにより、線引き制度創設の主旨や理念を尊重しつつ実効性を確保できる。市街化区域にあっても保全されるべき区域があり調整区域であっても開発が許されるべき区域のあることを明確にすることにより、投機的な土地取引が影を潜めるとともに、計画的な土地利用に対する理解が深まる。		大分県	高橋良治	「県央都市計画青白特区」構想	国と地方及び官民のいわば十字路に立つ市町村が、国や官が定める根幹的な行政計画と地方や民が定めるまちづくり計画の整合と調和を通して、キャッチアップや横並び的ではない自律的な都市計画行政を展開しようというもの。国土法に基づく五地域区分をはじめとする土地利用計画とこれによる重層的な地域指定を規制や制限の手段ではなく地域の活性化や魅力づくりの道具として専ら創造的に活用することを意図するとともに、全域計画と地域計画あるいはマスタープランと詳細計画といった計画間にある相補的な関係をその作成主体の連携にまで発展させて「国と地方及び官と民は上下主従ではなく対等協力のパートナーである」ことを実践する試みである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1049	1049040	地方自治法にいう基本構想いわゆる総合計画と、国及び都道府県計画との関係の明確化	総合計画と、国及び都道府県が定める計画の関係が対等・協力のそれであることの認知	<p>基礎的自治体の定める計画が下位計画ではないということを通じて、その作成主体の関係までもが上下・主従ではなく対等・協力の関係にあることが明確になり、それぞれに実感される。</p> <p>国を基本として都道府県が定め、都道府県を基本として基礎的自治体が定めるという上下・主従の流れは秩序と安定、ナショナルミニマムを実現し基礎的自治体の定める計画を国や都道府県が自身の計画と対等・協力のものとして尊重するという流れは当該地ならではの個性的な魅力、ローカルマキシムを実現するものである。</p>		大分県	高橋良治	「県央都市計画青白特区」構想	<p>国と地方及び官民のいわば十字路に立つ市町村が、国や官が定める根幹的な行政計画と地方や民が定めるまちづくり計画の整合と調和を通して、キャッチアップや横並び的ではない自律的な都市計画行政を展開しようというもの。国土法に基づく五地域区分をはじめとする土地利用計画とこれによる重層的な地域指定を規制や制限の手段ではなく地域の活性化や魅力づくりの道具として専ら創造的に活用することを意図するとともに、全域計画と地域計画あるいはマスタープランと詳細計画といった計画間にある相補的な関係をその作成主体の連携にまで発展させて「国と地方及び官と民は上下主従ではなく対等協力のパートナーである」ことを実践する試みである。</p>
1274	1274010	歴史的風土特別保存地区の指定期間の短縮	古都保存法・特別保存地区指定までの期間を短縮(通常5年程度 2年)する。	<p>保全の対象とするのは、鎌倉から逗子への観音古道の続く尾根および斜面山林である。岩殿観音について、鎌倉時代初期に記録が残る(吾妻鑑)ことと地理的な位置関係から、頼朝一族が参詣した古道が、当該尾根および山腹にあったものと推測できる。江戸期には、坂東三十三観音札所第一番・杉本観音から第二番・岩殿観音に到る巡礼古道であったことが遺物、遺構、記録に残る。また同区域は名越切通史跡の一体地域である。特別保存地区の指定が通常数年かかるところを、開発または建築に歯止めをかけるため2年に短縮し、名越切通バッファゾーンの確保と、逗子ならびに鎌倉の古都の歴史的風土と景観を保存する。</p>	<p>平成11年に当該区域が埋蔵文化財包蔵地であるため、一部がアンテナ建設計画を前提に発掘調査され、「観音古道」と呼ばれる江戸期の古道の敷石が発掘されたことから、平成12年にこの発掘部分までが「歴史的風土保存区域」に指定され、アンテナ設置は断念された。ただし指定が一部であったために、周辺緑地の宅地化は急速に進んでおり、尾根に伸びる観音古道は消失の危機にある。現在残っている斜面山林は1~2年の猶予を置いて斜面建築の申請および開発の危機にさらされる可能性が大きい状況にあるため、一刻も早い保全対策が急務となっている。なお、当該地域は、平成16年11月1日現在、神奈川県知事と逗子市長あてに6,400余名の保全復元署名の寄せられている区域の中心である。</p>	神奈川県	名越切通一体地域/巡礼古道保存と周辺山林保全復元署名の会	「世界遺産都市の観光とまちづくり...古都特区」構想	<p>古都保存法および都市緑地法の指定手続きの短期間化と保存対象の拡大、古都全域の歴史的・文化的資産や景観の一体的保全を目的とした斜面開発規制強化、開発事業および建築確認の手続きにおける市民参画範囲の拡大、地区計画等の策定に参加する関係住民の範囲の拡大、市債発行の広域化などの特例を活用して、古都鎌倉、古都逗子の歴史的風土を守り、古都資産の持続的保存を図る。世界遺産都市としての観光資源の拡充と、観光の持続的発展を図る。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1274	1274020	特別緑地保存地区の指定期間の短縮	都市緑地法の特別緑地保全地区指定までの期間を1~2年とする。	1の観音古道のある尾根と連続する斜面緑地は、上部山林は開発済みの車道に変貌しているが、久木9丁目谷戸奥の斜面山林として、永年にわたり谷戸住民の住環境を形成してきた。この谷戸を囲む斜面は地質の境界に当たり、不安定な地層である。現在、この斜面に7戸の建築許可が下り、7戸の新たな開発計画(1の開発計画と重複)が起きている。この地区を特別緑地保存地区として早急に保全することで、谷戸の住民の安全と生活環境を守り、名越切通のバッファゾーンを確保し、逗子ならびに鎌倉の古都全域の歴史的風土と景観の保存に資する。また上部道路の通行の著しい安全性低下を回避するものである。	当該区域は、鎌倉逗子ハイランドの周辺緑地であり、元々存する久木9丁目の谷戸住宅とのグリーンベルトを形成する斜面緑地である。当該区域は、名越切通のバッファゾーンと目される。また景観法第八条第一、二項に該当する土地の区域と考えられる。現在、開発構想を持つ事業者には保全への協力について交渉しており、2年のうち買取が可能であれば協力を期待できる。危険性の指摘される建築許可済みの斜面緑地部分については、即時の買取が可能の場合、交渉の余地が見込まれており、住民側は一刻も早く交渉を始める方策を求めている。なお、当該地域は、平成16年11月1日現在、神奈川県知事と逗子市長あてに6,400余名の保全復元署名の寄せられている区域に含まれている。	神奈川県	名越切通一体地域/巡礼古道保存と周辺山林保全復元署名の会	「世界遺産都市の観光とまちづくり…古都特区」構想	古都保存法および都市緑地法の指定手続きの短期間化と保存対象の拡大、古都全域の歴史的・文化的資産や景観の一体的保全を目的とした斜面開発規制強化、開発事業および建築確認の手続きにおける市民参画範囲の拡大、地区計画等の策定に参加する関係住民の範囲の拡大、市債発行の広域化などの特例を活用して、古都鎌倉、古都逗子の歴史的風土を守り、古都資産の持続的保存を図る。世界遺産都市としての観光資源の拡充と、観光の持続的発展を図る。
1274	1274030	古都の埋蔵文化財包蔵地、歴史的風土保存区域、風致地区内の斜面緑地建築規制の強化	古都鎌倉と古都逗子の特例措置として、斜面地が緑地(崖地、山林、その他緑地、開発緑地を含む)である場合、斜面地が平地と接する位置を斜面地境界として、境界から、歴史的風土保存区域と第1種風致地区2メートル以上、その他風致地区1メートル以上の後退距離(斜面後退距離)をおく。また、両市の埋蔵文化財包蔵地についても同様の規制を設ける。	古都鎌倉・古都逗子に典型的な中世の遺構は、山裾景観であることが指摘されている。風致地区内および埋蔵文化財包蔵地などの山裾を形成する谷戸景観と、中世の典型的な遺跡であるやぐら等の山域の遺構を保存することで、歴史的風土の持続的保存を図り、引いては中世の遺跡群が市内各所で見られる野外ミュージアムなどに資する観光資源が確保される。このために、鎌倉市と逗子市の埋蔵文化財包蔵地と歴史的風土保存区域、風致地区内の斜面建築について、斜面後退距離の規制を設け、古都全域の歴史的風土保存を図る。	現在、鎌倉市の旧鎌倉地域は風致地区と古都保存法指定区域になっている。斜面緑地は古都の歴史的風土であり、山裾には古道ややぐらなどの貴重な遺構が多く残されている。また近景としても遠景としても、歴史的景観を形成していることから、現在残されている古都鎌倉の斜面緑地に対する開発を禁止することが急務である。しかしながら、平成12~13年に斜面緑地建築の規制を求めて署名運動や議会決議が採択された結果、鎌倉市の斜面地開発規制が策定されたものの、法令で斜面地の開発規制がないことから、十分な規制を行うに到っていない。現行の法令では、斜面地裾野の開発が止められないため、規制の特例が必要となっている。	神奈川県	名越切通一体地域/巡礼古道保存と周辺山林保全復元署名の会	「世界遺産都市の観光とまちづくり…古都特区」構想	古都保存法および都市緑地法の指定手続きの短期間化と保存対象の拡大、古都全域の歴史的・文化的資産や景観の一体的保全を目的とした斜面開発規制強化、開発事業および建築確認の手続きにおける市民参画範囲の拡大、地区計画等の策定に参加する関係住民の範囲の拡大、市債発行の広域化などの特例を活用して、古都鎌倉、古都逗子の歴史的風土を守り、古都資産の持続的保存を図る。世界遺産都市としての観光資源の拡充と、観光の持続的発展を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1274	1274040	古都鎌倉、古都逗子の全域における斜面地建築規制の策定	古都全域での斜面山林の建築および開発規制	古都鎌倉、古都逗子の全域において、建築基準法の特例措置として、斜面地建築の場合、建築物が周囲の地面と接する高低差を6メートル以内とする規制を適用する。これにより、古都全体の歴史的風土と景観が保存され、貴重な観光資源を保全できる。	鎌倉、逗子とも、風致地区以外の区域における歴史的風土や古都景観の保全のための措置がほとんど施されていない。しかしながら、古都鎌倉においては旧鎌倉周囲の山々の景観は、景観上も歴史的風土の保存のためにも山並みの連続性を含めて持続的保存を必要とするものである。逗子市で2002年に指定された国史跡・長柄桜山古墳を頂点とする葉山町隣接の山々についても、貴重な歴史的風土のバッファゾーンと位置づけられるだろう。古都の歴史的風土と景観を守るために、斜面地建築規制(建築物が周囲の地面と接する高低差6メートル以内)を早急に行うこととし、都市計画の区域を超えた市域全体の一律な規制を求める。	神奈川県	名越切通一体地域/巡礼古道保存と周辺山林保全復元署名の会	「世界遺産都市の観光とまちづくり…古都特区」構想	古都保存法および都市緑地法の指定手続きの短期間化と保存対象の拡大、古都全域の歴史的・文化的資産や景観の一体的保全を目的とした斜面開発規制強化、開発事業および建築確認の手続きにおける市民参画範囲の拡大、地区計画等の策定に参加する関係住民の範囲の拡大、市債発行の広域化などの特例を活用して、古都鎌倉、古都逗子の歴史的風土を守り、古都資産の持続的保存を図る。世界遺産都市としての観光資源の拡充と、観光の持続的発展を図る。
1274	1274050	住民投票により、古都主要区域の高さ制限を策定	地方自治体、またはNPOの提案する「高度地区」について、全市的な住民投票により規制を策定する。	鎌倉市の若宮大路の高さ制限を住民の総意で決定する。これにより、世界遺産登録の要件のひとつである「国の全力をあげた保全策」のひとつが策定できる。同様に、北鎌倉地区(風致地区外)の高さ制限、由比ガ浜、長谷、逗子市新宿などの海岸隣接地の高さ制限を、市民の総意として決定する。	若宮大路の高さ制限は、世界遺産登録の大きな要件となっている。また同じく世界遺産登録文化財候補が並ぶ北鎌倉においては高さ制限のない区域で景観と環境を壊すマンション開発が相次いでおり、古都の歴史的景観を早急に保全する必要性に迫られている。稲村ガ崎、逗子海岸沿いなどの歴史的風土は、今後、観光資源としての潜在価値を持つと考えられるため、無秩序な都市化を回避するために、早急に対策が必要である。特に鎌倉の主要観光区域の景観は、市全体の経済効果に影響し、また世界遺産と目される価値を持った観光街区の形成に欠くべからざるものである。このような事情から、主要区域の高さ制限について、早急な策定を求めるものである。	神奈川県	名越切通一体地域/巡礼古道保存と周辺山林保全復元署名の会	「世界遺産都市の観光とまちづくり…古都特区」構想	古都保存法および都市緑地法の指定手続きの短期間化と保存対象の拡大、古都全域の歴史的・文化的資産や景観の一体的保全を目的とした斜面開発規制強化、開発事業および建築確認の手続きにおける市民参画範囲の拡大、地区計画等の策定に参加する関係住民の範囲の拡大、市債発行の広域化などの特例を活用して、古都鎌倉、古都逗子の歴史的風土を守り、古都資産の持続的保存を図る。世界遺産都市としての観光資源の拡充と、観光の持続的発展を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1274	1274060	開発事業等における、住民およびNPO参加による地区計画および景観計画の策定	開発事業等において、周辺・近隣・関係住民(NPOを含む)の求めに応じて地区計画(景観計画を含む)の策定をする手続きを義務付ける。	都市計画法の「開発許可の基準」で定めるところの「地区計画等」は、あらかじめ定められている都市計画を指すが、特例措置により、「開発申請手続の途上で定められる地区計画等を含む」とすること。これにより、鎌倉市においては開発事業等の申請前の事前相談段階で、逗子市においては事業者が開発構想の周知を終えた段階で、周辺・近隣・関係住民からの申し出により、開発事業予定地域を含めた一定の地域における地区計画を、住民、事業者、行政が協同して策定する。地区計画と同時に、景観法施行に伴う景観計画を定めることができるものとする。この結果、歴史的風土の持続的保存と発展を考えたまちづくりが推進できる。	都市計画は、一般市民には通常意識されないものだが、開発により住環境に変化が起こるとき、初めてその存在がクローズアップされる。一般市民と事業者のこのような時間的意識のずれを調整することにより、真にまちづくりについて取り組む意欲を一般市民間に醸成する環境が整う。鎌倉市、逗子市において、事前相談時(開発構想時)に地区計画策定を義務付ける要望が市民からでているが、理解を得られていない。市行政の中には、このような手続は開発事業者の財産権の侵害になると考える傾向があり、表記のような提案に対し消極的で、まちづくりへの市民参画が阻害されている。このため、都市計画法の特例としての措置を求めるものである。	神奈川県	名越切通一体地域/巡礼古道保存と周辺山林保全復元署名の会	「世界遺産都市の観光とまちづくり…古都特区」構想	古都保存法および都市緑地法の指定手続きの短期間化と保存対象の拡大、古都全域の歴史的・文化的資産や景観の一体的保全を目的とした斜面開発規制強化、開発事業および建築確認の手続きにおける市民参画範囲の拡大、地区計画等の策定に参加する関係住民の範囲の拡大、市債発行の広域化などの特例を活用して、古都鎌倉、古都逗子の歴史的風土を守り、古都資産の持続的保存を図る。世界遺産都市としての観光資源の拡充と、観光の持続的発展を図る。
1274	1274070	古都の建築確認申請手続きへの、歴史的風土を守る景観、環境、まちづくり目的の規制の付加	建築確認申請の際、古都全体の歴史的風土を保存・継承するまちづくり(「保存区域を超えた古都全域の風土の継承」)「古都全域における歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進」、歴史的風土審議会意見具申「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」、平成10年3月」のために、市長は市民ならびに市に設置の景観および環境、まちづくり、歴史等に関する審議会・委員会の意見を求め、事業者に対し指導することができることとする。このような規定を、建築確認事務の手続に付加する。	現在、市を経由するのみ、または市に連絡なく許可されている建築確認事務に対し、市が地域の事情に応じた基準を定めて規制することとし、古都の歴史的環境と安全性(防災)向上を図り、地方分権の目的を実現する。現行では、建築基準法第六条で、建築確認を建築主事が判断する場合に、第四十条(地方公共団体による制限の付加)を適用し第十九条(敷地の衛生及び安全)の規制を強化することができるが、第四十条の「その地方の気候若しくは風土の特殊性」に「歴史的風土」を当てはめることが可能と考える。また「規制の強化」により、「敷地下方の住宅地に対する安全性」「反対斜面の崩落を招く危険性」など周辺への影響を回避することが必要と考える。	特に問題となっているのは逗子市域の建築確認による建築行為である。歴史的風土の保存を全く顧みず、周辺住宅地との調和や交通上・防災上の安全にも不安のある建築行為が徐々に許可されるため、住民が建築確認事務に不信を抱く事態となっている。現状の規制により、逗子市久木8丁目所在の逗子ハイランド西側緑地において、約10,000平米の山林が、建築確認を取り続けて宅地化された。同区域は、埋蔵文化財包蔵地であり、世界遺産対象地域の隣接でバッファゾーンとして確保が望まれていた。市民の間ではこのような建築確認による宅地化のことを「ハイランド式」と呼んでおり、今後、逗子市全域の斜面緑地や道路隣接山林が無秩序に宅地化されるだろうことを危惧している。	神奈川県	名越切通一体地域/巡礼古道保存と周辺山林保全復元署名の会	「世界遺産都市の観光とまちづくり…古都特区」構想	古都保存法および都市緑地法の指定手続きの短期間化と保存対象の拡大、古都全域の歴史的・文化的資産や景観の一体的保全を目的とした斜面開発規制強化、開発事業および建築確認の手続きにおける市民参画範囲の拡大、地区計画等の策定に参加する関係住民の範囲の拡大、市債発行の広域化などの特例を活用して、古都鎌倉、古都逗子の歴史的風土を守り、古都資産の持続的保存を図る。世界遺産都市としての観光資源の拡充と、観光の持続的発展を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1274	1274080	開発事業等の手続および建築確認手続における関係住民等に、古都保存およびまちづくり目的NPOを含める	6 開発事業等の手続において地区計画および景観計画を策定するとき、関係住民に古都保存ならびにまちづくり目的NPO等を含める。同様に、7. 建築確認事務に市民の意見を反映する手続を加えるとき、市民は、古都保存ならびにまちづくり目的のNPO等を含むものとする。	現在の開発事業等の手続で認められている市民参画は周辺住民、近隣住民、関係住民であるが、特例により、開発事業等が相談された後の地区計画ならびに景観計画策定時の協議会にまちづくりおよび古都風土保存目的のNPOの参画を認める。また建築確認申請時の検討段階に、まちづくりおよび古都風土保存目的のNPOから意見聴取する手続を取り入れる。これにより、計画に、古都全域における歴史的風土の保存と住民参加のまちづくりによる生活環境向上という総合的な効果が付与される。	開発事業等のこれまでの手続のなかで、「関係住民」は当該地域の自治会・町内会等の代表と限られているが、このために一部の地域住民のニーズのみが事業者との意見調整において重視される結果を生んでいる。都市計画の決定または変更することについては、都市計画法第二十一条第二項の2で規定されるとおり、まちづくり推進活動目的のNPOが提案できる。また景観法第十一条第二項に規定するとおり、同様のNPOが景観計画の策定または変更を提案できる。この規定から考えると、開発手続における地区計画および景観計画の策定に、まちづくり推進活動目的のNPOの参画が可能と読み取れる。一歩進めて、NPOが開発手続における地区計画等の策定を求めることができると規定する。	神奈川県	名越切通一体地域/巡礼古道保存と周辺山林保全復元署名の会	「世界遺産都市の観光とまちづくり…古都特区」構想	古都保存法および都市緑地法の指定手続きの短期間化と保存対象の拡大、古都全域の歴史的・文化的資産や景観の一体的保全を目的とした斜面開発規制強化、開発事業および建築確認の手続きにおける市民参画範囲の拡大、地区計画等の策定に参加する関係住民の範囲の拡大、市債発行の広域化などの特例を活用して、古都鎌倉、古都逗子の歴史的風土を守り、古都資産の持続的保存を図る。世界遺産都市としての観光資源の拡充と、観光の持続的発展を図る。
1274	1274100	逗子市における古都保存法指定範囲の拡大	逗子市の国史跡「長柄桜山古墳」を古都保存法の指定対象とする。古都保存法第二条に「歴史的風土」とは、「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう。」と定義されるが、古墳時代の遺跡である長柄桜山古墳について、同条第一項で規定される「古都」の定義にあてはまらないことから、特例措置を持って古都保存法の対象にすることを提案する。なお、古代～中世の遺跡である神武寺、岩殿寺等の早急な指定を併せて提案する。	長柄桜山古墳は、2002年12月に国史跡に指定された。逗子市では名越切通、和賀江島に続く三番目の国史跡である。古都鎌倉の史跡ではなく、逗子市独自の史跡であるため、逗子市民の関心は高い。名越切通と和賀江島とともに、古都保存法の対象とすることで、古都保存法や逗子の歴史的風土に対する市民の関心と古都を包含するまちづくりへの熱意が高まることを期待される。また、新しい逗子市の観光資源としても、世界遺産都市観光拡大区域の資源としても整備が望まれる。神武寺、岩殿寺等は、古代から中世の主要な遺跡であり、鎌倉幕府との縁も深い。早急な指定により古都の遺産として保存策を講ずることを提案する。	平成10年3月の歴史的風土審議会意見具申で提言された「古都全域における歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進」の方針から、長柄桜山古墳の古都保存法指定が望まれる。現在、逗子市に古都保存法が拡大した理由は、古都鎌倉の世界遺産登録のためといわれており、逗子市としても、古都保存法の指定に消極的である。しかしながら、長柄桜山古墳は、古都鎌倉の遺跡ではないが、それ以前、大和政権との関連が推測されている。古都全域の歴史的風土を保全するために、一刻も早い特別保存地区指定とバッファゾーンの確保を実現し、逗子市民と行政の古都の風土を継承するまちづくりへの意欲を喚起したい。	神奈川県	名越切通一体地域/巡礼古道保存と周辺山林保全復元署名の会	「世界遺産都市の観光とまちづくり…古都特区」構想	古都保存法および都市緑地法の指定手続きの短期間化と保存対象の拡大、古都全域の歴史的・文化的資産や景観の一体的保全を目的とした斜面開発規制強化、開発事業および建築確認の手続きにおける市民参画範囲の拡大、地区計画等の策定に参加する関係住民の範囲の拡大、市債発行の広域化などの特例を活用して、古都鎌倉、古都逗子の歴史的風土を守り、古都資産の持続的保存を図る。世界遺産都市としての観光資源の拡充と、観光の持続的発展を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1202	1202010	民間ニーズに応えるための「複合機能用地」の新設、及び当用地内での規制緩和(自由設計の保証)	土地利用規制の弾力化等 大街区に「複合機能用地」を新設し、以下のとおり土地利用規制を緩和・弾力化。 ・住居・その他公益的施設・特定業務施設等 ・多様な用途に複合的に利用できるようにする。 ・民間事業者への分譲可能面積基準の撤廃。 ・建築義務期間等の撤廃。	<p>について (内容) 新住宅市街地開発事業地内の区画の大きい大街区において、「住宅系用地」、「その他公益的施設用地」及び「特定業務施設用地」等の機能の複合的な立地を可能にする「複合機能用地」を設定する。(新住宅市街地開発法第2条の定義の土地利用の追加) 「複合機能用地」で、民間事業者へ分譲できる特定区域の面積基準(住区面積の1/3:同法施行令第4条第1項第3号の2)を撤廃する。 「複合機能用地」で、土地の譲渡後3年以内の建築義務(同法第31条)及び10年間の買い戻し特約(同法第33条)を撤廃する。 (効果) 複合機能の立地を可能にする「複合機能用地」の設定により、民間の資金・ノウハウを活用したまちづくり型プロジェクトの参入を促し、千葉ニュータウンの整備の促進及び北総地域の活性化が図られる。その際、新住宅市街地開発事業施行者による造成工事を最小限の範囲に抑えることにより、本事業の効率的な投資を図るとともに、民間事業者のノウハウを活用し易くすることができる。</p>	<p>について 千葉ニュータウンの駅周辺からやや離れた大街区はそれぞれ5~50haの規模で、これらの街区では様々な土地需要の喚起が可能である。しかし、1/3制限のため、民間に一括処分できず、また土地利用の用途規制のため望まれる複合的な土地利用ができない。そこで大街区の中に複合機能の立地を可能にする「複合機能用地」を導入し、民間の資金・ノウハウを有効活用した自由設計を保障するまちづくり型プロジェクトによる千葉ニュータウンの整備の促進を図る。</p>	千葉県	千葉県	千葉ニュータウン民間共創まちづくり特区構想	<p>千葉ニュータウンの整備を推進し魅力あるまちづくりと千葉県北総地域の振興を図るためには、社会経済情勢等に応じて事業手法を見直しまちの成熟化を促進する必要がある。そこで、拠点地区の戦略的整備や多様な宅地需要への迅速な対応等を通じ民間事業者等の活力を十分生かしたまちづくりを進めるものとし、以下3項目に係る新住宅市街地開発法の規制緩和を提案する。 (1)民間ニーズに応えるための「複合機能用地」の新設、及び当用地内での各種規制の緩和 (2)民間事業者への分譲可能面積基準及び戸数要件の撤廃 (3)自己居住規定の緩和及び権利移転に係る承認手続きの撤廃等</p>
1202	1202020	民間ニーズに応えるための「複合機能用地」の新設、及び当用地内での規制緩和(対象顧客の拡大)	<p>処分の際の「自己用」要件を撤廃(多様な事業者へ門戸開放・参入促進) 処分の際の「自己用」要件を撤廃し、複合機能用地における不動産ファンドや民間事業者等の事業参入を容認。</p>	<p>について (内容) 「複合機能用地」における民間事業者への宅地処分の規制緩和として、新住宅市街地開発法第23条第1号の処分計画における処分先の「自己用」の条件を撤廃し、土地の証券化や第三者への賃貸を認める。 (効果) SPC法人や投資グループなどの民間資金の導入が可能となり、賃貸需要への対応ができるようになることから、民間の資金・ノウハウを活用したまちづくり型プロジェクトの参入を促し、千葉ニュータウンの整備の促進及び北総地域の活性化が図られる。</p>	<p>について 現在の社会経済情勢のもとでは、大規模な土地を取得することは非常にリスクを伴うため、民間企業の不動産の保有傾向は、資産の「保有」から身軽な体質へとシフトしている。 そこで、民間の資金を活用し土地の保有によるリスクも分散する形の処分形態を導入し、「自己の利用」から「千葉ニュータウンへの投資を生む事業」への転換を図り、まちづくりJV、SPC法人や不動産ファンドなどの民間資金の導入や、民間事業者からエンドユーザーへの賃貸にも対応可能とすることにより、民間の資金・ノウハウを活用したまちづくり型プロジェクトの参入を促す。</p>	千葉県	千葉県	千葉ニュータウン民間共創まちづくり特区構想	<p>千葉ニュータウンの整備を推進し魅力あるまちづくりと千葉県北総地域の振興を図るためには、社会経済情勢等に応じて事業手法を見直しまちの成熟化を促進する必要がある。そこで、拠点地区の戦略的整備や多様な宅地需要への迅速な対応等を通じ民間事業者等の活力を十分生かしたまちづくりを進めるものとし、以下3項目に係る新住宅市街地開発法の規制緩和を提案する。 (1)民間ニーズに応えるための「複合機能用地」の新設、及び当用地内での各種規制の緩和 (2)民間事業者への分譲可能面積基準及び戸数要件の撤廃 (3)自己居住規定の緩和及び権利移転に係る承認手続きの撤廃等</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1202	1202030	民間ニーズに応えるための「複合機能用地」の新設、及び当用地内での規制緩和(即決契約・迅速引渡し)	契約と引渡しの迅速化 民間事業者のスピードに対応した宅地供給を実現するために、複合機能用地において施行計画の変更届出及び処分計画認可手続きを撤廃。	について (内容) 「複合機能用地」において、新住宅市街地開発法22条第3項の施行計画変更届出や同条第1項処分計画認可申請を撤廃する。 (効果) 施行計画変更及び処分計画認可の手続きの撤廃により、民間事業者のニーズに迅速に対応し土地譲渡契約することが可能となることから、民間の資金・ノウハウを活用したまちづくり型プロジェクトの参入を促し、千葉ニュータウンの整備の促進及び北総地域の活性化が図られる。	について 現在、企業の意思決定のスピードは迅速が重視されており、宅地処分の契約に際して施行計画や処分計画の手続きに数ヶ月かかる状況では、交渉が打ち切られてしまうため。	千葉県	千葉県	千葉ニュータウン民間共創まちづくり特区構想	千葉ニュータウンの整備を推進し魅力あるまちづくりと千葉県北総地域の振興を図るためには、社会経済情勢等に応じて事業手法を見直しまちの成熟化を促進する必要がある。そこで、拠点地区の戦略的整備や多様な宅地需要への迅速な対応等を通じ民間事業者等の活力を十分生かしたまちづくりを進めるものとし、以下3項目に係る新住宅市街地開発法の規制緩和を提案する。 (1)民間ニーズに応えるための「複合機能用地」の新設、及び当用地内での各種規制の緩和 (2)民間事業者への分譲可能面積基準及び戸数要件の撤廃 (3)自己居住規定の緩和及び権利移転に係る承認手続きの撤廃等
1202	1202040	民間事業者への分譲可能面積基準及び戸数要件の撤廃	民間住宅事業者等の事業参入を促し、早期にまちづくりが進むよう、千葉ニュータウン区域内で以下の処分要件等を撤廃。 現在、住区面積の3分の1以下とされている民間住宅事業者への処分面積基準を撤廃。 同時に25戸以上とされている民間住宅事業者への処分の際の戸数要件を撤廃。	について (内容) 新住宅市街地開発法施行令第4条により、施行者が民間住宅事業者へ処分することができる造成宅地(特定区域)は、当該住区面積の3分の1以下が要件であるが、当該要件を撤廃する。 (効果) 良好な住宅地のストック増大及び街の早期熟成により、流入人口の増加が促進され、地域経済の活性化につながる。 について (内容) 同施行令第4条により施行者が民間住宅事業者へ処分する造成宅地は、25戸以上の集団住宅の建設が要件であるが、この戸数要件を撤廃する。 (効果) 応募事業者の負担軽減、及び地元の中工務店等の応募機会の拡大等により参加対象が拡大し、宅地処分が促進され、早期のまちづくりに寄与する。	について いわゆる民間卸は住区面積の1/3を上限とする規制により、販売が一定以上進捗した段階で民間卸が不可能となり、先進的なノウハウを生かした良好な住宅群の形成及び宅地処分促進の双方に弊害が生じる。このため、当該要件の撤廃を行い、民間の参画を拡大し良好な住宅地形成と宅地処分を促進しようとするものである。 について 民間住宅事業者への土地処分は25戸以上が条件であるが、郊外ニュータウンの宅地需要低迷から、戸数の多さが応募の障壁となっている。また、優良でも資力に乏しい地元中小工務店の参画機会を奪う結果を招いているため。	千葉県	千葉県	千葉ニュータウン民間共創まちづくり特区構想	千葉ニュータウンの整備を推進し魅力あるまちづくりと千葉県北総地域の振興を図るためには、社会経済情勢等に応じて事業手法を見直しまちの成熟化を促進する必要がある。そこで、拠点地区の戦略的整備や多様な宅地需要への迅速な対応等を通じ民間事業者等の活力を十分生かしたまちづくりを進めるものとし、以下3項目に係る新住宅市街地開発法の規制緩和を提案する。 (1)民間ニーズに応えるための「複合機能用地」の新設、及び当用地内での各種規制の緩和 (2)民間事業者への分譲可能面積基準及び戸数要件の撤廃 (3)自己居住規定の緩和及び権利移転に係る承認手続きの撤廃等

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1263	1263010	新住宅市街地開発法におけるいわゆる「民間卸し」条件の最低戸数の撤廃	新住宅市街地開発法におけるいわゆる「民間卸し」の条件である最低戸数(25戸)を撤廃する。	多様なニーズに対応し、民間のノウハウを活用して街の早期熟成を図るため、良好な居住環境を形成できる民間住宅分譲事業者へ宅地を譲渡するいわゆる「民間卸し」手法を、土地保有リスクを軽減しつつ活用できるようにし、阪南スカイタウンでの良好なまちづくりの推進を着実に達成する。	年間10%を超える地価下落が続いている阪南市域で、現在の民間住宅分譲事業者の姿勢は土地保有等のリスクをできるだけ避ける姿勢が強く、民間卸売事業を受けるにあたっては、「短期間に確実に販売できる区画数を購入したい」、「25戸未満での民間卸し」、「注文建築などの住宅需要者のニーズに答えるため」、「売り建て方式で販売したい」、「民間後の建築条件付き宅地分譲を可能」の要望があり、その手法を活用できない状況である。 また、現在、民間住宅分譲事業者の協力を得て、住宅・宅地の分譲中ではあるが、民間住宅分譲事業者の物件が残り少なくなっており、大阪府が実施している宅地分譲だけでは、住宅需要者のニーズに充分答えられない状況になることが予想される。そのため、良好な居住環境を形成できる民間住宅分譲事業者に対し宅地を譲渡し、民間ノウハウを活用して販売していくことが早期にまちづくりを進める上でも、必要不可欠となってきている。	大阪府	大阪府	阪南スカイタウンまちづくり推進特区	阪南スカイタウンは、地価下落をはじめ厳しい社会情勢の影響を受け、当初の計画どおり分譲が進まず、事業計画が長期化しており、街の早期熟成に向けた取り組みが急務となっている。 そのため、住宅需要者の多様なニーズに対応し、民間のノウハウを活用して街の早期熟成を図るため、民間住宅建設事業者へ宅地を譲渡する、いわゆる民間卸しに係る次の規制緩和を実現して、阪南スカイタウンでの良好なまちづくりの推進を着実に達成する。 ・新住宅市街地開発法におけるいわゆる「民間卸し」の条件である最低戸数(25戸)を撤廃する。 ・新住宅市街地開発法において、民間住宅分譲事業者がエンドユーザーに販売する手法として、建築条件付き宅地分譲も可能とする。
1202	1202050	自己居住規定の緩和及び権利移転に係る承認手続きの撤廃等	ライフスタイルの変化に伴う多様な住宅需要に応えるために、千葉ニュータウン区域内で以下の処分要件等を撤廃・緩和。 建築戸数の変更に係る処分計画の変更について、認可手続きを撤廃。 自己居住の規定を緩和。 建築義務期間を3年から5年に緩和。 宅地等の権利移転に係る知事承認手続きを撤廃。	について (内容)新住宅市街地開発事業による公募後の土地を希望により2戸を1戸化する場合、新住宅市街地開発事業法第22条第1項に基づく処分計画の変更認可を受けることとなっているが、この手続きを撤廃する。 (効果)2世帯居住や郊外の広めの宅地を求める顧客に即応し、処分促進を図る。 について (内容)同法第23条に基づく造成宅地の公募対象について、都市機構の実施する他の区画整理地区と同様、自己居住以外に、親族居住及び週末居住を目的とする応募も可能とする。 (効果)様々な住まい方のニーズに対応することが可能となる。 について (内容)同法第31条により、土地購入者は契約から3年以内に建築物を建築しなければならないとされているが、これを5年以内に緩和する。 (効果)中期的なライフプランがたてやすく持ち家処分の予定者が応募し易くなり、顧客層が拡大し処分促進が図られる。 について (内容)同法第32条に基づき、造成宅地等の権利移転の際、知事の承認を受けることとなっているが、この手続きを撤廃する。 (効果)手続きの簡素化により、販売促進に寄与する。	について 新住宅市街地開発事業を開始してから35年が経過しており、事業当初に入居した世代の第二世代が世帯を形成する時期となっている。このため、親子世帯の同居等のニーズが生じている。二世帯住宅の建築により建ぺい率制限を超える場合など、隣接する2区画を購入し、1区画として居住したいという希望がある。 そこで、公募後の倍率が1未満の場合には、臨機応変に2戸を1戸化することで需要に即応し、造成宅地の処分促進を図りたい。 について 戸建て住宅用地の公募については、他の都市機構の土地区画整理地区において親族居住・週末居住等を既に実施し成果を上げているため。 について 新住法第31条により、土地譲渡契約締結日の翌日から起算して3年以内に建物を建築しなければならないとされているが、住み替え予定が3年以降である場合や、現住居売却による資金調達の期間等の要因から、応募を断念する例がある。 そこで、2年間延伸することで様々な顧客のライフスタイルに柔軟に対応できるようにし、顧客層を拡大し宅地処分の促進を図りたい。 について 当該規制は、宅地の売買等による不平等な利益を得ないよう、また宅地を住居として利用するよう、誘導するものであるが、このための手続きが煩雑であるため。	千葉県	千葉県	千葉ニュータウン民間共創まちづくり特区構想	千葉ニュータウンの整備を推進し魅力あるまちづくりと千葉県北総地域の振興を図るためには、社会経済情勢等に応じて事業手法を見直しまちの成熟化を促進する必要がある。そこで、拠点地区の戦略的整備や多様な宅地需要への迅速な対応等を通じ民間事業者等の活力を十分生かしたまちづくりを進めるものとし、以下3項目に係る新住宅市街地開発法の規制緩和を提案する。 (1)民間ニーズに応えるための「複合機能用地」の新設、及び当用地内での各種規制の緩和 (2)民間事業者への分譲可能面積基準及び戸数要件の撤廃 (3)自己居住規定の緩和及び権利移転に係る承認手続きの撤廃等

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1263	1263020	新住宅市街地開発法におけるいわゆる「民間卸し」後の建築条件付き宅地分譲の容認	新住宅市街地開発法において、民間住宅分譲事業者がエンドユーザーに販売する手法として、建築条件付き宅地分譲も可能とする。	民間卸しについて、自分の好みに合う住宅を取得したいという住宅需要者の多様なニーズに対応できるよう、建売住宅に加えて、建築条件付き宅地分譲も行うことにより、阪南スカイタウンでの良好なまちづくりの推進を着実に達成する。	年間10%を超える地価下落が続いている阪南市域で、現在の民間住宅分譲事業者の姿勢は土地保有等のリスクをできるだけ避ける姿勢が強く、民間卸売事業を受けるにあたっては、「短期間に確実に販売できる区画数を購入したい。[25戸未満での民間卸し]」、注文建築などの住宅需要者のニーズに答えるため、「売り建て方式で販売したい。[民間卸後の建築条件付き宅地分譲を可能]」の要望があり、その手法を活用できない状況である。 また、現在、民間住宅分譲事業者の協力を得て、住宅・宅地の分譲中ではあるが、民間住宅分譲事業者の物件が残り少なくなっており、大阪府が実施している宅地分譲だけでは、住宅需要者のニーズに充分答えられない状況になることが予想される。そのため、良好な居住環境を形成できる民間住宅分譲事業者に対し宅地を譲渡し、民間ノウハウを活用して販売していくことが早期にまちづくりを進める上でも、必要不可欠となってきている。	大阪府	大阪府	阪南スカイタウンまちづくり推進特区	阪南スカイタウンは、地価下落をはじめ厳しい社会情勢の影響を受け、当初の計画どおり分譲が進まず、事業計画が長期化しており、街の早期熟成に向けた取り組みが急務となっている。 そのため、住宅需要者の多様なニーズに対応し、民間のノウハウを活用して街の早期熟成を図るため、民間住宅建設事業者へ宅地を譲渡する、いわゆる民間卸しに係る次の規制緩和を実現して、阪南スカイタウンでの良好なまちづくりの推進を着実に達成する。 ・新住宅市街地開発法におけるいわゆる「民間卸し」の条件である最低戸数(25戸)を撤廃する。 ・新住宅市街地開発法において、民間住宅分譲事業者がエンドユーザーに販売する手法として、建築条件付き宅地分譲も可能とする。
1170	1170010	農村地域工業等導入促進法における農村地域要件の緩和	掛川市における新エコポリス工業団地は、農村地域工業等導入促進法に基づく農工計画を平成12年度に策定し、掛川市全額出資の公益法人を事業主体として実施し、現在までに1期工事に概ね目処がつき、17年度より2期工事に着手したいと考えておりますが、平成17年4月の市町村合併により当市の人口は8万人から11万人になり、当該法令において農村地域としての要件(人口10万人以下、人口増加率全国平均以下、第2次産業就業者比率全国平均以下)を満たさなくなります。 本計画は、当市が国からの自立を目的とした自主財源確保施策のひとつであり、また工業団地計画を推進することによる新たな雇用の創出と地域経済の活性化を図るものでもあるため、当該法令における農村地域要件(人口、人口増加率または第2次産業就業者比率)に対し、市町村合併による新市人口認定要件の緩和若しくは経過的措置について提案するものです。	新エコポリス第2期工事推進計画(概要) 事業名 新エコポリス第2期工事 事業主体 掛川市開発公社 事業規模 19.5ha 事業期間 平成17年度～平成22年度	市町村合併により、新市人口規模が要件を上まわるとしても、社会基盤や農業基盤等旧市の構造そのものに大きな変化を伴うものではなく、もともと農村地域であった自治体が合併により人口増加を来すことになったのが実情であります。当市では、安定財源の確保と地元雇用の創出が可能となる工業団地整備を早期に実施したいため、当該法令における人口要件等を緩和、若しくは経過的措置として救済をお願いするものです。	静岡県	静岡県掛川市	農村工業早期着手特区	掛川市における新エコポリス工業団地実施計画は、当市が国からの自立を目的とした自主財源確保施策のひとつであり、また新たな雇用の創出と地域経済の活性化を図るものでもあるため、当該法令における農村地域要件(人口、人口増加率または第2次産業就業者比率)に対し、市町村合併による新市人口認定要件の緩和若しくは経過的措置について提案するものです。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1236	1236010	都市公園内において地上デジタル放送用電波塔を占用許可の対象とする特区	<p>公園管理者が占用の許可を与えることができる工作物その他の物件又は施設については、都市公園法第7条ならびに同施行令第12条に、電柱、電線、変圧塔、水道管、下水道管、ガス管などが制限列挙の形で掲げられている。</p> <p>災害時にも有効な移動体通信を可能とする地上デジタル放送は、今後ますます公共性が高まるのは確実である。</p> <p>そこで、都市公園内への地上デジタル放送用電波塔、展望室および付帯施設が都市公園内の占用許可の対象となるよう規制緩和を要望する。</p>	<p>2011年7月には、アナログテレビ放送が終了し、地上デジタルテレビ放送へ完全に移行される。NHKと在京民放キー局5社は、地上デジタル放送普及のため、現在の東京タワーのほかに600mクラスのタワーが有効であるとして、その適地を模索中である。</p> <p>都立舎人公園は、都市計画面積約69.5haの整備中の都市公園であるが、タワー建設の必須条件である航空法の制限区域外であること、現在建設中の新交通システム「日暮里・舎人線」の開業後の地域活性化に大きく寄与することなどの理由から、最適地であるといえる。</p> <p>600m級のタワーといえども、広大な公園の敷地の中では、都市公園の機能との共存は十分可能であり、むしろ公園利用者にとっては貴重なレクリエーション施設となり得るものである。</p>		東京都	東京都足立区	足立区新東京タワー構想	<p>公園管理者が占用の許可を与えることができる工作物その他の物件又は施設については、都市公園法第7条ならびに同施行令第12条に、電柱、電線、変圧塔、水道管、下水道管、ガス管などが制限列挙の形で掲げられている。</p> <p>災害時にも有効な移動体通信を可能とする地上デジタル放送は、今後ますます公共性が高まるのは確実である。</p> <p>そこで、都市公園内への地上デジタル放送用電波塔、展望室および付帯施設が都市公園内の占用許可の対象となるよう規制緩和を要望する。</p>
1176	1176010	道路運送法の緩和によるコミュニティバス(乗合タクシー扱い)の運行	NPO法人として規定車両台数以下にてタクシー会社経営許可を得るための要件の緩和(道路運送法第4条)、並びに乗合タクシーとしての許可を得るための要件の緩和(道路運送法第21条)	「レトロバスを走らす会」が所有する車両単体でのコミュニティバス(乗り合いタクシー扱い)の運行。独立した運営を行うことで、料金を引き下げ、観光客のみならず地元商店街への買い物客や通院のお年寄りの足として幅広い運用が可能となる。	安い金額で観光や買い物、通院等に幅広く利用していただくため。現状はタクシー会社にご協力いただいで運行しているが、経営面でご迷惑をかけている上、旅行商品としてチャーター料を支払い販売しなければならぬため料金が高くなり、利用されにくい。内子を訪れる観光客に対する利便性の向上、並びに通院高齢者・商店街買い物客の利便性を向上させ、地域活性化を計る。	愛媛県	レトロバスを走らす会	レトロバス構想	<p>【えひめ町並博2004】も開催され、観光地として全国的に有名になりつつある内子。</p> <p>我々は、観光におけるソフトの充実と共に、住みよいまちづくりを目指してレトロバスを運行させています。(NPO法人化申請予定)</p> <p>しかし、実際に運行させる上で我々が目指す運行内容と法令等の現実には差があり、様々な問題が発生し、その対応に追われています。</p> <p>高額な料金、乗降場所の不便さ、ご協力頂いているタクシー会社への負担、等それらを解決させるべく模索していく中、「特区」制度にたどり着き、提案・申請いたしました。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1102	1102010	NPOによるスクールバス輸送に限定した、道路運送法第80条第1項の適用除外	<p>道路運送法第80条第1項では、「自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。」と規定されているが、当該自治体から委託を受けたNPO等が、スクールバスの輸送行為を行う場合に限り、一定の条件を満たすことにより、道路運送法第80条第1項の規定の適用を除外とするものである。</p> <p>NPO等が運送の主体となり、自らが所有するバス車両を用いて輸送行為を行うには、「福祉有償運送」及び「過疎地有償運送」の場合のみに限られているところであるが、スクールバス運行事業における輸送行為の場合において、「他人の需要に応じる輸送」であり、かつ、自治体からの委託を受けて運行する場合は「自家用車による有償運送」に該当し、道路運送法第80条第1項の規制に該当する。</p> <p>しかしながら、スクールバス運行事業は不特定多数の利用者がある路線バスとは違い、利用者が特定されていることから、NPO等がスクールバスの運行事業を行う場合、直接輸送の対価を収受しない場合で、安全な輸送等に関する一定の条件を満たすことにより、自治体が直接運行するスクールバス運行事業と同様とみなし、道路運送法第80条第1項の規定の除外が可能と考える。</p>	<p>特区区域内で自家用バスを所有する町内のホテル、旅館、民宿等の事業者がNPOを組織し、そのNPOが町からスクールバス運行事業の委託を受け、NPO構成員自らが所有する自家用バスを使用し、児童、生徒の輸送事業を行おうとするものである。</p> <p>自家用バスや人材など地域資源を活用したスクールバス運行事業を住民、NPOと行政が協働により運営することにより、使用車両台数が充実し、児童、生徒の利用距離制限が見直され、フレキシブルなスクールバス運行事業が可能となる。また、利用者の要望に迅速な対応が可能となり、地域に密着した生活交通システムが確立される。さらに、行政運営経費が節減され、デマンドバスやスクールバス、今後計画予定のコミュニティバスなどの生活交通システムを住民との協働により企画・運営を行う新たな「公共」の創造によるコミュニティビジネスが推進され、雇用が創出し、地域経済の活性化や暮らしやすい地域社会の形成が図られる。</p>	<p>本町の町土は609.01km²と広大な面積を有しており、さらに「散居」であるという地域特性があり、また冬期における積雪等の気象条件が厳しく、児童、生徒の通学に支障をきたしている状況である。また、全国的傾向でもあるが、本町でも本年3月に民間事業者の撤退による町内で完結する全てのバス路線が廃止となった。</p> <p>そこで、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置である「NPOによる過疎地有償運送事業」の特例計画について認定申請をする予定であったが、本年3月に全国適用となったため、本計画の認定申請を見送った。しかし、早急に交通弱者である高齢者や、免許を持たない児童生徒などの生活交通を確保するため、NPOと協働によりデマンドバス事業を実施したところである。</p> <p>これにより「NPOによる過疎地有償運送事業」を実施することが困難となったため、町生活交通ビジョンに基づき、地域資源を活用するなど本町の持つ地域特性を踏まえ、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置を提案するものである。</p>	岩手県	岩手県 雫石町	(仮称)しずくいし・みんなど創るスクールバス構想	<p>バス事業は、地域公共交通の中でも特に住民に身近な「足」として、これまで重要な役割を果たしてきたところであるが、道路運送法の一部改正により需給調整規制が撤廃され、本町でも町内で完結する全てのバス路線が廃止となった。そこで、住民参加による生活交通ビジョンを策定し、NPOと協働でデマンドバスの運行を本年4月から行っている。継続して将来を担う子ども達の輸送サービスを確保するなど、よりよい地域交通は住民の手で創るため、本町に多く存在するホテル、旅館、民宿等が所有する自家用バスや人材を地域資源として活用し、スクールバスの運営を住民、NPOと行政が協働で行い、雇用の創出と暮らしやすい地域社会の形成を目指す。</p>
1281	1281010	交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業	<p>道路運送法に定める、「自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。」としているが、今回の構造改革により特定事業となった「1207交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業」の運送主体に、地縁による団体を加え、さらに、地域自治振興会が不動産を所有しなくても地縁による団体として認可を受けられるよう要件を緩和する。</p>	<p>武生市では、地域自治を推進するために条例を制定し、地域自治を振興している。市内の旧町村単位の地区で「自治振興会」が組織され事業を展開しているが、公共交通機関が希薄な地区では、地区で受益者負担を考慮し、スクールバスの運営や高齢者の方の通院等の事業化を希望している。地域の課題についてきめ細かな対応が可能となり、自動車を様々な形で利用することは、より効果的な地域自治の推進にも繋がる。</p>		福井県	福井県武生市	里地里山再生特区(有償運送)	<p>武生市では、地域自治を推進するために条例を制定し、市内の旧町村単位の地区で「自治振興会」が組織され事業を展開しているが、公共交通機関が希薄な地区では、スクールバス運営や高齢者通院移送等の事業化を希望している。受益者負担を考慮し、自動車をわがまちづくりに活用することは、より効果的な地域自治の推進にも繋がる。「社会福祉法人」や「NPO」に加え、地域福祉の増進やまちづくりの推進を図る活動を行う「地縁による団体」についても有償運送を可能にし、更に武生市の自治振興会が不動産を所有しなくても地縁による団体の認可を受け、公共交通機関が希薄な地域の課題に、地域に自ら解決できるよう緩和を図る。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1136	1136010	生徒の送迎目的に限定して、一般旅客自動車運送業に該当しない、保険、ガソリン代徴収程度の実費を徴収しての運行手段を限定的に認める。	生徒の送迎目的に限定して、一般旅客自動車運送業に該当しない、保険、ガソリン代徴収程度の実費を徴収しての運行手段を限定的に認める。	県域が広域にわたるにも関わらず、鉄道交通網が発達していない茨城県においては学校行事としての県内のスポーツ大会などへの参加に際しての足の確保が費用面からも親の負担の面からも大きな問題となっている。そこで、生徒送迎目的に限定して、一般旅客自動車運送業に該当しない、保険、ガソリン代徴収程度の実費を徴収しての運行手段を限定的に認める。	茨城県においては県域が広大であるが、鉄道等の公共交通網が一部にしか供用されておらず、自動車によるしか移動できない状況となっている。このため、生徒のスポーツ大会への参加など親や教師にとって移動の足の確保が大きな課題となっている。	茨城県	藤井信吾	教育目的実費徴収簡易乗り合い制度	茨城県は鉄道は主に南北方向にしかなく、自動車交通に頼らなければ横方向への速やかな移動が難しい。公立の中学校、高校に入るとスポーツの県大会等のたびに親が子を分乗で遠くの市町村に運ぶか、または部活動の顧問の先生などがバスの手配をして父兄から実費を徴収することになるがかなりの負担を強いられる。保険やガソリン代を適正に支払ったうえで、スポーツ等への理解に富む社会人や高齢者などに自車を利用し実費を徴収のうえ生徒達を試合場所へ運ぶことを認めることが必要。
1282	1282010	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業	国自旅240号通達の4.(3)「使用車両」について、福祉有償運送の場合は、いわゆる福祉車両のみの使用が認められているが、普通車両の使用も認めるべきである。また、本年度実施される構造改革特区事業が上記のモデル実施にあたるが、1年間の特区実施を待つことなく、早急に全国化すべきである。	一般車両(乗降を容易にする装備の付いたいわゆる福祉車両ではない車両)を使用した移動制約者の通院通所その他の外出支援サービスを実施する。	全国化された道路運送法80条第1項の福祉有償運送の許可基準では、いわゆる福祉車両でしか許可申請ができないが、普通車両を使用した非営利移動、移送サービスは全国で実施されており、移動制約者のニーズは福祉車両に限定されていない。80条許可の基準に基づく運営協議会が各地で設置されつつある中、特区と全国化された運営協議会の設置を自治体に求めることは困難であり、事務連絡等でおおむね2年をめどに許可を取ることとされている中で、セダン型車両の申請の道が開かれていないことは、担い手を激減させ、移動制約者のニーズを放置することにつながるから。	東京都	特定非営利活動法人 福祉交通支援センター	特区の特例措置1216番の早期の全国展開(セダン型特区計画)	国自旅240号通達の4.(3)「使用車両」について、福祉有償運送の場合は、いわゆる福祉車両のみの使用が認められているが、普通車両(セダン型など)の使用も認めるべきである。本年度実施されている構造改革特区事業が上記のモデル実施にあたるが、特区と全国化された運営協議会の設置を自治体に求めることは困難であり、設置が早急に全国化すべきである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1248	1248010	ボランティアによる福祉有償運送	道路運送法第80条ガイドラインによる規制の緩和	セダン特区の早急な全国展開の実施	<p>すでに神奈川県大和市で評価がされているのでセダン特区の早急な全国展開(セダン特区の認定をうけなくても運輸支局に届け出が出来る制度)の実施を要望する。ボランティアによる福祉有償運送にセダン型等の一般車両を使用する場合には平成18年3月までにセダン特区の認定を受ける必要がある。その期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合あるいはMPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用ができなくなる。セダン型等の一般車両はボランティアの福祉有償運送に広く使用されており無許可使用となる事態が全国規模で続発すると懸念される。</p>	愛知県	<p>NPO法人移動ネットあいち、NPO法人たすけあい三河、NPO法人たすけ愛・手をつなごう会、NPO法人自立支援センター四岳館、たすけあいのぞみ、NPO法人大樹の会、ほっと愛、やさしい手、NPO法人ラルあゆみ、NPO法人西三河在宅介護センター、NPO法人くろく、市民フォーラム21、NPOセンター、NPO法人サポートハウスアイビー、NPO法人ノボの会、NPO法人たすけあい名古屋、NPO法人ボランティアネイバース、さわやか名城、NPO法人かくれんぼ、NPO法人あたたかい心、NPO法人介護サービスくら、NPO法人すけっとファミリー、くらしのサポーターさわやかさん、NPO法人ケアサポートさわやかとよあけ、NPO法人絆、社会福祉法人知多地域障害者生活支援センターらら、NPO法人もやい、NPO法人ゆめじうら、NPO法人ふれあいネットワーク美浜、NPO法人さわやか豊田、NPO法人さくらの杜、NPO法人ネットワーク大府、NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知、NPO法人ふわり、NPO法人葉の花、NPO法人孝行の会、NPO法人つみき福祉工房、NPO法人ひだまり、NPO法人ベテニアホーム、NPO法人りんりん、地域たすけあいの会つどい、NPO法人東海市在宅介護事業援助の会ふれ愛、NPO法人ゆいの会、地域たすけあいあゆみ、NPO法人地域福祉サポートちた、NPO法人あかり、NPO法人在宅福祉の会じゃがいも、イキイキライフの会、NPO法人ワーカーズかすがい、社会福祉法人けやき福祉会れすば、あいの会春日井まごころ、NPO法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ、NPO法人あいち福祉サービス、NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ、稲沢福祉ネットワークあいち、NPO</p>	ボランティアによる福祉有償運送の規制の緩和	<p>愛知県下でボランティアによる福祉有償運送を実施する非営利団体(NPO、NPO法人、社会福祉法人等)55団体がNPO法人移動ネットあいちに参加した。NPO法人移動ネットあいちは道路運送法第80条第一項の許可要件(ガイドライン)を尊重し、利用者に安心と安全を提供する自主的活動を行うことを目的に発足した。その活動の過程でガイドラインによるさまざまな混乱に直面し、現状のままでは推移すれば国土交通省と厚生労働省との連名で公表された平成18年3月までを重点指導期間として非営利団体の業務の適正化と許可の取得を指導、啓発を図ることとなった方針の実現に懸念が生じた。</p>
5073	50730001	ボランティアによる福祉有償運送	法令による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	<p>すでに神奈川県大和市でセダン特区の評価がされている。特区の認定を受けなくても運輸支局に届け出が出来る制度の全国展開を要望する。</p>		移動サービス・ネットワークみやぎ		

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1248	1248050	ボランティアによる福祉有償運送	道路運送法第80条ガイドラインによる規制の緩和	ボランティアによる福祉有償運送の使用車両に「セダン型等の一般車両」を記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	愛知県	<p>NPO法人移動ネットあいち、NPO法人たすけあい三河、NPO法人たすけ愛・手をつなごう会、NPO法人自立支援センター四岳館、たすけあいのぞみ、NPO法人大樹の会、ほっと愛、やさしい手、NPO法人ラルあゆみ、NPO法人西三河在宅介護センター、NPO法人くろく、市民フォーラム21、NPOセンター、NPO法人サポートハウスアイビー、NPO法人ノッポの会、NPO法人たすけあい名古屋、NPO法人ボランティアネイバース、さわやか名城、NPO法人かくれんぼ、NPO法人あたたかい心、NPO法人介護サービスくら、NPO法人すけっとファミリー、くらしのサポーターさわやかさん、NPO法人ケアサポートさわやかとよあけ、NPO法人絆、社会福祉法人知多地域障害者生活支援センターらびら、NPO法人もやい、NPO法人ゆめじう、NPO法人ふれあいネットワーク美浜、NPO法人さわやか豊田、NPO法人さくらら社、NPO法人ネットワーク大府、NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知、NPO法人ふわり、NPO法人葉の花、NPO法人孝行の会、NPO法人つみき福祉工房、NPO法人ひだまり、NPO法人ベテニアホーム、NPO法人りんりん、地域たすけあいの会つどい、NPO法人東海市在宅介護事業援助の会ふれ愛、NPO法人ゆいの会、地域たすけあいあゆみ、NPO法人地域福祉サポートちた、NPO法人あかり、NPO法人在宅福祉の会じゃがいも、イキイキライフの会、NPO法人ワーカーズかすがい、社会福祉法人けやき福祉会れすば、あいの会春日井まごころ、NPO法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ、NPO法人あいち福祉サービス、NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ、稲沢福祉ネットワークあい、NPO</p>	ボランティアによる福祉有償運送の規制の緩和	愛知県下でボランティアによる福祉有償運送を実施する非営利団体(NPO、NPO法人、社会福祉法人等)55団体がNPO法人移動ネットあいちに参加した。NPO法人移動ネットあいちは道路運送法第80条第一項の許可要件(ガイドライン)を尊重し、利用者に安心と安全を提供する自主的活動を行うことを目的に発足した。その活動の過程でガイドラインによるさまざまな混乱に直面し、現状のままでは推移すれば国土交通省と厚生労働省との連名で公表された平成18年3月までを重点指導期間として非営利団体の業務の適正化と許可の取得を指導、啓発を図ることとなった方針の実現に疑念が生じた。
5073	50730002	ボランティアによる福祉有償運送	法令による規制の撤廃	使用車両に「セダン車等の一般車両」の記載	90%がセダン型車両を占める当ネットワークに参加のNPO団体はセダン型車両が認められないと活動を止めなければならず、移動困難者の移動の自由が危機に瀕する。		移動サービス・ネットワークみやぎ		

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1248	1248030	ボランティアによる福祉有償運送	道路運送法第80条ガイドラインによる規制の緩和	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ないと地方公共団体に運営協議会の設置義務を明示する。	すでにボランティアによる福祉有償運送がおこなわれている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことが出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても具体化が遅々として実現しない。 重点指導期間である平成18年3月までにボランティアによる福祉有償運送にセダン型等の一般車両を使用する場合にはセダン特区の認定を受ける必要があるが、このままで推移すればその期限までにNPOと地方自治体との協議が整わないでセダン型等の一般車両の使用が出来なくなり、無許可使用となる事態が全国規模で続発すると懸念される。	愛知県	NPO法人移動ネットあいち、NPO法人たすけあい三河、NPO法人たすけあい手をつなごう会、NPO法人自立支援センター四岳館、たすけあいのぞみ、NPO法人大樹の会、ほっと愛、やさしい手、NPO法人ラルあゆみ、NPO法人西三河在宅介護センター、NPO法人くるく、市民フォーラム21、NPOセンター、NPO法人サポートハウスアイビー、NPO法人ノッポの会、NPO法人たすけあい名古屋、NPO法人ボランティアネイバース、さわやか名城、NPO法人くれんぼ、NPO法人あたたかい心、NPO法人介護サービスくら、NPO法人すけっとファミリー、くらしのサポーターさわやかさん、NPO法人ケアサポートさわやかとよあけ、NPO法人、社会福祉法人知多地域障害生活支援センターらいつ、NPO法人もやい、NPO法人ゆめじう、NPO法人ふれあいネットワーク美浜、NPO法人さわやか豊田、NPO法人さくらの社、NPO法人ネットワーク大府、NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知、NPO法人ふわり、NPO法人葉の花、NPO法人孝行の会、NPO法人つみき福祉工房、NPO法人ひだまり、NPO法人ベテニアホーム、NPO法人りんりん、地域たすけあいの会つどい、NPO法人東海市在宅介護事業援助の会ふれ愛、NPO法人ゆいの会、地域たすけあいあゆみ、NPO法人地域福祉サポートちた、NPO法人あかり、NPO法人在宅福祉の会じゃがいも、イキイキライフの会、NPO法人ワーカーズかすがい、社会福祉法人けやき福祉会れすば、あいの会春日井まごころ、NPO法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ、NPO法人あいち福祉サービス、NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ、稲沢福祉ネットワークあいち、NPO	ボランティアによる福祉有償運送の規制の緩和	愛知県下でボランティアによる福祉有償運送を実施する非営利団体(NPO、NPO法人、社会福祉法人等)55団体がNPO法人移動ネットあいちに参加した。 NPO法人移動ネットあいちが道路運送法第80条第一項の許可要件(ガイドライン)を尊重し、利用者に安心と安全を提供する自主的活動を行うことを目的に発足した。 その活動の過程でガイドラインによるさまざまな混乱に直面し、現状のままで推移すれば国土交通省と厚生労働省との連名で公表された平成18年3月までを重点指導期間として非営利団体の業務の適正化と許可の取得を指導、啓発を図ることとなった方針の実現に疑念が生じた。
5073	50730004	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会設置義務の明示	地方公共団体はNPO等から申請があった場合運営協議会の設置を拒むことはできない。	運営協議会は必要ないとする市町村団体担当者の発言がある。運営協議会を拒否する事はできない旨明記願いたい。		移動サービス・ネットワークみやぎ		

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1248	1248060	ボランティアによる福祉有償運送	道路運送法第80条ガイドラインによる規制の緩和	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	<p>地方自治体のなかには法人格を持たないNPOはボランティアによる福祉有償運送から撤退してもらいたいと意見がある。地域に密着した助け合い活動を援助する趣旨からすれば暴論である。Q&Aのなかで考え方を明示願いたい。</p> <p>NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、利用者に安心と安全を提供するために会員団体の事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を指導している。</p> <p>愛知県下の法人格を持たないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。</p>	愛知県	<p>NPO法人移動ネットあいち、NPO法人たすけあい三河、NPO法人たすけ愛・手をつなごう会、NPO法人自立支援センター四岳館、たすけあいのぞみ、NPO法人大樹の会、ほっと愛、やさしい手、NPO法人ラルあゆみ、NPO法人西三河在宅介護センター、NPO法人くくる、市民フォーラム21、NPOセンター、NPO法人サポートハウスアイビー、NPO法人ノッポの会、NPO法人たすけあい名古屋、NPO法人ボランティアネイバース、さわやか名城、NPO法人かくれんぼ、NPO法人あたたかい心、NPO法人介護サービスくら、NPO法人すけっとファミリー、くらしのサポーターさわやかさん、NPO法人ケアサポーターさわやかとよあけ、NPO法人録、社会福祉法人知多地域障害生活支援センターらいつ、NPO法人もやい、NPO法人ゆめじう、NPO法人ふれあいネットワーク美浜、NPO法人さわやか豊田、NPO法人さくらら社、NPO法人ネットワーク大府、NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知、NPO法人ふわり、NPO法人葉の花、NPO法人孝行の会、NPO法人つみき福祉工房、NPO法人ひだまり、NPO法人ベニアホーム、NPO法人りんりん、地域たすけあいの会つどい、NPO法人東海市在宅介護家事援助の会ふれ愛、NPO法人ゆいの会、地域たすけあいあゆみ、NPO法人地域福祉サポートちた、NPO法人あかり、NPO法人在宅福祉の会じゃがいも、イキイキライフの会、NPO法人ワーカーズかすがい、社会福祉法人けやき福祉会わすば、あいの会春日井まごころ、NPO法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ、NPO法人あいち福祉サービス、NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ、稲沢福祉ネットワークあいち、NPO法人移動ネットあいち、NPO法人たすけあい三河、NPO法人たすけ愛・手をつなごう会、NPO法人自立支援センター四岳館、たすけあいのぞみ、NPO法人大樹の会、ほっと愛、やさしい手、NPO法人ラルあゆみ、NPO法人西三河在宅介護センター、NPO法人くくる、市民フォーラム21、NPOセンター、NPO法人サポートハウスアイビー、NPO法人ノッポの会、NPO法人たすけあい名古屋、NPO法人ボランティアネイバース、さわやか名城、NPO法人かくれんぼ、NPO法人あたたかい心、NPO法人介護サービスくら、NPO法人すけっとファミリー、くらしのサポーターさわやかさん、NPO法人ケアサポーターさわやかとよあけ、NPO法人録、社会福祉法人知多地域障害生活支援センターらいつ、NPO法人もやい、NPO法人ゆめじう、NPO法人ふれあいネットワーク美浜、NPO法人さわやか豊田、NPO法人さくらら社、NPO法人ネットワーク大府、NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知、NPO法人ふわり、NPO法人葉の花、NPO法人孝行の会、NPO法人つみき福祉工房、NPO法人ひだまり、NPO法人ベニアホーム、NPO法人りんりん、地域たすけあいの会つどい、NPO法人東海市在宅介護家事援助の会ふれ愛、NPO法人ゆいの会、地域たすけあいあゆみ、NPO法人地域福祉サポートちた、NPO法人あかり、NPO法人在宅福祉の会じゃがいも、イキイキライフの会、NPO法人ワーカーズかすがい、社会福祉法人けやき福祉会わすば、あいの会春日井まごころ、NPO法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ、NPO法人あいち福祉サービス、NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ、稲沢福祉ネットワークあいち、NPO</p>	ボランティアによる福祉有償運送の規制の緩和	<p>愛知県下でボランティアによる福祉有償運送を実施する非営利団体(NPO、NPO法人、社会福祉法人等)55団体がNPO法人移動ネットあいちに参加した。</p> <p>NPO法人移動ネットあいちが道路運送法第80条第一項の許可要件(ガイドライン)を尊重し、利用者に安心と安全を提供する自主的活動を行うことを目的に発足した。</p> <p>その活動の過程でガイドラインによるさまざまな混乱に直面し、現状のままでは推移すれば国土交通省と厚生労働省との連名で公表された平成18年3月までを重点指導期間として非営利団体の業務の適正化と許可の取得を指導、啓発を図ることとなった方針の実現に疑念が生じた。</p>
1248	1248070	ボランティアによる福祉有償運送	道路運送法第80条ガイドラインによる規制の緩和	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO法人等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	<p>国自旅第241号と国自旅第240号との間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者とも道路運送法第80条第一項の許可の取り扱い手続きであるので、後者を差別して取り扱うことは不当かつ不公平な取り扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。</p> <p>利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載の事項を守ることで充分である。</p> <p>また、運輸支局への申請書類を煩雑にすることは行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行することになる。</p>	愛知県	<p>NPO法人移動ネットあいち、NPO法人たすけあい三河、NPO法人たすけ愛・手をつなごう会、NPO法人自立支援センター四岳館、たすけあいのぞみ、NPO法人大樹の会、ほっと愛、やさしい手、NPO法人ラルあゆみ、NPO法人西三河在宅介護センター、NPO法人くくる、市民フォーラム21、NPOセンター、NPO法人サポートハウスアイビー、NPO法人ノッポの会、NPO法人たすけあい名古屋、NPO法人ボランティアネイバース、さわやか名城、NPO法人かくれんぼ、NPO法人あたたかい心、NPO法人介護サービスくら、NPO法人すけっとファミリー、くらしのサポーターさわやかさん、NPO法人ケアサポーターさわやかとよあけ、NPO法人録、社会福祉法人知多地域障害生活支援センターらいつ、NPO法人もやい、NPO法人ゆめじう、NPO法人ふれあいネットワーク美浜、NPO法人さわやか豊田、NPO法人さくらら社、NPO法人ネットワーク大府、NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知、NPO法人ふわり、NPO法人葉の花、NPO法人孝行の会、NPO法人つみき福祉工房、NPO法人ひだまり、NPO法人ベニアホーム、NPO法人りんりん、地域たすけあいの会つどい、NPO法人東海市在宅介護家事援助の会ふれ愛、NPO法人ゆいの会、地域たすけあいあゆみ、NPO法人地域福祉サポートちた、NPO法人あかり、NPO法人在宅福祉の会じゃがいも、イキイキライフの会、NPO法人ワーカーズかすがい、社会福祉法人けやき福祉会わすば、あいの会春日井まごころ、NPO法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ、NPO法人あいち福祉サービス、NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ、稲沢福祉ネットワークあいち、NPO</p>	ボランティアによる福祉有償運送の規制の緩和	<p>愛知県下でボランティアによる福祉有償運送を実施する非営利団体(NPO、NPO法人、社会福祉法人等)55団体がNPO法人移動ネットあいちに参加した。</p> <p>NPO法人移動ネットあいちが道路運送法第80条第一項の許可要件(ガイドライン)を尊重し、利用者に安心と安全を提供する自主的活動を行うことを目的に発足した。</p> <p>その活動の過程でガイドラインによるさまざまな混乱に直面し、現状のままでは推移すれば国土交通省と厚生労働省との連名で公表された平成18年3月までを重点指導期間として非営利団体の業務の適正化と許可の取得を指導、啓発を図ることとなった方針の実現に疑念が生じた。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
5073	50730005	ボランティアによる福祉有償運送	法令による規制の撤廃	道路運送法第4条又は43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と、非営利法人が第80条の有償運送許可を得る場合の差別を撤廃していただきたい。	道路運送法第4条又は43条による事業許可を得た営利法人の事業所が訪問介護員の持込車両を一括登録という容易な方法で使用でき、非営利法人が許可申請しなければならぬのは不公平である。		移動サービス・ネットワークみやぎ		
1248	1248080	ボランティアによる福祉有償運送	道路運送法第80条ガイドラインによる規制の緩和	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等の関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要である。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は投下資本を伴わない市民活動であり、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等の公共交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという関係市町村の期待に反して運営協議会の議論はボランティアによる福祉有償運送をめぐって相互に噛み合わない空転したものとなると懸念される。	愛知県	NPO法人移動ネットあいち、NPO法人たすけあい三河、NPO法人たすけあい豊手をつなごう会、NPO法人自立支援センター四岳館、たすけあいのぞみ、NPO法人大樹の会、ぼつと蔵、やせいでい、NPO法人ラルあゆみ、NPO法人西三河在宅介護センター、NPO法人くるくる、市民フォーラム21、NPOセンター、NPO法人サポートハウスアスピー、NPO法人ノッポの会、NPO法人たすけあい名古屋、NPO法人ボランティアネイバース、さわやか名城、NPO法人かくれんぼ、NPO法人あたたかい心、NPO法人介護サービスさくら、NPO法人すけつとファミリー、くらしのサポーターさわやかさん、NPO法人ケアサポーターさわやかとよあけ、NPO法人絆、社会福祉法人知多地域障害生活支援センターらいつ、NPO法人もやい、NPO法人ゆめじろう、NPO法人ふれあいネットワーク美浜、NPO法人さわやか豊田、NPO法人さくらの社、NPO法人ネットワーク大府、NPO法人福祉サポートセンターさわやか豊知、NPO法人ふわり、NPO法人菜の花、NPO法人孝行の会、NPO法人つみき福祉工房、NPO法人ひだまり、NPO法人ベタニアホーム、NPO法人りんりん、地域たすけあいの会つどい、NPO法人東海市在宅介護家事援助の会ふれあ、NPO法人ゆいの会、地域たすけあいあゆみ、NPO法人地域福祉サポートちた、NPO法人あかり、NPO法人在宅福祉の会じゃがいも、イキイキライフの会、NPO法人ワークーズがすがい、社会福祉法人けやき福祉会れすば、あいの会春日井まごころ、NPO法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ、NPO法人あいち福祉サービス、NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ、福沢福祉ネットワークあいち、NPO	ボランティアによる福祉有償運送の規制の緩和	愛知県下でボランティアによる福祉有償運送を実施する非営利団体(NPO、NPO法人、社会福祉法人等)55団体がNPO法人移動ネットあいちに参加した。NPO法人移動ネットあいちが道路運送法第80条第一項の許可要件(ガイドライン)を尊重し、利用者に安心と安全を提供する自主的活動を行うことを目的に発足した。その活動の過程でガイドラインによるさまざまな混乱に直面し、現状のままでは推移すれば国土交通省と厚生労働省との連名で公表された平成18年3月までを重点指導期間として非営利団体の業務の適正化と許可の取得を指導、啓発を図ることとなった方針の実現に疑念が生じた。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1248	1248090	ボランティアによる福祉有償運送	道路運送法第80条ガイドラインによる規制の緩和	セダン特区の運営協議会を撤廃して頂きたい。	<p>ボランティアによる福祉有償運送はボランティアによるご近所の助け合い活動であり、地方公共団体が担当する公共交通あるいは株式会社等のバス、タクシーとは活動の領域が異なる活動で、競合あるいは補完の関係にあるとは考えられない。</p> <p>ボランティアによる福祉有償運送は自己責任による市民活動(自家用車の提供・ガソリン代および任意保険料の自己負担)であり、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等の公共交通機関とは比較にならない小規模であり、競合あるいは、補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。</p> <p>したがって運営協議会での三者の議論は噛み合わず運営協議会は運輸支局に提出する書類を整えるための形式的な追認の役割をするのみと予想される。運営協議会は自治体の主催であるから税金から委員手当てを支給されるが無駄な支出である。</p> <p>しかしボランティアによる福祉有償運送活動を利用することで生活の利便性を得ている高齢者・障害者・乳幼児等のいわゆる交通弱者があることも事実であり、この活動をゼロにすることは地域福祉のために考えられないことである。</p> <p>このボランティアによる福祉有償運送活動を評価する地方自治体が合理的な理由を示して指定するNPOを中部運輸局愛知運輸支局に推薦すれば充分である。</p>	愛知県	<p>NPO法人移動ネットワークあいち、NPO法人たすけあい三河、NPO法人たすけあい手をつなごう会、NPO法人自立支援センター四岳館、たすけあいのぞみ、NPO法人大樹の会、ほっと愛、やさしい手、NPO法人ラルあゆみ、NPO法人西三河在宅介護センター、NPO法人くくる、市民フォーラム21、NPOセンター、NPO法人サポートハウスアビ、NPO法人ノッポの会、NPO法人たすけあい名古屋、NPO法人ボランティアネイバース、さわやか名城、NPO法人かくれんぼ、NPO法人あたたかい心、NPO法人介護サービスくら、NPO法人すけっとファミリー、(らしのサポーターさわやかさん、NPO法人ケアサポーターズさわやかとよあけ、NPO法人絆、社会福祉法人知多地域障害者生活支援センターらいつ、NPO法人もやい、NPO法人ゆめじう、NPO法人ふれあいネットワーク美浜、NPO法人さわやか豊田、NPO法人さらの社、NPO法人ネットワーク大府、NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知、NPO法人ふわり、NPO法人葉の花、NPO法人孝行の会、NPO法人つみき福祉工房、NPO法人ひだまり、NPO法人ベテニアホーム、NPO法人りんりん、地域たすけあいの会つどい、NPO法人東海市在宅介護事業援助の会ふれ愛、NPO法人ゆいの会、地域たすけあいあゆみ、NPO法人地域福祉サポートちた、NPO法人あかり、NPO法人在宅福祉の会じゃがいも、イキイキライフの会、NPO法人ワークスやすがし、社会福祉法人けやき福祉会れすば、あいの会春日井まごころ、NPO法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ、NPO法人あいち福祉サービス、NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ、稲沢福祉ネットワークあいち、NPO</p>	ボランティアによる福祉有償運送の規制の緩和	<p>愛知県下でボランティアによる福祉有償運送を実施する非営利団体(NPO、NPO法人、社会福祉法人等)55団体がNPO法人移動ネットワークあいちに参加した。</p> <p>NPO法人移動ネットワークあいちが道路運送法第80条第一項の許可要件(ガイドライン)を尊重し、利用者に安心と安全を提供する自主的活動を行うことを目的に発足した。</p> <p>その活動の過程でガイドラインによるさまざまな混乱に直面し、現状のままでは推移すれば国土交通省と厚生労働省との連名で公表された平成18年3月までを重点指導期間として非営利団体の業務の適正化と許可の取得を指導、啓発を図ることとなった方針の実現に疑念が生じた。</p>
1137	1137010	住民による自家用車共同使用の規制緩和	<p>「住民による自家用車の共同使用」の複雑で時間がかかる手続きを簡素化する特例。</p> <p>< 現行 > 共同使用契約書に全使用者署名捺印、当事者が運署した共同使用許可申請書を提出(を添付) (4週間後許可書受諾) 全員の車庫使用承諾書を取得、連名で車庫証明申請。(1週間) 全員の住民票と委任状と車庫証明を持参し登録、OCR申請シートに住所氏名を全員分記入、車検証使用者全員を記載。 共同使用許可書の写しを携行して実施。 メンバー変更や、車両変更時は、新規に許可申請(と既使用者の住民票上以外は上記全作業やり直しの為、1ヶ月以上かかる)。 手続き場所も、運輸支局輸送課、不動産店、警察署2回、運輸支局登録事務所と、のべ5回行かねばならず、大変複雑。</p> <p>< 特例 > ・「車検証への全員記載を不要」とし、「共同使用契約書写しを携行」に変更。 ・許可制から事前届け出制に変更。 ・少なくとも「メンバー変更や車両変更のみ」で他の共同使用条件が変わらない場合は、「事前届け出にて可」として欲しい。</p>	<p>< 内容 > 地域住民による自家用車の共同使用・共同管理(ただしこれは事業ではなく、純粹に住民同士の共同使用である) (注;NPOとしては共同使用の運営を事業としておらず、「共同使用の環境整備、認知拡大」を事業としている)。 ・共同使用参加者は車両の使用及び管理に対し権限と責任を有し、あらかじめ合意。車両保有費や維持費も利用に応じて分担。 < 目的 > 地域の「環境」を守りながらの「駐車場不足問題」の解決が目的 < 効果 > 植栽や緑地をつぶして駐車場を作ることがなくなる。(自動車の共同利用により車の保有台数が減り、空間の有効利用となる為)・違法駐車減少。・通行車両削減、地域の交通渋滞緩和(共同使用は使用毎にコストを考慮する為、個人所有に比べ車の利用は約半分になる為。) また、レンタカー型カーシェアリングは大きな初期投資が必要等、実施できる場所や条件に限られる為、何処でも実施出来るわけではない。本提案により、小規模カーシェアリングを実施しやすく、全国に散発するようになれば、結果としてカーシェアリングの認知を拡大し、レンタカー型カーシェアリングの普及拡大にも寄与すると考えられる。</p>	<p>自動車の共同使用は積極的に推進されるべきと考えられるが、共同使用契約型カーシェアリングは車を個人所有するよりも、使用ルールや予約必要などの面で「不便で面倒な物」である。また、日本は車の個人所有意識が高い。実施してみても「個人所有の便利さと満足度」に対抗する困難さを実感している。この不便で面倒なものを意識改革とともに広めようとしているわけなので、現状のように「登録作業を毎回全員分行う」他の規制が有るようでは、普及拡大は進まない。今、車両提供者がもう一人現れたが、手続き煩雑な為に登録を躊躇している現実がある。特例で主に下記2点等の手続きを最小限にして、普及を促進して欲しい。</p> <p>届け出制化;前回答では「仮に届出制にしたとしても、営業類似行為であるか否かについて確認する必要がある、実質的に許可制と同一の事務処理となる」との事であるが、事務処理は同一だとしても、参加住民側としては1ヶ月以上待たないとメンバー変更も実施できないという障害となっている。届け出制で確認頂き、問題あれば中止命令や罰則規定とすることで、営業類似行為を防止しながらカーシェアリングを推進させて欲しい。</p> <p>車検証への全員記載の不要化</p>	埼玉県	NPO法人志木の輪	住民による自家用車共同使用に関する規制緩和	<p>志木ニュータウンでは、長年の駐車場不足問題の改善を目的として、「住民による自家用車の共同使用」を5月より実施中であるが、実際にやってみても現状の共同使用の手続きは手間が掛かり過ぎ、普及、継続するのは大変困難。一般的に見ても現手続き規制は、善良な共同使用意識の拡大を阻んでおり、小規模カーシェアリングの普及の妨げになっている。そこで、特例として、公益性の有るこの「地域住民による共同使用」に対し、「手続きの簡素化」あるいは「自家用車の共同使用の許可規制の撤廃」を提案。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1083	1083010	タクシー需給調整特区	特別監視地域と緊急調整地域の指定要件から実車率及び苦情件数を除き、日車営収に主眼をおいた捉え方とその算定基準を改正道路運送法施行以前(平成13年まで)の前5年間の平均数値との比較をし、緊急、特別監視地域指定を行うのが本来の姿であり、現実に即した基準にして頂く。	緊急調整地域に認定された後仙台市のタクシー-事業者により、認定後適正台数を目指すものの、これまでの増車台数を勘案し減車に取り組み現在の劣悪な状況が早期に改善されるようにする。	日車営収に主眼を置いた捉え方により、「タクシー-需給調整特区」を申請する。緊急調整地域のうち、実車率、苦情件数を除き算定基準を見直す。(1)日車営収は増車による影響が一番受けやすく、かつ増車の度合いを端的に示している。(2)実車率は客待ち駐車時間が長ければ総走行キロが少なくなり、実車率は低下しないばかりか上昇する。(3)苦情件数は、業界並びに企業の努力は報われない。(4)算定基準は改正道路運送法施行以前(平成13年まで)の5年間とする。実態を反映し、現実に即した方法により特区認定していただきたい。	宮城県	社団法人宮城県タクシー協会 仙台地区総支部	タクシー-需給調整特区	平成14年の道路運送法改正以来、仙台市ではタクシーが激増し、タクシーの客待ち違法駐車による交通渋滞、空気環境汚染が社会問題となっている。また、日車営収の急激な低下によって運転手の労働条件が悪化し、事故の危険性が高まり、結果として利用者利便を低下させ、公共交通機関としての社会的責任が果たせていない。そこで、この問題を解決する手段の一つとして、タクシー需給調整の規制を強化する「タクシー-需給調整特区」を提案する。具体的には、「特別監視地域」と「緊急調整地域」の指定要件から、「実車率」及び「苦情件数」を除く、又算定基準を「法改正以前の5年間(平成9年～13年度)の平均値」とする。
1148	1148010	特定区間のバス運行に関する規制緩和	車掌の乗車が義務付けられている事業用車両(道路運送法第1章総則第15条記載)を営業運行する場合、特定の路線区域においては必ずしも車掌の乗車を義務付けない旨緩和する。	交通アクセスの向上と、観光PRのため、昭和42年製の「ボンネットバス」を由布院温泉～湯平温泉間において定期運行する。湯布院町の二つの温泉地の交流人口の増加と、湯平温泉観光のPRを図る。	乗車口の扉に自動開閉装置が付いていないことから、現行法において、必ず車掌の乗車が義務付けられている。ワンマンバスが主流の現在、車掌としての雇用確保は困難であること。また、途中停車場が1箇所しかない特定路線であること等鑑みて代替措置を講じた上で規制の緩和を求める。	大分県	湯平温泉観光協会	古き良き湯治場文化再生構想(特定区間のバス運行に関する規制緩和)	湯平温泉は、かつては大変賑わった温泉地ですが、近年、地域住民の過疎化が進み、観光地として致命的な程に交通アクセスが不十分な状況です。そこで、この問題解決と併せて話題性の提供を兼ねて、由布院～湯平間を、試験的に昭和42年製の「ボンネットバス」の運行を開始していますが、このバスの運行に関しては、現行法では必ず車掌の乗車が義務付けられています。今後この事業継続を想定した場合、土日祝日における車掌の雇用確保が困難であること、また途中停車場が1箇所しかない特定の路線であること等を鑑み、必ずしもこの区間においては車掌の乗車を義務付けない様規制の緩和を提案します。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1072	1072010	自動車の回転灯装備と公道走行の柔軟化	都道府県警察本部長の証明書の交付を受け、かつ、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく保安措置として発行する「車両通行証」を提示する、「海上コンテナ積載用トレーラー」のみを対象として、限定(人工島)された区域における、自動車の回転灯装備と公道走行を許可する。	海上コンテナ貨物量の増大に伴い、コンテナターミナル(岸壁)と背後圏(倉庫・工場等)との間で、海上コンテナが大量にトラック輸送されている。こうした中、通常の輸送とは別に、特定のコンテナのみを、一定量(約50個~200個)短時間で、限定された区間(ターミナル・背後施設間)をピストン輸送されることがある。 この場合、効率性と安全性を高めるため、他の輸送車両と差別化することが必要であり、ターミナル内と背後施設内では、回転灯を装備・点灯して輸送されている。 しかし、現状では、公道区間で回転灯の取外しが必要となり、時間的ロスと一時停車による安全性の懸念が生じている。 そこで、物流の効率化に向けたリードタイム短縮と安全性の確保のために、一般車両の通行が極めて少量で、短距離で限定された経路を走行する場合に限り、公道における回転灯装備と走行を許可する。 この場合、走行を許可する車両は、都道府県警察本部長の証明書の交付を受け、かつ、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく保安措置として発行する「車両通行証」を提示する、「海上コンテナ積載用トレーラー」のみとする。	現状では、回転灯の取付け・取外しのために、特定の敷地内とはいえ、大型車両の一時停車が頻繁に発生し、時間的ロスが大きいに加え、安全性に懸念が生じている。	愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画	名古屋港は、海上輸送と陸上輸送の結節点として、中部地域の発展に大きく寄与している。名古屋港産業ハブ特区計画は、「名古屋港の戦略的な活用による中部地域ものづくり産業の持続的な発展」を目標として、「名古屋港全域における物流機能の高度化」「ロジスティクスハブの形成」「基盤産業ハブの形成」の3つの事業展開を推進している。こうした中、急増する海上コンテナ貨物の港湾内(陸域)輸送における「自動車の回転灯装備と公道走行の柔軟化」、輸出入自動車の回送運行における「仮ナンバー表示の柔軟化拡大」により、リードタイム短縮・コスト縮減を通じて物流の更なる効率化をめざす。
1072	1072020	自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化の拡大(特定事業1204における柔軟化区間の拡充)	特定事業1204により交付された回送運行許可番号標について、通常の方法で取り付けることで、特区内全域の回送運行を許可する。	特定事業1204は、特区内の特定区間に限り使用できる回送運行許可番号標を別途定め、その使用が認められることにより、回送運行効率の向上に寄与している。その一方で、特定区間外で使用する同許可番号標も必要であることから、現状では特定区間内で使用する同許可番号標を追加で借受けることになる。そこで、特定事業1204の回送運行許可番号標の使用可能範囲を特定区間から特区内全域に拡大し、更なる事業者の負担軽減と回送運行効率の向上を推進する。	特区内の特定区間内外に自動車を回送運行する事業者は、「特定区間用の回送運行許可番号標」と「通常回送運行許可番号標」の両方を申請・借受する必要がある。このため、特定区間内の回送運行作業における負担が軽減される一方で、特定区間外の同許可番号標の借受に関する経費が必要となっている。そこで、特定事業1204の回送運行許可番号標の使用可能範囲を拡大し、更なる事業者の負担軽減と回送運行効率の向上を推進する。	愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画	名古屋港は、海上輸送と陸上輸送の結節点として、中部地域の発展に大きく寄与している。名古屋港産業ハブ特区計画は、「名古屋港の戦略的な活用による中部地域ものづくり産業の持続的な発展」を目標として、「名古屋港全域における物流機能の高度化」「ロジスティクスハブの形成」「基盤産業ハブの形成」の3つの事業展開を推進している。こうした中、急増する海上コンテナ貨物の港湾内(陸域)輸送における「自動車の回転灯装備と公道走行の柔軟化」、輸出入自動車の回送運行における「仮ナンバー表示の柔軟化拡大」により、リードタイム短縮・コスト

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1173	1173010	岐阜市の専任水防団が、岐阜市長の命令下において行う河川堤防等のパトロールにおいて、水防団員の個人所有車両を使用する場合は、河川堤防等のパトロールに限り、車両を事前に限定して、ゴムマグネット等による着脱式のオレンジ色回転灯の装備使用を可能とすること。	『道路運送車両の保安基準』により、ゴムマグネット等による着脱式のオレンジ色回転灯を車両に装備することは認められていない。 これを、岐阜市水防団員が、岐阜市長の認めた車両について、『道路運送車両の保安基準』第55条の定めるところにより地方運輸局長に対しゴムマグネット等による着脱式のオレンジ色回転灯の装備を例外的に認めるための基準緩和申請をした時は、当該申請者を構成員とする水防団が、水防活動の一環として行う河川堤防等のパトロールに限り認認することができるよう基準を緩和する。 (『道路運送車両の保安基準』第55条の定める地方運輸局長の基準緩和申請にかかる認定基準の緩和。)	岐阜市水防団が、ゴムマグネット等による着脱式のオレンジ色回転灯を事前に認可を得た車両に装備使用して、水防活動の一環として河川堤防等のパトロールを行う。	・ゴムマグネット等による着脱可能なオレンジ色回転灯を車両に装備することは認められていない。水防活動を行う専門的な車両を、緊急車両とすることは認められている。しかし、水防団に公的に専用の車両を配備することは、現状では極めて困難であり、水防団員の車両を用いて河川堤防等のパトロールを行うことも止むを得ないのが現状である。緊急車両としての指定が可能であることから、水防活動における回転灯装備の必要性は認められている。したがって一般車両についてもオレンジ色回転灯が悪用されないように配慮しながら、限定的に装備使用することによって、水防活動の安全性を確保していきたい。	岐阜県	岐阜県岐阜市	回転灯、点けて守るぞわがまち特区	岐阜市には、地域の課題を地域が自らの力を発揮することによって、その解決を図り、それが、互いの結束を固め、新たな活動を誘発するといった好ましい循環を生み出している例がいくつ在る。これらの活動の一つとして、長い歴史を持つ専任の水防団活動がある。 本特区は、水防団が行う河川堤防等のパトロールにおいて、パトロールに使用する車両に着脱式のオレンジ色回転灯を装備使用できるようにするものである。これによって、これらの水防活動時の安全性、市民のこれらの活動に対する士気を高めようとするものである。
1270	1270010	青色回転灯を装備した防犯パトロール車の業務範囲の拡大	現在の規定では青色回転灯の装備は防犯パトロールに限定されているが、防犯パトロールに併せて不法投棄防止パトロールを実施する場合も、青色回転灯を使用することを可能とする。	防犯パトロールに併せて不法投棄防止パトロールを実施できることにより、地域の犯罪抑止と街の美化推進が期待できる。	不法投棄は、市民意識調査での課題認識が非常に高い状況にあり、ゴミの減量化やリサイクルの促進、自然環境保護、街の美化の観点からも、不法投棄を抑止することが重要である。また、不法投棄場所は、二次的な犯罪が発生する可能もあるので、不法投棄抑止は地域住民にとっても重要である。	神奈川県	神奈川県横浜市	安全安心よこはま防犯特区	地域防犯力を強化させるには青色回転灯を装備した防犯パトロール車での巡回が効果的であるが、防犯パトロール車の業務範囲拡大や、市町村が防犯団体となる場合の移動中の防犯パトロール活動の容認といった特例措置などを提案・実現することで、行政と地域が連携した地域防犯力の強化を目指す。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1270	1270020	青色回転灯を装備した防犯パトロール車の業務範囲の拡大	防犯パトロールに併せて風水害による災害発生が見込まれる場合及び発生時も青色回転灯を使用して広報活動を行うことを可能とする。	風水害による災害発生が見込まれる場合及び発生時の広報活動を実施することにより、犯罪発生を抑止すると共に、市民生命の安全確保を推進することができる。	近年増加する局地的集中豪雨など、風水害の発生が見込まれる時又は発生した場合に、短時間で広域的に広報活動を実施するには、現在本市で所有している広報車等だけでは困難な状況である。	神奈川県	神奈川県横浜市	安全安心よこはま防犯特区	地域防犯力を強化させるには青色回転灯を装備した防犯パトロール車での巡回が効果的であるが、防犯パトロール車の業務範囲拡大や、市町村が防犯団体となる場合の移動中の防犯パトロール活動の容認といった特例措置などを提案・実現することで、行政と地域が連携した地域防犯力の強化を目指す。
1270	1270030	他の業務に基づく移動中における防犯パトロール車の防犯活動の容認	市町村が防犯団体となる場合は、他の業務に基づく移動中も青色回転灯を点灯し防犯活動を可能とする。	他の業務による移動中の時間に防犯活動が可能となれば、自主パトロールの活動時間が増え、それに伴う犯罪の抑止効果や早期発見が期待できる。	市内における治安情勢は悪化しており、今年度の市民意識調査においても、昨年度に引き続き防犯対策が行政への要望の第1位にランクされるなど、早急に対策を実施しなければならない。そこで、市町村が公務中において可能な範囲で防犯活動を行うことが、地域防犯力の強化につながる。	神奈川県	神奈川県横浜市	安全安心よこはま防犯特区	地域防犯力を強化させるには青色回転灯を装備した防犯パトロール車での巡回が効果的であるが、防犯パトロール車の業務範囲拡大や、市町村が防犯団体となる場合の移動中の防犯パトロール活動の容認といった特例措置などを提案・実現することで、行政と地域が連携した地域防犯力の強化を目指す。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1072	1072030	輸出入自動車の回送運行における自動車損害賠償責任保険料の低減	特定事業1204により交付された回送運行許可番号標における自動車損害賠償責任保険料を低減する。	特定事業1204による回送運行許可番号標の使用は、回送運行事業者の負担が軽減されるとともに、回送運行効率の向上により地域の活性化に寄与する。そこで、同許可番号標の自動車損害賠償責任保険料を低減することにより、更なる事業者の負担軽減とその使用拡大による回送運行効率の向上を推進する。	特定事業1204により交付された回送運行許可番号標は、使用区間が限定されるとともに、熟練した作業員が使用することを考慮して、自動車損害賠償責任保険料を低減する。	愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画	名古屋港は、海上輸送と陸上輸送の結節点として、中部地域の発展に大きく寄与している。名古屋港産業ハブ特区計画は、「名古屋港の戦略的な活用による中部地域ものづくり産業の持続的な発展」を目標として、「名古屋港全域における物流機能の高度化」「ロジスティクスハブの形成」「基盤産業ハブの形成」の3つの事業展開を推進している。こうした中、急増する海上コンテナ貨物の港湾内(陸域)輸送における「自動車の回転灯装備と公道走行の柔軟化」、輸出入自動車の回送運行における「仮ナンバー表示の柔軟化拡大」により、リードタイム短縮・コスト削減を通じて物流の更なる効率化をめざす。
1024	1024010	平水区域一体化構想	苦小牧港の西港区と東港区の2つの平水区域の間にある沿海区域を、2つの平水区域間の移動を目的としたポートサービス船舶に限り沿海区域の規制を緩和し、平水区域と同様の取扱いをする。 平水区域と同様の取扱いをする沿海区域の範囲の例 例1 苦小牧港の西港区と東港区の2つの平水区域の半円とその接線及び海岸線で囲まれる区域 例2 苦小牧港の西港区と東港区の2つの平水区域の間にある沿海区域で海岸線から2km以内の区域	苦小牧港の西港区と東港区の間を航行するポートサービス船舶は、1隻当たり年間の人件費で2千万円、検査料で6百万円の削減になる。また、VHFデジタル選択呼出聴取装置、遭難信号送受信機(SART、レーダートランスポンダ)、非常用位置指示無線標識装置(EPIRB)、航行警報受信機(NAVTEX)、船舶無線(NTT)などの設置義務もなくなる。このようにポートサービス業務の経費が軽減され、北海道経済を牽引する中核国際港湾苦小牧港の一層の利用促進を図ることができる。	苦小牧港の平水区域は、西港区が半径2.7km、東港区が半径4.7kmの半円となっている。外郭施設である防波堤から外海側へは最大でそれぞれ3kmと4kmほど離れている。一方、2つの平水区域の間にある沿海区域は6kmほどあるが、この間を一体化した場合、防波堤から外海側へは西港区から4.5km、東港区から6kmほどの位置でつながることになる。つまり、現行より1.5倍程度遠く、防波堤から離れることになるが、平水区域間の移動のみを目的としたポートサービス船舶に限るのであれば、問題はないものと考えられる。	北海道	北海道苦小牧市	平水区域一体化構想	西港区と東港区の2つの内陸掘り込み港湾からなる苦小牧港は、昭和57年にそれぞれの港区ごとに平水区域が指定され、双方の平水区域の中間部分約6kmが沿海区域となっている。このため、ポートサービス船舶の両港区の移動には沿海区域の規制が適用され、経費の増加を招いている。近年、東港区の整備が進み、平成17年には多目的国際ターミナルの供用を開始する。また、平成14年には両港区の間にマリーナ施設が完成している。そこで、東西両港区間の平水区域を拡大し、一体化することによって、ポートサービス業務の経費が軽減され、北海道経済を牽引する中核国際港湾苦小牧港の一層の利用促進を図ることができる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1208	1208010	わが国外航商船の第二船籍制度創設(日本籍外航商船に対するいわゆる日本人船員配乗要件の改廃)	日本籍外航商船に対するいわゆる日本人船員配乗要件の改廃、および、外国人船員の海技資格承認試験制度の抜本的見直し等、関連資格の取得手続の簡便化等を図る。		わが国外航商船隊1,873隻のうち日本籍船は僅かに103隻(2003年7月現在)に減少しているが、これは、現行制度のもとでの日本籍船が、船員配乗要件・船舶設備/検査要件・税制の3点を主とする高コスト要因によって国際競争力が大幅に劣るため、日本の外航海運企業・船主は、パナマなど海外に船舶を置籍せざるを得ない状況となっているからである。しかしながら、こうした外国籍船の場合、置籍国(旗国)のおかれている内外の政治・社会情勢の影響を受けざるを得ないことから、日本籍船に比し法的安定性に劣ることは否めず、さらに何らかの非常事態が発生しても日本政府の保護管理の直接的な対象とはなり得ないため、わが国にとって安定的な国際海上輸送力を確保する観点からも問題があると考えられる。日本籍船が外国籍船並みの国際競争力を保持すれば、船主にとって船舶保全上様々な面で安心感の高い日本籍船志向が強まることは確実であり、また、日本籍船の減少を防止する施策を講ずることは、1996年の第136回通常国会において衆参両院で採択された「海上運送法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」(添付参照)の趣旨にも合致することとなるので、圏域に海運・造船を中心とした海事産業集積が形成され、圏域の外航船主が500隻近い外国籍外航商船を実質保有する今治市と日本船主協会は、日本籍外航商船を対象に以下3点を実現し、今治市を船籍港とする新たな日本船籍制度(第二船籍制度)を創設し、わが国商船隊に占める日本籍船の比率を増加することとしたい。 日本籍船に対するいわゆる日本人船員配乗要件を改廃すること。	愛媛県、東京都	愛媛県今治市、社団法人日本船主協会	わが国外航商船の第二船籍制度創設	日本籍外航商船に対するいわゆる日本人船員配乗要件の改廃、および、外国人船員の海技資格承認試験制度の抜本的見直し等、関連資格の取得手続の簡便化等を図る。
1013	1013010	強制水先の必要な船舶(外国籍船)の見直し	関門区において入出港する強制水先が必要な船舶のうち、下記について適用を除外とする特例を設けること。 水先法第13条ただし書きに定める船舶の船長について、関門区において定期的に入出港する外国籍強制水先対象船舶の船長のうち、下記要件を満たす船長を対象とする。 1. 水先法施行規則第22条に規定する表中、第1欄:関門区、第2欄:関門港航路区域のみを航行し、関門区の区域を通過する船舶以外の船舶について、外国籍船舶の船長(外国人)については第4欄の回数を50回とすることで、日本籍船よりも厳しい条件を設定することにより、安全性を確保する。 2. 下記安全対策設備等を搭載している船舶のみを対象とし、安全性を確保する。 1)船舶自動識別装置(AIS) 2)自動衝突予防援助装置(ARPA) 3)SOLAS条約に基づき(SMC(安全管理証書)) 3. 輻輳水域での行き合い船とのコミュニケーションを図るため、船長、一等航海士をはじめ操船にあたる複数の船舶職員が英語を話すことが出来ること。	H15年4月21日に認定していただいた、本市構造改革特別区域計画(名称:下関市・東アジアロジスティック特区)の目標に掲げている下関港における物流の更なる効率化を図る。 具体的には、下関港で発着する国際フェリー航路及び定期コンテナ航路に就航する船舶のうち、関門区の航行環境を十分に把握している船長(外国人)が乗船する船舶を強制水先対象外とし、下関港利用にあたっての利便性向上を実現し、下関港の国際競争力アップにつなげ、地域経済の活性化を図る。	本市が行った強制水先制度の緩和に関する第5次提案に対し、次の通り規制緩和が困難である旨のご指摘がありました。要望の内容については、平成16年度中に結論を得、全国的に実施することが既に決定しており、現在検討を行っているところである。なお、外国籍船の入出港頻度(1船長当たりの年間入出港回数)が多い例は、他港にも見られるため、全国的に実施することとしている。このことについては、外国籍船が多頻度に入出港(1船長当たりの年間入出港回数)していると考えられる港としては、博多港、広島港、大阪港、神戸港、名古屋港等が考えられますが、この内、博多港、広島港は強制水先区になっておりません。また、大阪港、神戸港、名古屋港は強制水先区ですが、10,000トン強制区となっている等、下関港の3,000トン強制区に比べて既に緩和されています。第5次提案の再々検討要請時にも提案主体からの意見として提出したとおり、下関港は韓国・中国との海上距離が短いという地理的優位性(地域特性)を背景として、国際フェリーを中心に外国籍船の入出港頻度が他港に比べ格段に多く、このアジアとの近接性が故に1船長当たりの年間入出港回数も多いものとなっています。このため、全国的な対応検討とは別に、下関港の地域特性を踏まえて早期に特区としての規制緩和の実現についてご検討頂くようお願いいたします。	山口県	山口県下関市	下関市・東アジアロジスティック特区	今回の6次提案として、港域におけるコスト面での競争環境を整え、下関港の特徴を活かした事業展開を図る民間の自由な活動を支援するため、強制水先の必要な船舶の見直しについては、外国籍船船長(外国人船長)の航海実績の回数を日本籍船船長の6回に対し数倍の50回とし、合わせてAIS、ARPA、SMC等を備えた船舶のみとした。コミュニケーション問題は、世界共通語の英語が最も有効であり、十分であると考えます。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1233	1233010	強制水先の必要な船舶(外国籍船)の見直し	<p>実歴認定制度(強制水先の対象船舶であっても、当該強制区を年に一定回数以上航海した船長が運航する日本籍船であれば水先人の乗船義務を免除)の対象を拡大する。具体的には、「当該港または水域において国土交通省令で定める一定回数以上航海に従事したと認めるもの」という条件設定に関し、より厳格な要件(日本の航路、国内海事法令について船長が十分な知識・経験を有すると国土交通省が認定した場合等)を付した上で外国籍船を加える。</p>	<p>安全性に問題のない船舶について、現行の実歴認定制度の対象船舶に外国籍船を加え、港湾コストの低減を図り、東京港の国際競争力を強化する。</p>	<p>現在、「水先制度のあり方に関する懇談会」において、水先制度の抜本的な見直しが行われているところであるが、今日までの船舶機能・航行技術・航路監視システムなどの著しい進歩に鑑み、港湾サービスの効率化を推進するためにも、水先人の乗船義務を免除する船舶の対象に外国籍船を加えることが必要である。</p> <p>本件については規制改革・民間開放推進3ヵ年計画でも決定されているところであり、実施に際しては安全を確保しつつも、十分に有効活用されるよう手続面でも配慮して頂きたい。</p>	東京都	東京都	国際港湾特区	<p>アジア諸港が中継機能を増大させながら、サービス水準の向上・コスト低減を図っていく一方で、東京港を含む我が国港湾の競争力は低下してきており、大型コンテナ船の寄港頻度の減少が懸念されている。</p> <p>「国際港湾特区」の設置によって、港湾通過時間の短縮などサービス水準の一定の向上が図られているが、さらに、「習熟した船長に対する水先人の乗船義務の緩和」や「外航コンテナ船による国内輸送を認める特例措置」など規制の特例を拡充し、より一層のサービス向上、コストの低減を図ることで、東京港、ひいては我が国の港湾全体の国際競争力を強化していく。</p>
1271	1271010	強制水先の必要な船舶(外国籍船)の見直し	<p>横浜港に入港する外国籍線の船舶について、定期的な入港頻度(入港経験)がある場合、強制水先を免除あるいは、特例料金を設定し、水先料金の低減化を図ります。</p>	<p>現在、「水先制度のあり方に関する懇談会」において、水先制度の抜本的な見直しが行われているところですが、更なる水先料金低減化の早期実現を図り、横浜港の国際競争力を強化します。</p>	<p>安全面で支障が生じない範囲で料金低減につながるような制度の見直しの可能性について、ユーザーからの要望もことから、特区として再検討をお願いします。</p>	神奈川県	神奈川県横浜市	国際物流特区	<p>地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。</p> <p>横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実現に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1233	1233020	強制水先区の見直しによる水先料金の低減化	東京湾内の複数の水先区を統一し、一つの水先区とする。また、京浜港に精通した水先人の研修・指導・育成を行い、一人の水先人による水先航行を可能にする。	東京湾内の複数の水先区を統合することにより、水先料金の低減化を図り、アジア諸港に伍した国際競争力のある東京港とする。	現在、「水先制度のあり方に関する懇談会」において、水先制度の抜本的な見直しが行われているところであるが、港湾サービスの効率化を推進するためにも、次の事項について特区において速やかに実現される必要がある。 東京港に入港する場合には東京および横須賀水先区の水先人、東京港、横浜港の両港間を航行する場合には東京、東京湾および横須賀水先区の水先人が乗船することになるが、安全性を確保した上で、1人の水先人のみで航行できるよう、水先区の統合を要望する。 また、1年間に一定回数以上入港する船舶に対する割引制度を導入するなど、料金体系の柔軟化を含め、料金制度のあり方を検討し、より一層の水先料金の引き下げをするよう要望する。	東京都	東京都	国際港湾特区	アジア諸港が中継機能を増大させながら、サービス水準の向上・コスト低減を図っていく一方で、東京港を含む我が国港湾の競争力は低下してきており、大型コンテナ船の寄港頻度の減少が懸念されている。 「国際港湾特区」の設置によって、港湾通過時間の短縮などサービス水準の一定の向上が図られているが、さらに、「習熟した船長に対する水先人の乗船義務の緩和」や「外航コンテナ船による国内輸送を認める特例措置」など規制の特例を拡充し、より一層のサービス向上、コストの低減を図ることで、東京港、ひいては我が国の港湾全体の国際競争力を強化していく。
1271	1271020	強制水先区の見直しによる水先料金の低減化	東京港と横浜港を移動する船舶は水先人(東京港の水先人、東京湾の水先人、横浜港の水先人)のきょう導により航行することとなります。 安全性を考慮しつつ、1人の水先人で一体的に水先業務を行えるような特例の実現をお願いします。	現在、「水先制度のあり方に関する懇談会」において、水先制度の抜本的な見直しが行われているところですが、更なる水先料金低減化の早期実現を図り、横浜港の国際競争力を強化します。	スーパー中枢港湾として東京湾内における港湾相互間の連携が求められていることから京浜港内相互間の移動は、1人の水先人できょう導できるよう特例の実現をお願いします。	神奈川県	神奈川県横浜市	国際物流特区	地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。 横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実現に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1271	1271030	水先料金制度の更なる見直し	横浜港における水先料金については、平成16年4月の全国的な改訂を受けて、見直しが行われましたが、スーパー中樞港湾として更なる料金の低減化をお願いします。	現在、「水先制度のあり方に関する懇談会」において、水先制度の抜本的な見直しが行われているところですが、更なる水先料金低減化の早期実現を図り、横浜港の国際競争力を強化します。	特区指定に合わせて特区以外の水先料金との差別化(格差)をお願いします。スーパー中樞港湾として更なる料金低減が必要と考えます。	神奈川県	神奈川県横浜市	国際物流特区	<p>地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。</p> <p>横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実現に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。</p>
1271	1271040	強制水先の必要な船舶の範囲(対象船舶の大きさ)の見直し	港域に設定された強制区(横浜川崎区)において、強制水先の対象となる船舶の大きさを3千総トン以上から他の国内主要港と同等とすることで、水先料金の低減化を図ります。	現在、「水先制度のあり方に関する懇談会」において、水先制度の抜本的な見直しが行われているところですが、更なる水先料金低減化の早期実現を図り、横浜港の国際競争力を強化します。	現港湾計画の最終年度(平成17年度)を目処として見直すとのことですが、横浜港の現港湾計画における主たる整備である本牧B・C突堤間の岸壁が完成したことから、対象船舶の大きさについても他の主要港と同水準となるよう、見直しを前倒しをお願いしたいと考えるため。	神奈川県	神奈川県横浜市	国際物流特区	<p>地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。</p> <p>横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実現に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1233	1233030	カボタージュ(国内輸送の自国運送業者への留保)に係る規制の緩和	東京港を経由する国際コンテナ貨物のうち、通し船荷証券を有する「外国から輸送され、東京港で積み替えられ、船荷証券記載の日本の目的港まで輸送される貨物」及び「日本の積込港から輸送され、東京港で積み替えられ、外国に輸送される貨物」に限り、船舶法3条但書の沿岸輸送特許の取得を認めることにより、限定的にカボタージュ規制を解除する。また、空コンテナの輸送については年間で包括的に承認するなど、手続きの簡素化を行う。	東京港を経由する国際コンテナ貨物について、限定的にカボタージュ規制を解除する。このことにより、現在、海外において積み替えがなされている地方港向け(出し)貨物を集積することにより、基幹航路の我が国への寄港を確保する。	我が国港湾の直送率低下は急速に進んでおり、国民経済上危機的な事態が懸念される中、スーパー中枢港湾に指定された東京港において当該規制を緩和して、地方港を発着する貨物積替の海外流出を防ぐことが、我が国のコンテナ港湾の国際競争力強化のため必要である。 国土交通省の主張してきた「安全保障上の問題」については、現在一部船社に対し船舶法3条但書の沿岸輸送特許の運用により限定的に規制を解除しており、また、当該規制も現在生じているトランシップ港の外国港へのシフトの要因の一つと考えられ、今後の動向によっては、国内フィーダー輸送量減少も懸念されることから、本規制を緩和することがむしろ国益に合致するものと考えられる。 なお、本規制の緩和がトラック輸送から海上輸送へのモーダルシフトにも寄与することが期待される。 また、特例的に認められる空コンテナの輸送の申請手続きについては輸送の都度事前に申請を行わなければならないこととなっているため、利用者の利便性向上による国際競争力強化のため、年間で包括的に承認するなど手続きの簡素化を求める。	東京都	東京都	国際港湾特区	アジア諸港が中継機能を増大させながら、サービス水準の向上・コスト低減を図っていく一方で、東京港を含む我が国港湾の競争力は低下してきており、大型コンテナ船の寄港頻度の減少が懸念されている。 「国際港湾特区」の設置によって、港湾通過時間の短縮などサービス水準の一定の向上が図られているが、さらに、「習熟した船長に対する水先人の乗船義務の緩和」や「外航コンテナ船による国内輸送を認める特例措置」など規制の特例を拡充し、より一層のサービス向上、コストの低減を図ることで、東京港、ひいては我が国の港湾全体の国際競争力を強化していく。
1271	1271050	カボタージュ(国内輸送)に係る規制(自国運送業者への留保)緩和	現在、船舶法により日本各港間の輸送(貨物及び旅客)は原則、日本籍船でなければ行えないところ、横浜港で扱う海上コンテナに関しては、外国籍船の母船同士による構内積み替え輸送を可能とします。	本件はスーパー中枢港湾として横浜港の国際競争力を強化する上で需要であり「国際物流特区」が認定された中、横浜港を寄港地とする外国籍船同士の横浜港における海上コンテナの積替輸送を可能とするといった規制緩和措置を設定し、横浜港における海上コンテナの一層の集積を図ります。	横浜港で扱う通し船荷証券の外貨コンテナに関して、同一外国船社の外航の母船同士による積替輸送(船荷証券記載の目的地まで、または積込港から)が実現できれば、効率的な輸送が可能となります。 (例) ある外国船社が、釜山港・横浜港を経由する北米航路と、横浜港・国内A港・釜山港を経由する欧州航路を運行しているとし、A港から北米へ貨物を輸送する場合、「A港 釜山港 横浜港 北米」という現在のルートではなく、「A港 横浜港 北米」というルートで輸送できるようになります。 この結果、海外で行われているコンテナ積替作業を国内に取り戻すことができ、横浜港の活性化やコストダウンに役立つものと考えております。 また、このような条件下では、国内輸送への影響を与えませんので、安全保障の問題も発生しないものと考えます。	神奈川県	神奈川県横浜市	国際物流特区	地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。 横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実現に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1269	1269010	バリアフリー化した観光船に対する小型船舶の定義の特例	全国的に高齢化社会となり当地域においても、高齢者や身体の不自由な観光客も増加してきている、これに対応するためにも観光船のバリアフリー化が必要となってきた。採算ベースで考えたとき定員45名は必要となるが、ワンフロアのバリアフリーで45人定員の船を建造すると、最低でも長さは24mでトン数は28トンとなり小型船舶の基準を超えることになる、このような船を建造した場合乗員や検査費用ともに小型船とは比べものにならない負担となる、このように24m以内のバリアフリー化した観光船に対しては、レジャー船と扱いを同じにし、トン数に関係なく小型船舶の基準の適用を受けたい。操船に関する安全性については、船種・船舶の運動性能・航行区域・地域の特性などによって違ってくるので、単に総トン数だけでなく判断していただきたい、プレジャーボートが24m未満でトン数の制限なく1級小型免許での操船が安全と判断されるなら、24m未満の観光船でも安全面では可能であると考え。	高齢者、障害者に安心して利用できる観光産業。高齢者、障害者の観光客増加による観光産業の発展に効果がある。他地域に先駆け造船技術の向上を図って、先進地としての地位を確立することで産業の育成と雇用の拡大に繋がる。日本海に浮かぶ離島としては、外洋型の船の利用により、より安全な航海ができる。	観光が産業の柱の一つになっている当地域においては、海上遊覧なくしての観光は考えられない、全国的に高齢化社会となり当地域においても、高齢者や身体の不自由な観光客も増加してきている、これに対応するためにも観光船のバリアフリー化が必要となってきた。採算ベースで考えたとき定員45名は必要となるが、ワンフロアのバリアフリーで45人定員の船を建造すると、最低でも長さは24mでトン数は28トンとなり小型船舶の基準を超えることになる。昭和49年小型船の定義が5トン未満から20トン未満に、長さ12メートル未満に改正され、一気に4倍の規制緩和があった、これによる操船技術の事故もなく、むしろ安全性が格段に良くなり安心して運航できた、過去30年に及び技術開発に伴う船体設備機器の性能の向上により、多少の船体大型化も十分対応できると思われる、昨年の改正によりレジャー船の場合は24mまでなら、トン数に関係なく小型船舶の取り扱いにするとの規則の改正がされている、この規定を旅客船にも適用すると、乾舷・予備浮力・復元性など格段に良くなり、オープンスペース等も広く、究極のバリアフリー船を建造することができる、これによりサービスの向上も図れ、観光産業の発展が望める。また造船技術の向上も図れ、産業の育成、雇用の拡大にも繋がる。	島根県	島根県隠岐郡西ノ島町	隠岐島バリアフリー化海上観光特区	全国的に高齢化社会となり、当地域においても高齢者や身体の不自由な観光客も増加している、これに対応するためにも観光船のバリアフリー化が必要となっている、昨年の規則の改正によりレジャー船の場合はトン数に関係なく小型船舶の扱いをするとの規則の改正がされた、この規定を旅客船にも適用できるよう規制の緩和をしてもらおうと究極のバリアフリー船を建造することができサービスの向上が図れ、観光産業の発展、他地域に先駆けた造船技術の向上などが図れる。
1066	1066010	改正油濁損害賠償保障法における100トン以上の一般船舶に対する保障契約義務の緩和	改正油濁損害賠償保障法における100トン以上の外国船舶への保障契約締結義務を、同法施行以後も鳥取県境港においては500トン以上の船舶に緩和する。	鳥取県境港におけるベニズワイガニの輸入量は年間約7000トン、これを原料とした加工業の生産額は年間180億円に上るが、これらの船舶の多くは船主責任保険に未加入の状態。このため、同法が施行され、これらの外国船舶入港が禁止された場合、境港へのベニズワイガニ輸入は激減し、倒産、雇用不安など地元水産加工業、地元経済に大きな影響を及ぼすことが予想される。この特例により地元水産業への影響が最小限に抑えられる。		鳥取県	川上義博	境港水産加工業振興特区	鳥取県境港市は国内最大のベニズワイガニ水揚を誇る水産業の町。しかし近年の漁獲減少により現在では外国より輸入したベニズワイガニを原料とした加工業が地元産業で大きな位置を占めている。2003年同港に輸入された原料は約7000トン、加工による生産額は180億円に上る。改正油濁損害賠償保障法の成立により100トン以上の船舶に対し保障契約の締結が義務付けられる。境港に入港する外国船の多くは保険未加入の状態であるため、入港禁止が実施された場合に地元産業の倒産など経済に与える影響は計り知れない。こうした事態を回避するため、境港においては保険加入義務を500トン以上に引上げる特区を申請する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1093	1093010	動植物性残さの再資源化リサイクル	海洋に動植物性残さを投入することが海面に油膜が生じると言うことで現在、禁止されているがこの部分を緩和し、海洋に投入することを認めて頂きたい。	動植物性残さを海洋投入することにより、経験則も含めて、海中にプランクトンが発生しやすくなり、「磯焼け現象」が解消され、魚介類の増殖に繋がる。		北海道	上ノ国町・江差町・乙部町・熊石町・大成町・奥尻町・北檜山町・瀬棚町	海洋由来有機物による再資源化プロジェクト	前浜の「磯焼け現象」などを解消するため、海洋由来有機物(魚の粗など)を海中に投与することにより、食物連鎖を促進し昆布・ホンダワラなどの海藻を繁茂させ、魚介類の増殖を図る。そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」により規制されている動植物性残さの海中投与の規制緩和を求める。これにより、海から獲れた物を海に帰して海を豊かにするという再資源化による資源増殖型漁業を確立し、高齢化した漁業従事者が働き続ける環境を構築する。
1014	1014010	ドクターヘリ安全運航のための架空線標識の設置	航空法51条に規定があるにもかかわらず何ら対策が採られていない現状に対して法どおりの実施を要望するもの。第5次提案時の回答はあくまでの一般論としての回答であり、法では60m以上の架空線に対して標識を設置するとなっているが、150m以上に対して全国で127ヶ所検討するとなっている。第5次特区提案時に提案したのはドクターヘリの社会性、運航の特異性に鑑み特区として検討を要望したものであり、全国127ヶ所の設置回答では我々の活動フィールドでは単純平均で考えるならばわずか3乃至4ヶ所の標識設置にしかならず回答は不満である。第5次提案時の回答ではヘリコプターの長距離空輸時の対応としが認められず、ドクターヘリの活動フィールドでの安全対策としては不満である。すべての架空線に対して標識設置を要望するつもりはないが法どおりの60m以上の架空線に対してドクターヘリ活動地域では優先されて検討されて当然と判断する。又第5次提案時に高圧線だけではなくその他の架空線に対する回答は得ていない。どのようになっているのか回答されたい。	航空法51条では60m以上の高さの架空線に対して標識を設置することになっている。この事に関して第1次地域再生、第5次特区提案で法どおりの対応を要望したが、その後木曾谷で危惧していた架空線接触事故がおき4名が事故死する事態もあって具体的な検討がされた。ところが全国的な対応策は150m以上の高圧線に対して全国で127ヶ所の高圧線を対象とする報道がなされているが特区としてドクターヘリの活動地域に対する対応策は示されていない。ドクターヘリの社会性、運航の特異性に対して真摯な回答を要望するものである。	第5次提案に対する回答はあくまでも全国的な一般論としての回答であり特区としてドクターヘリの活動範囲に対して対応策を要望したことに対する回答を得ていない。今年木曾谷で起きたような報道機は早晚遠隔撮影機材が行きわたり低空での撮影飛行は必要なくなる。一人ドクターヘリのみがどうしても患者発生地点の直近の場所に下りなければミッションが果たすことができず最も危険性をはらんでいる。全国的な対応は当然のことであるがなぜドクターヘリ活動地域について検討がなされないのか疑問を感じる場所である。又第5次提案ではその他の架空線に対する対応を要望したが回答を得ていない。	愛知県	愛知医科大学高度救命救急センター	ドクターヘリ安全運航のための架空線標識の設置	架空線の標識設置については航空法には法上の準備があるところである。ドクターヘリの運航主体としてはその運航上の特異性から高圧線等との接触事故を恐れていた。ところが恐れていたことが報道機で実際に起こり、ドクターヘリ出動の度ごとに戦慄を覚える。2度にわたる提案や事故を契機に国では検討が行われて一応の方針が決定済みである。ところが全国一律の方針であり特区としてのドクターヘリのフィールドに対する回答は考慮されていない。ドクターヘリの運航の特異性やその社会的な使命を充分認識して法どおりの60m以上の高圧線に対して早急な対応を要望する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1015	1015010	愛知ドクターヘリ基地周辺架空線に対する照明付き標識の設置	第5次構造改革特区提案で同じ案件を提案したところであるが回答はヘリポートの資格により基地周辺の架空線に対する設置可否の回答であった。現代の大病院の運営環境は大変流動的で諸般の事情から基地ヘリポートも臨時ヘリポートで運営しなければならない。そこで事業の本質が救命救急センターという社会資本であること、又事業が国費・県費で運営されていることに鑑みヘリポートの資格にとらわれず基地周辺架空線に対して照明付き標識を要望しているところです。第5次提案時の「最終回答」は特区としてたとえ臨時ヘリポートであっても事業の本質が全く公的な性格を帯びていることに鑑み特別に要望していることに対する回答をお願いしている次第です。	現在ドクターヘリの運航は9時～17時であるが冬季の薄暮以降等については悪天候時の基地への帰投は大変危険を伴う。又大病院の周辺は人家が建て込んでいるのが通常のことであるが安全確保の面から基地周辺1Km範囲の架空線については例えば60m以下の高さであってもドクターヘリの社会性、運航の特異性を考慮して照明付きの標識の設置を要望する。なお設置要件の可否をヘリポートの資格にとらわれず、事業の社会性、公的に配慮して検討を願うものです。	第5次同再提案に対する最終回答はヘリポートの資格による設置の回答であった。事業の社会性、公的に配慮した回答とは認められない。もとよりヘリポートの資格があることは承知の上であるが病院としては諸般の事情から今しばらくは臨時ヘリポートでドクターヘリを運航しなければならない。ここに臨時ヘリポートであっても基地周辺1Km範囲内の60m以下の架空線であっても運航上危険性を伴うものについては照明付きの標識の設置を要望するものです。	愛知県	愛知医科大学高度救命救急センター	愛知ドクターヘリ基地周辺架空線に対する照明付き標識の設置	愛知医科大学のドクターヘリ基地は諸般の事情から臨時ヘリポートで運営している。基地周辺には高圧線等もあり冬季薄暮以降に帰投するヘリコプターに対し悪天候時は安全運航が危惧される。幸い法に準備もあるところから、ヘリポートの資格のことは別にして事業の社会性を考慮し特区として特別に照明付障害標識の設置を要望するものである。事業主体は救命救急センターという社会資本で受けており、又国費・県費で運営されていることを考慮してほしい。
1058	1058010	旅行業法第8条(営業保証金の額等)	特定の地域内において、旅行業法第8条(営業保証金の額等)で定めるところの第2種旅行業の営業保証金の減額(半額程度)	中小事業者が特定の地域内において主催旅行(旅行業者があらかじめ旅行の目的地や日程、宿泊先、交通手段などの計画やその代金を定め、その旅行プランに参加する旅行者を広告やその他の方法で、募集し実行する旅行)を営むことが出来るようにする。 中小事業者は、減額された金額をもとに地域を紹介するガイドブックの作成やバスガイドの養成、地域住民が観光客に対する接し方&もてなし方などを事前に取得する機会を提供できるようになる。	国内で主催旅行を営む(第2種旅行業に該当)には、「基準資産額」は700万円以上、「営業保証金」は1,100万円を供託することが必要となっている。だが、「営業保証金」として1,100万円を供託することが財政的に可能な中小事業者は地域では皆無に等しい。 よって、旅行業法第8条(営業保証金の額等)で定めるところの第2種旅行業の営業保証金の額が半分程度であったとしても旅行業者登録が可能となる特区を提案したい。	茨城県	土田敦司、木村道夫	ディスカバー茨城～はばたけ！ひばり～旅行業法規制緩和構想	茨城県西県南地域では、平成17年度のつくばエクスプレスの開通に伴い、広域連携による日帰りバスツアー“ひばりツアー”の運行を計画している(詳細は別紙資料参照)。 しかし、国内の主催旅行を営む第2種旅行業の登録には、「基準資産額」は700万円以上、「営業保証金」は1,100万円を供託することが必要である。だが、地域には同金額を供託できる中小の事業者は地域では皆無に等しい。 そこで旅行業法第8条(営業保証金の額等)で定めるところの第2種旅行業の営業保証金の額を半分程度でも旅行業者として登録出来るような特区を設けたい。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
5006	50060002	体験交流型観光事業に限定した第2種旅行業の営業保証金及び基準資産額の減額	<p>以下の条件を満たす体験交流型の観光事業に限り、旅行業法に定める営業保証金及び基準資産額の全廃又は減額措置をお願いしたい。実施団体が市町村の委託を受けた法人(NPO法人を含む。)であること。旅行の取扱範囲を当該実施団体が属する過疎又は中山間地域の市町村に限ること。旅行の内容は、地域の素材を活かした体験交流型の観光事業(グリーンツーリズム、都市と農山漁村との共生・対流)に限定していること。料金は前払い制でないこと。旅行業法第11条の2で定める旅行業務取扱主任者は必置とする。事業の目的を「学校教育又は一般市民の社会教育」とすること。</p>	<p>行政の委託を受けたNPO等地域団体が旅行業の登録を受けやすくなることで、地域外の旅行者に頼る必要がなく、独自の体験交流の実施が可能となる。このことにより、以下の効果が考えられる。地域に経済効果が発生する。地域の人材育成(特に高齢者)が進む。当該事業を通して、一定の収入が見込まれることで、地域外から人材を誘致することがより容易になる。地域から離れた所にある旅行者では、インストラクターの手配などの調整を行うことは、現実的には難しい。都市と農山漁村との共生・対流を進めていく上でも、地域の自立は必要であり、今回提案の緩和措置を実施することで、地域の自立が促進される。</p>	<p>体験交流型の観光事業は一般的に取扱い金額が小口である。また今回想定している事業では、通常の旅行業と比べて範囲・事業規模を著しく限定していることや、市町村の関与もあることなどから、ビジネスよりもむしろ公共性を有する「地域づくり」の性格が強いと考える。料金が前払い制でないこと、また旅行業務取扱責任者を置くことで、消費者保護は図られると考える。既存の旅行者に頼らず地域の個性を活かした事業を進めていくために、旅行業法で定める営業保証金及び基準資産額は</p>	新潟県	NPO法人にいがた奥阿賀ネットワーク		
1069	1069010	旅行業法による第3種旅行者が地域に限定したグリーンツーリズムを主催できることを認めること、あわせて同法による旅程管理業務を行う者のうち主任についての基準を緩和すること	<p>第3種旅行者の特例として、旅行目的地を岩手県内に限定したエコツアーやグリーンツーリズムを内容とする旅行を主催することができるようにする。これまでは農山漁村地域の活性化のためにグリーンツーリズムを企画しようとしても地域に旅行業の登録をした事業者がいなかったため実施できずにいたケースが多かったが第3種旅行者であればこうした地域にも登録者がいる。また地域活性化のための観光振興を目的とした事業を新規に起こそうとするグループなどにとっても第3種旅行業の登録であれば取得が容易であり事業化を促進することが可能となる。また、旅程管理業務を行う者のうち主任になりうる者の要件について、岩手県内に在住する旅行業務取扱主任者であれば、研修及び実務経験を免除するよう提案する。県内在住者であれば地域の実情に詳しいはずであり実務経験を免除しても問題は少ないと考えられる。また旅行業務取扱主任者の資格があれば研修を受講しなくても充分であると言える。</p>	<p>第3種旅行業の登録を行い、岩手県内の農山漁村地域を目的地としたエコツアーやグリーンツーリズムを提供し、県内都市部をはじめ仙台圏、首都圏などから都市住民を誘客する。また、地域の実情に詳しいインストラクターを添乗員として同行させる。25人規模の団体によるグリーンツーリズムを県内の5地域で年間10回開催するとして、1回の消費額が2万円で合計2500万円の直接的な経済効果が生まれる。さらに、都市農村交流が活発化することで、農山漁村地域に活気が取り戻されるとともに、都市住民にとっても心を癒し生きがいを感じることができる機会をつくりだすことができ、大きな社会的精神的な効果も期待できる。</p>		岩手県	株式会社 邑計画事務所	地域限定エコ・グリーンツーリズム構想	<p>岩手県内の農山漁村の自然や風土、暮らしに親しむグリーンツーリズムやエコツアーを普及するため、都市住民を呼び込む団体ツアー商品を開発し提供する。このため旅行業法による第3種旅行者の特例として、旅行目的地を岩手県内に限定したグリーンツーリズム・エコツアーの旅行については、主催することが可能となるよう規制を緩和する。あわせて旅程管理業務を行う者についての基準も緩和し岩手県内に在住する旅行業務取扱主任者であれば主任になれるように提案する。この結果、地域の小規模事業者、NPO、各種団体などによる新たなツアーが普及し、都市農村交流の活発化と地域の活性化が期待される。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
5006	50060003	体験交流型観光事業に限定した第3種旅行業の業務範囲の拡大	以下の条件を満たす体験交流型の観光事業に限り、旅行業法に定める第3種旅行業であっても、主催旅行を実施できるよう願いたい。実施団体が市町村の委託を受けた法人(NPO法人を含む。)であること。旅行の取扱範囲を当該実施団体が属する過疎又は中山間地域の市町村に限ること。旅行の内容は、地域の素材を活かした体験交流型の観光事業(グリーンツーリズム、都市と農山漁村との共生・対流)に限定していること。料金は前払い制でないこと。旅行業法第11条の2で定める旅行業務取扱主任者は必置とする。事業の目的を「学校教育又は一般市民の社会教育」とすること。	行政の委託を受けたNPO等地域団体が旅行業の登録を受けやすくなることで、地域外の旅行者に頼る必要がなく、独自の体験交流の実施が可能となる。このことにより、以下の効果が考えられる。地域に経済効果が発生する。地域の人材育成(特に高齢者)が進む。当該事業を通して、一定の収入が見込まれることで、地域外から人材を誘致することがより容易になる。地域から離れた所にある旅行者では、インストラクターの手配などの調整を行うことは、現実的には難しい。都市と農山漁村との共生・対流を進めていく上でも、地域の自立は必要であり、今回提案の緩和措置を実施することで、地域の自立が促進される。	地域外の旅行者に頼らず、地域の判断で体験交流を進めていくことに対して、第3種旅行業では主催旅行ができないことと、第2種旅行業における基準資産額及び営業保証金の額が高額であることが支障となっている。今回想定している体験交流型の観光事業では、行政の担保があり、また事業範囲や規模も通常の旅行業と比べて、著しく低いことから、法人の資産や営業保証金も低額で済むと思われるため、第3種旅行業でもって主催旅行を実施できるようにしてほしい。	新潟県	NPO法人にいがた奥阿賀ネットワーク		
1242	1242010	GPSシステムの採用とシティガイド育成による地域観光産業活性化特区提案	外国人観光客の受け入れ態勢を整えるため、地域限定ガイド制度(シティガイド制度)を導入します。そして、通訳案内業法第3条の規制を緩和し、シティガイドも有料ガイドを行い得るものとします。特区に指定された自治体がシティガイドを多数育成することにより、「外国人が安心して訪れることのできる体制を整えている」ということを対外に対してアピールすることが可能になります。また、それを通じて地域経済の再生・活性化に寄与します。	日本を旅行する外国人にとってネックになっている要素として言語が挙げられます。そこで、GPSを搭載したポータブル音声案内機を採用し、英語など主要言語以外を母国語とする旅行者でも快適に日本を旅行できる環境を作ります。また、地域の文化・歴史・社会などに精通し、訪れた観光客を安全・快適にガイドする専門員としてシティガイドの資格を導入します。個性的かつ優秀なシティガイドを多数育成することで、外国人旅行者の多様で複雑な需要にも的確対応でき、当該自治体が、外国人旅行者にとって快適・安全に旅行できる街であるということアピールできます。	シティガイド資格を導入しても、現状では通訳案内業法第3条の規制により、シティガイドが外国人観光客を外国語を用いて有料ガイドすることはできません。シティガイド制度を有効活用するためにも、シティガイドが外国語を用いて有料ガイドすることが可能な制度が必要です。そこで、通訳案内業法第3条の規制を撤廃する特区を提案いたします。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	GPSシステムの採用とシティガイド育成による地域観光産業活性化特区提案	外国人観光客の受け入れ態勢を整えるため、地域限定ガイド制度(シティガイド制度)を導入します。そして、通訳案内業法第3条の規制を緩和し、シティガイドも有料ガイドを行い得るものとします。特区に指定された自治体がシティガイドを多数育成することにより、「外国人が安心して訪れることのできる体制を整えている」ということを対外に対してアピールすることが可能になります。また、それを通じて地域経済の再生・活性化に寄与します。